

保健事業のまとめ

- 平成24年度 -

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～平成24年度～ 目次

佐倉市の概要

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 佐倉市の概況 | 7 |
| 2. 健康こども部行政組織 | 8 |
| 3. 健康増進課事務分掌 | 9 |
| 4. 保健センター施設概要 | 10 |
| 5. 歳入歳出決算額の推移 | 12 |
| 6. 地域健康危機管理体制 | 13 |
| 7. 健康増進計画「健康さくら21」 | 15 |

子どもの保健

| | |
|---|----|
| 1. 妊娠届出・母子健康手帳交付 | 21 |
| 2. マタニティクラス | 23 |
| 3. 母子訪問指導 | 29 |
| (1) 妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) | 29 |
| (2) 乳児・幼児訪問指導 | 31 |
| 4. 妊婦・乳児一般健康診査 | 32 |
| 5. 乳児相談 | 34 |
| 6. もぐもぐ教室 | 37 |
| 7. 1歳6か月児健康診査 | 38 |
| 8. 3歳児健康診査 | 41 |
| 9. 親子教室 | 44 |
| (1) たんぽぽグループ | 44 |
| (2) ひまわりグループ | 45 |
| 10. 幼児歯科健診 | 46 |
| 11. すくすく発達相談 | 48 |
| 12. ことばと発達の相談室 | 51 |
| 13. 保育園・幼稚園巡回相談 | 53 |
| 14. 健康教育・健康相談 | 54 |

思春期保健

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 思春期保健に関する取組み | 59 |
|-----------------------|----|

感染症予防

| | |
|--|----|
| 1. 感染症予防及び防疫 | 63 |
| 2. 予防接種 | 64 |
| (1) BCG予防接種 | 69 |
| (2) ポリオ | 71 |
| (3) 麻しん(はしか)・風しん | 74 |
| (4) 四種混合・三種混合・二種混合 | 77 |
| (5) 日本脳炎 | 81 |
| (6) インフルエンザ | 84 |
| 3. 結核予防 | 86 |
| (1) 結核検診 | 86 |
| 4. 予防接種(任意) | 88 |
| (1) 子宮頸がん予防接種(サーバリックス・2価、ガーダシル・4価) | 89 |
| (2) ヒブ予防接種 | 91 |

| | |
|------------------------------|-----|
| (3) 小児用肺炎球菌予防接種..... | 93 |
| (4) 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業..... | 95 |
| おとなの保健 | |
| 1. 健康手帳の交付 | 99 |
| 2. 健康教育 | 100 |
| (1) 集団健康教育 | 100 |
| (2) 個別健康教育 | 107 |
| 3. 健康相談 | 108 |
| 4. 健康診査 | 110 |
| (1) 健康診査 | 110 |
| (2) 成人歯科健康診査 | 112 |
| (3) 骨粗しょう症検診 | 114 |
| (4) 肝炎ウイルス検診 | 116 |
| 5. 各種がん検診等 | 118 |
| (1) 胃がん検診 | 118 |
| (2) 子宮頸がん検診 | 121 |
| (3) 乳がん検診 | 127 |
| (4) 肺がん検診 | 135 |
| (5) 大腸がん検診 | 137 |
| がん検診推進事業..... | 139 |
| 6. 訪問指導 | 141 |
| 7. 特定健康診査（健康診査）特定保健指導..... | 143 |
| (1) 特定健康診査（健康診査）..... | 143 |
| (2) 特定保健指導（保健指導）..... | 146 |
| 8. こころの健康づくり | 149 |
| (1) 精神科医によるこころの健康相談..... | 149 |
| (2) カウンセラーによるこころの健康相談..... | 150 |
| (3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業..... | 151 |
| (4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議..... | 152 |
| (5) 普及啓発活動..... | 152 |
| 市民の健康 | |
| 1. 歯科保健啓発事業..... | 155 |
| (1) 歯ッピーかみんぐフェア（虫歯予防大会）..... | 155 |
| (2) よい歯のコンクール..... | 156 |
| 2. 市民公開講座 | 157 |
| 3. 食生活改善推進員事業 | 159 |
| (1) 食生活改善推進員養成講座 | 159 |
| (2) 食生活改善推進員研修 | 160 |
| (3) 食生活改善推進員地区活動 | 162 |
| 4. その他啓発事業 | 164 |
| 地域医療 | |
| 1. 休日夜間等救急医療事業 | 169 |
| (1) 休日夜間急病診療所 | 169 |
| (2) 休日当番医 | 172 |
| 2. 小児初期急病診療所事業 | 173 |
| 3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業 | 176 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 4 . 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業 | 178 |
| 各種委員会名簿 | 183 |
| 衛生関係統計 | |
| 1 . 人口及び世帯数 | 193 |
| 2 . 人口動態 | 197 |
| 3 . 母子保健 | 202 |
| 4 . 結核 | 202 |
| 5 . 精神保健 | 203 |

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から40キロメートルの距離にあり、成田国際空港から西へ約15キロメートル、県庁所在地の千葉市へは北東へ約20キロメートル、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.59平方キロメートルの首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいる。標高30メートル前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっている。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な生活道路網を形成しています。



佐倉市のまちづくり 歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

佐倉市では、第4次佐倉市総合計画における基本構想の将来都市像に「歴史・自然・文化」は、長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次世代に誇りを持って引き継いでいくという重要な責務を果たすためには、佐倉を大切にしていきたいという気持ち、佐倉に住み続けたいという愛着、佐倉を更にすばらしいまちにしていきたいという意欲など市民一人ひとりの「佐倉への思い」が必要となり、この「佐倉への思い」を一つひとつ「かたち」にかえていくことがすべての人に優しいまちづくりにつながるとともに、人々の共感を得ることで、まちの求心力を高めることとなり、市全体の活力を創出するまちづくりを実現するために取り組みを進めている。

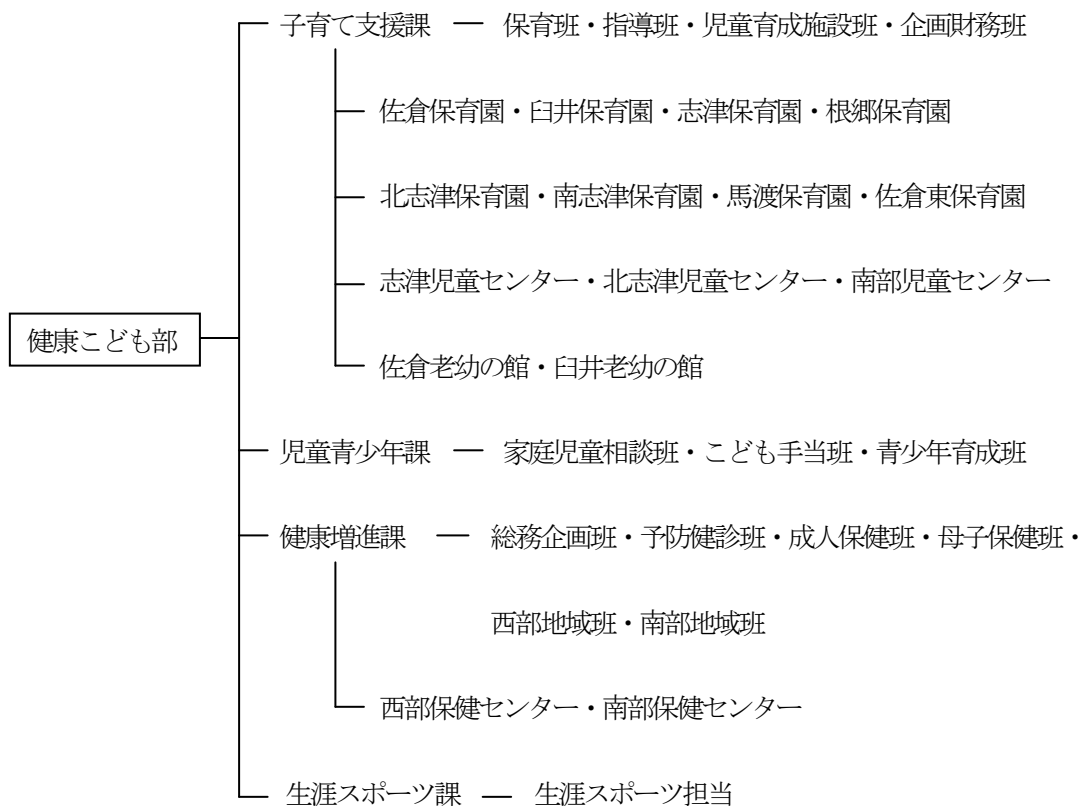
また、平成16年4月には、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、本市として「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として計画された健康増進推進計画「健康さくら21」を公表し、

「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」

を基本理念として、ヘルスプロモーション概念を基調とした「健やかなまちづくり」に向けた取り組みを始めていくところである。

2. 健康こども部行政組織

(平成24年4月1日現在)



[健康増進課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

| | 保健師 | 栄養士 | 歯科衛生士 | 言語聴覚士 | 事務職 | 合計 |
|----------|-----|-----|-------|-------|-----|----|
| 健康増進課 | 22 | 5 | 2 | 3 | 11 | 43 |
| 西部保健センター | — | — | — | — | 1 | 1 |
| 南部保健センター | — | — | — | — | — | 0 |
| 合計 | 22 | 5 | 2 | 3 | 12 | 44 |

*上記配置人数の他、他課との兼務職員として、南部保健センター 事務職1の配置、任期付採用の保健師職員として、健康増進課 保健師1の配置あり。

3. 健康増進課事務分掌

[佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌]

健康増進課

- 1 健康づくりの推進に関すること。
- 2 健康診査及び各種検診に関すること。
- 3 保健指導に関すること。
- 4 予防接種に関すること。
- 5 感染症等の予防に関すること。
- 6 特定疾患見舞金支給に関すること。
- 7 在宅寝たきり老人等の訪問歯科診療に関すること。
- 8 低体重児の届出に関すること。
- 9 未熟児の訪問指導に関すること。
- 10 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- 11 佐倉市保健センターに関すること。
- 12 佐倉市休日夜間急病等診療所に関すること。
- 13 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。

西部保健センター

- 1 佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

南部保健センター

- 1 佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

*佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務

- ・健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- ・各種検診及び予防接種に関すること。
- ・機能訓練事業に関すること。
- ・その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター—施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL043-485-6711 FAX043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)
TEL043-463-4181 FAX043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2階)

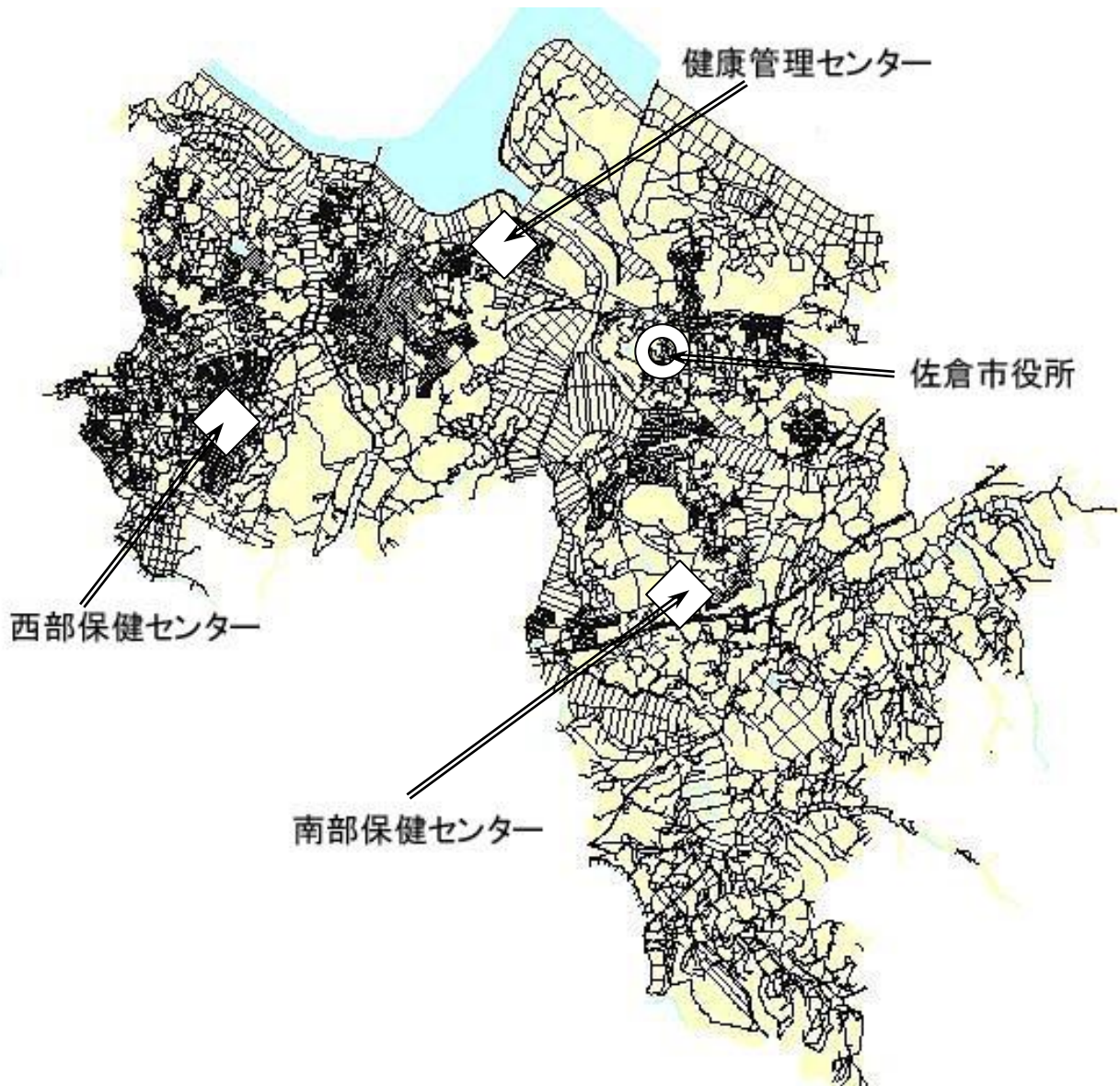
TEL043-483-2812 FAX043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2階保健センター部分)
 - 1階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



5. 歳入歳出決算額の推移

目別歳出決算額

(単位：千円)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保健衛生総務費 | 622,899 | 570,550 | 593,363 | 763,570 | 379,893 |
| 保健衛生費 | 274,139 | 356,219 | 364,245 | 380,857 | 393,875 |
| 予防費 | 174,504 | 211,885 | 217,255 | 408,169 | 426,222 |
| 休日夜間急病診療所費 | 182,750 | 195,394 | 182,331 | 182,784 | 183,100 |
| 合計 | 1,254,292 | 1,334,048 | 1,357,194 | 1,735,380 | 1,383,090 |

財源別歳入決算額

(単位：千円)

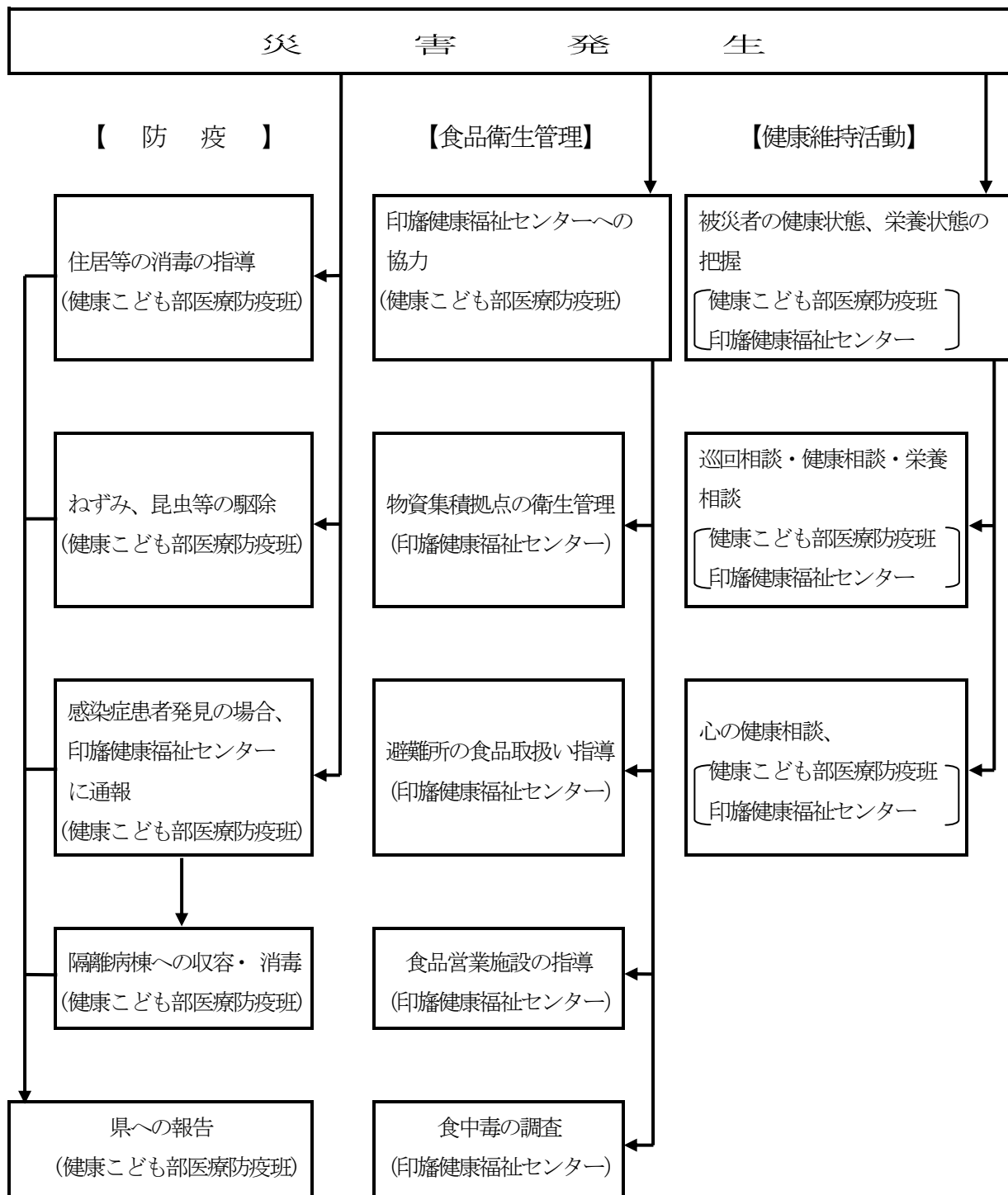
| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国庫支出金 | 2,773 | 21,725 | 8,980 | 11,599 | 13,929 |
| 県支出金 | 13,896 | 36,088 | 140,531 | 118,212 | 119,130 |
| その他 | 135,939 | 169,768 | 156,097 | 157,722 | 146,899 |
| 一般財源 | 1,101,684 | 1,106,467 | 1,051,586 | 1,447,847 | 1,103,132 |

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康こども部 責任者：健康こども部長

| 班 名 | 所 掌 事 務 |
|--|--|
| 医療防疫班 (健康増進課) (健康管理センター) (西部保健センター) (南部保健センター) | <ol style="list-style-type: none">1. 被災者の医療、助産、防疫・救護に関すること。2. 災害時の感染症の予防・防疫に関すること。3. 被災家屋等の消毒・防疫に関すること。4. 医療救護班等の派遣依頼・連絡調整に関すること。5. 医療救護班等の活動の把握、報告、継続の可否に関すること。6. 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。7. 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。8. 医療要員・医療用資機材・医療品等の県、近隣市町村、関係機関等への支援要請に関すること。9. 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。10. 遺体の検案及び収容の協力に関すること。11. 健康管理センター及び保健福祉センターの利用者の保護及び避難等に関すること。12. 健康管理センター及び保健福祉センターの被害状況の把握・報告、警備及び応急対策に関すること。 |

7. 健康増進計画「健康さくら21」

① 計画策定の背景とその経過

1999年のWHOのデータによると、日本人の平均寿命は男性が77.6歳、女性84.3歳と、ともに世界第1位となっている。しかし、人口の急速な高齢化と共に、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の増加、あるいはこれに伴う痴呆、寝たきり等の要介護者の増加や医療費の増加が深刻な社会問題となってきている。

平成12年の総死亡原因に占める生活習慣病による死亡率は、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病を合わせると、国が60%、県が62%、佐倉市が63%と、いずれも過半数を大きく上回っているのが現状である。

② 従来の日本における健康づくり関連の取り組み

昭和53年 「第1次国民健康づくり対策」

昭和63年 「第2次国民健康づくり対策—アクティブ80ヘルスプラン」

平成12年 「第3次国民健康づくり対策 健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—」

- ・早期発見・早期治療と言われる「2次予防」はもとより、病気にならずに健康づくりを増進する「1次予防」に重点をおき、平均寿命の延伸から、寝たきりにならず人間らしく生きるための健康寿命の延伸へと、量的な問題から質的な問題が重要視されるようになった。

平成14年8月 「健康増進法」

- ・第3次国民健康づくり対策（健康日本21—21世紀における国民の健康づくり運動—）の基本方針等が法制化され、都道府県は元より市町村においても地方計画を策定し、計画的な健康づくり施策を推進するよう明文化されてきた。健康さくら21は、まさにこの健康日本21の地方計画として、計画されたものである。

平成24年7月「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」の全部改正

- ・「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が平成24年度末で終了となることから、平成25年度から始まる新たな計画（健康日本21（第二次））に併せ、旧基本方針を見直し、全部を改正したものである。

③ 「健康日本21がめざすもの」

- ・すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現。
- ・健康の実現は、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題。個人の力とあわせ、社会全体が個人の主体的な健康づくりを支援。
- ・個人の健康観に基づき健康の増進に努めることを国民の責務とし、それを社会全体で支援していくもの。ここでいう社会全体とは、国や地方公共団体をはじめ、健康増進事業実施者、医療機関、その他の関係者が想定されている。
- ・健康寿命を伸ばしていくために、まず、健康に関するさまざまな指標において具体的な目標を設定。
- ・行政主導型ではなく、国民が一体となった健康づくり運動を展開していかなければならないとしている。そのために行政として健康に関する意識の啓発と情報提供をし、国民の健康づくりを側面的に支援。
- ・「健康日本21」の運動期間については、平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」、平成20年4月の医療制度改革に伴い「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」の一部改正が行われたことを踏まえ改正され、2010年から2012年に延長された。また、健康指標は、

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん、9つの分野で79項目（75項目→79項目に増加）の目標設定となった。

- 平成24年度末で、今までの基本方針の理念に基づく具体的な計画として位置づけられている「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が終了となることから、平成24年7月に、平成25年度から始まる新たな計画の策定に併せ、今までの基本方針が見直され、全部改定が行われた。

平成25年度からの「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」とその具体的な目標については、全部改正後の基本方針で示されることとされた。なお、この基本方針は平成25年4月1日から適用される。

④ 健康さくら21策定の経過

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 平成14年度 | 市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、健康さくら21策定委員会の設置 |
| 平成15年度 | 計画策定 |
| 平成16年度 | 計画公表 |
| 平成18・19年度 | 市民健康意識調査の実施、分析（中間評価） |
| 平成20年度 | 計画見直し、公表 |
| 平成23年度 | 市民健康意識調査の実施、分析（最終評価） |
| 平成24年度 | 健康さくら21（第2次）計画策定、公表 |

⑤ 健康さくら21の位置づけと期間

本計画は、国の「健康日本21」・「健やか親子21」の地方計画として位置づけるとともに、「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、佐倉市母子保健計画を含むものとなっている。

さらに、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「第3次佐倉市総合計画（平成13～22年度）」に基づき、各分野や他計画との連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進するための行動計画として位置づけられる。計画の期間については、平成16年度を初年度とし、平成22年度を最終目標年度とする計画としていたが、中間評価及び「健康日本21」の計画期間が延長されたことにより、平成24年度までの計画とした。

次期計画についても、「第4次総合計画（平成23～32年度）」に基づき、他分野の計画との連携のもと、佐倉市の地域性を尊重した健康さくら21（第二次）計画策定を行った。計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間とし、5年後を目途に中間見直しを行う予定であり、国や県の健康増進計画の動向を注視しながら計画を推進するものとしている。

〔基本方針〕

- ・「健康日本21」と「健やか親子21」とを含めた一体的な計画
⇒健康寿命延伸への取り組みと健やかな親子づくりの取り組み
- ・一次予防の重視
- ・ヘルスプロモーションの実現
- ・健康づくり運動の推進とその評価

〔基本理念〕

市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～



〔基本目標〕

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）

2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）

3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）

4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）

5. ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）

佐倉市健康増進計画 「健康さくら21」

全分野をつなぐ大目標

- ◎ 健やかに充実して暮らせている人を増やす
- ◎ 自分の生活習慣をよいと思える人を増やす
- ◎ 子育てに自信が持てると感じる親を増やす

健康寿命の延伸への取り組み

基本目標1

自分に合った健康づくりに取り組もう

基本目標2

楽しみながら健康づくりに取り組もう

基本目標3

親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう

基本目標4

歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう

基本目標5

ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう

健やかな親子づくりの取り組み

計画の推進方策

- 計画の進行管理
- 計画の推進、評価
- 次期計画の策定に向けての取り組み

Ⅱ 子どもの保健

1 . 妊娠届出・母子健康手帳交付

| | |
|--|-----------------------------------|
| 根拠法令等 | 母子保健法第 15 条、第 16 条 |
| 健康さくら 21 目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・妊娠 11 週以下での妊娠の届出率の増加 75.5% 97%以上 |

《目的》

母子保健法第 15 条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため母子健康手帳を交付する。(母子保健法第 16 条に基づく)

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

《実績》

過去 5 年間妊娠週数別届出数(平成 20~24 年度)

| 年度 | 妊娠届出数 | 初妊婦数 | 妊 娠 週 数 | | | | | |
|-------|-------|----------------|------------------|---------|---------|--------|----|------|
| | | | 0~11 週 | 12~19 週 | 20~27 週 | 28 週以上 | 産後 | 週数不詳 |
| 20 年度 | 1,260 | 591 (46.9%) | 1,023 (81.2%) | 212 | 13 | 8 | 2 | 2 |
| 21 年度 | 1,257 | 606 (48.2%) | 1,111 (88.4%) | 118 | 17 | 8 | 3 | - |
| 22 年度 | 1,205 | 566 (47.0%) | 1,054 (87.5%) | 122 | 17 | 6 | 1 | 5 |
| 23 年度 | 1,256 | 566 (45.1%) | 1,100 (87.6%) | 130 | 18 | 6 | 2 | - |
| 24 年度 | 1,186 | 527 (44.4%) | 1,036 (87.4%) | 128 | 16 | 4 | 1 | 1 |

地区別妊娠週数別届出数(平成 24 年度)

| 地区 | 総数 | 妊 娠 週 数 | | | | | |
|-----|-------------|---------|---------|---------|--------|----|------|
| | | 0~11 週 | 12~19 週 | 20~27 週 | 28 週以上 | 産後 | 週数不詳 |
| 佐倉 | 170 (14.3%) | 149 | 19 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 臼井 | 194 (16.4%) | 166 | 23 | 3 | 1 | 0 | 1 |
| 志津 | 553 (46.6%) | 489 | 55 | 7 | 1 | 1 | 0 |
| 根郷 | 194 (16.4%) | 174 | 16 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| 和田 | 5 (0.4%) | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 弥富 | 6 (0.5%) | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 千代田 | 64 (5.4%) | 48 | 14 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,186 | 1,036 | 128 | 16 | 4 | 1 | 1 |

母子健康手帳再交付・受診票交換(交付)数(平成 24 年度) 合計 285 件

| 母子健康手帳 再交付 | 後で多胎と判明 | 転入のため受診票交換 | その他(外国語版母子手帳交付など含む) |
|------------|---------|------------|---------------------|
| 49 | 2 | 219 | 15 |

交付場所別届出数及び割合

| 年度 | 妊娠届出数 | 市役所及び6出張所 | | 3保健センター | |
|------|-------|-----------|-------|---------|-------|
| | | 届出数(数) | 割合(%) | 届出数(数) | 割合(%) |
| 20年度 | 1,260 | 1,162 | 92.2 | 98 | 7.8 |
| 21年度 | 1,257 | 1,142 | 90.9 | 115 | 9.1 |
| 22年度 | 1,205 | 965 | 80.1 | 240 | 19.9 |
| 23年度 | 1,256 | 957 | 76.2 | 299 | 23.8 |
| 24年度 | 1,186 | 835 | 70.4 | 351 | 29.6 |

《考 察》

妊娠届出数は、平成23年度までは増減を繰り返しながらも横ばいで推移していたが、平成24年度は減少していることがわかる。

一方で保健センターにおける妊娠届出数は、平成23年度と比較すると5.8%増加している。平成21年度から保健センターでの届出数の増加に向けた取り組みを開始しているが、その年と比較すると20.5%の増加がみられる。医療機関やホームページ等で、継続的に保健センターでの届出の周知を実施した結果、届出件数が年々増加傾向にあると考えられる。

また、特定妊婦（望まない妊娠や若年妊娠など）等、問題を抱える妊婦を早期発見し、妊娠から出産・育児に渡り虐待発生予防のさらなる充実を図るため、25年度から特定妊婦の早期把握及び早期支援のための取り組みを開始している。このことから、今後もより一層、医療機関との積極的な連携及び情報共有を図る必要があると言える。

今後も引き続き、医療機関と連携しながら、健やかな妊娠、出産を迎えられるよう支援していきたい。

2. マタニティクラス

| | |
|--|---|
| 根拠法令等 | 母子保健法第9条 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> ・育児に参加する父親の増加 81.9% 87%以上 ・夫の育児協力を満足している人の増加 78.1% 増加 ・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の増加 76.2% 93%以上 ・妊娠中の飲酒率の減少 18.6% 減少 ・妊娠中の喫煙率の減少 5.9% なくす ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の減少 28.3% 減少 |

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパマクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内容》

| | |
|------|---|
| 対象 | 佐倉市に在住する妊婦 各コース定員 35 人(初妊婦優先) |
| 周知方法 | 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー ホームページ掲載、個別通知(年4回) |
| 実施回数 | 年6回 |
| 実施会場 | 健康管理センター 3回、西部保健センター 3回 |

カリキュラム

| 内 容 | 担 当 者 | 時 間 |
|---|---------------------------|-----------------|
| 1. オリエンテーション・自己紹介 2. 助産師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 6. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 7. 個別相談(希望の方・必要な方) | 保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士 | 9:15 ~ 14:20 |

《実績》

受講状況

| |
|--------------------|
| 妊婦参加人数 |
| 91人 (再掲 経産婦 3人) |

年度受講状況

| 年度 | 対象者数(人) | 受講者数(人) | 受講率(%) |
|------|---------|---------|--------|
| 20年度 | 625 | 171 | 27.4% |
| 21年度 | 639 | 106 | 16.6% |
| 22年度 | 570 | 153 | 26.8% |
| 23年度 | 562 | 136 | 24.2% |
| 24年度 | 527 | 91 | 17.3% |

地区別受講状況(対象者数に対して)

| 地区 | 対象者数(人) | 受講者数(人) | 参加率(%) |
|-------|---------|---------|--------|
| 佐倉 | 93 | 12 | 12.9% |
| 臼井 | 82 | 12 | 14.6% |
| 志津 | 246 | 47 | 19.1% |
| 根郷 | 81 | 13 | 16.0% |
| 和田 | 3 | 0 | 0.0% |
| 弥富 | 1 | 0 | 0.0% |
| 千代田 | 21 | 7 | 33.3% |
| 合計(人) | 527 | 91 | |
| 平均(%) | | | 17.3% |

就労状況

| 年度 | 受講者数(人) | 就労者数(人) | 就労率(%) |
|------|---------|---------|--------|
| 20年度 | 171 | 58 | 33.9 |
| 21年度 | 106 | 53 | 50.0 |
| 22年度 | 171 | 61 | 35.7 |
| 23年度 | 136 | 60 | 44.1 |
| 24年度 | 91 | 45 | 49.5 |

相談件数（地域保健・健康増進事業報告の分類より）

合計 21 人

| 相談理由 | 栄養 | 運動 | 休養 | 禁煙 | その他 |
|---------|----|----|----|----|-----|
| 相談者数(人) | 3 | 0 | 0 | 0 | 18 |

【主な相談内容】

妊娠中のマイナートラブル、妊娠高血圧症候群、体重管理、逆子の対応など

参加妊婦の喫煙状況（％）（参加人数に対して） 小数点第2位四捨五入

| 年度 | 喫煙中 | 禁煙中 | すわない | 無回答 |
|------|-----|-----|------|-----|
| 20年度 | 2.3 | 4.7 | 92.4 | 0.6 |
| 21年度 | 0 | 6.6 | 92.5 | 0.9 |
| 22年度 | 2.3 | 6.4 | 90.1 | 1.2 |
| 23年度 | 0 | 0.8 | 96.6 | 2.5 |
| 24年度 | 1.1 | 4.4 | 93.4 | 1.1 |

家族の喫煙状況（％）（参加人数に対して） 小数点第2位四捨五入

| 年度 | 喫煙中 | 禁煙中 | すわない | 無回答 |
|------|------|-----|------|-----|
| 21年度 | 31.1 | 2.8 | 65.1 | 0.9 |
| 22年度 | 31.4 | 3.3 | 63.3 | 1.9 |
| 23年度 | 31.8 | 3.4 | 62.2 | 2.0 |
| 24年度 | 25.3 | 3.3 | 70.3 | 1.1 |

参加妊婦の飲酒状況（％）（参加人数に対して） 小数点第2位四捨五入

| 年度 | 飲酒している | 飲酒していない | 無回答 |
|------|--------|---------|-----|
| 20年度 | 2.3 | 97.7 | 0 |
| 21年度 | 0 | 99.1 | 0.9 |
| 22年度 | 1.8 | 97.1 | 1.2 |
| 23年度 | 1.4 | 95.9 | 2.7 |
| 24年度 | 0 | 98.9 | 1.1 |

《考 察》

平成23年度の実施状況より、就労中の妊婦が約半数と多いことから、1回で終了する教室のニーズがあり、平成24年度より、マタニティクラスを平日と土日の2課1コースから、平日1日コースに変更した。マタニティクラスの対象は妊婦のみとし、これまで土日に開催していた2課の内容はパパママクラスで実施するよう変更した。また、実施会場をより多くの参加者が参加しやすい、健康管理センターと西部保健センターの2会場に設定した。マタニティクラスの受講者数は昨年度より減少しているが、パパママクラスの参加者が増加しているため、より参加しやすい土日開催のパパママクラスの受講希望が多いと思われる。

(2) パパママクラス

《内 容》

対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各コース定員 30 組（初妊婦優先）

周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー

ホームページ掲載・個別通知（年 4 回）

実施回数 年間 8 回

実施会場 健康管理センター 4 回、西部保健センター 4 回

カリキュラム

| | | |
|---|-------------|----------------|
| 1．オリエンテーション・自己紹介 2．助産師講義「お産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」 3．妊婦体験・沐浴実習 4．個別相談（希望の方・必要な方） | 保健師・助産師・栄養士 | 9：00- 12：15 |
|---|-------------|----------------|

《実 績》

受講状況（平成 21 年度、22 年度の名称はブレママ体験）

| 年度 | 妊婦参加実人数 | 夫参加人数 | 夫以外の家族参加人数 |
|----------|-----------------------|-------|------------|
| 平成 21 年度 | 28 人 (再掲 経産婦 6 人) | 11 人 | 4 人 |
| 平成 22 年度 | 18 人 (再掲 経産婦 5 人) | 9 人 | 2 人 |
| 平成 23 年度 | 43 人 (再掲 経産婦 2 人) | 43 人 | 0 人 |
| 平成 24 年度 | 199 人 (再掲 経産婦 6 人) | 188 人 | 3 人 |

地区別受講状況（対象者数に対して）

| 地区 | 対象者数(人) | 受講者数(人) | 参加率(%) | 夫参加数(人) | 夫参加率(%) |
|-------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 佐倉 | 93 | 39 | 41.9% | 39 | 41.9% |
| 白井 | 82 | 25 | 30.5% | 24 | 29.3% |
| 志津 | 246 | 95 | 38.6% | 89 | 36.2% |
| 根郷 | 81 | 28 | 34.6% | 25 | 30.9% |
| 和田 | 3 | 2 | 66.7% | 2 | 66.7% |
| 弥富 | 1 | 1 | 100.0% | 1 | 100.0% |
| 千代田 | 21 | 9 | 42.9% | 8 | 38.1% |
| 合計(人) | 527 | 199 | | 188 | |
| 平均(%) | | | 37.8% | | 35.7% |

夫の参加状況（参加妊婦に対して）

| 年度 | 妊婦参加数(人) | 夫参加数(人) | 受講率(%) |
|------|----------|---------|--------|
| 21年度 | 28 | 11 | 39.3 |
| 22年度 | 18 | 9 | 50.0 |
| 23年度 | 43 | 43 | 100.0 |
| 24年度 | 199 | 188 | 94.5 |

就労状況

| 年度 | 受講者数(人) | 就労者数(人) | 就労率(%) |
|------|---------|---------|--------|
| 21年度 | 28 | 8 | 28.6 |
| 22年度 | 18 | 5 | 27.8 |
| 23年度 | 43 | 26 | 60.5 |
| 24年度 | 199 | 87 | 43.7 |

相談件数（地域保健・健康増進事業報告の分類より）

合計 64 人

| 相談理由 | 栄養 | 運動 | 休養 | 禁煙 | その他 |
|------|----|----|----|----|-----|
| 相談者数 | 13 | 8 | 0 | 0 | 43 |

【主な相談内容】

お腹のはり、逆子、体重管理など

参加妊婦の喫煙状況 (%) (参加人数に対して) 小数点第2位四捨五入

| 年度 | 喫煙中 | 禁煙中 | すわない | 無回答 |
|------|-----|------|------|-----|
| 21年度 | 0 | 21.4 | 75.0 | 3.6 |
| 22年度 | 0 | 10.5 | 89.5 | 0 |
| 23年度 | 0 | 2.3 | 97.7 | 0 |
| 24年度 | 0 | 5.0 | 91.0 | 4.0 |

家族の喫煙状況 (%) (参加人数に対して) 小数点第2位四捨五入

| 年度 | 喫煙中 | 禁煙中 | すわない | 無回答 |
|------|------|------|------|-----|
| 21年度 | 35.7 | 0 | 60.7 | 3.6 |
| 22年度 | 0 | 21.0 | 78.9 | 0 |
| 23年度 | 25.6 | 11.6 | 62.8 | 0 |
| 24年度 | 26.1 | 3.5 | 66.3 | 4.0 |

参加妊婦の飲酒状況 (%) (参加人数に対して) 小数点第2位四捨五入

| 年度 | 飲酒している | 飲酒していない | 無回答 |
|------|--------|---------|-----|
| 21年度 | 3.6 | 92.9 | 3.6 |
| 22年度 | 0 | 100.0 | 0 |
| 23年度 | 0 | 100.0 | 0 |
| 24年度 | 0 | 96.0 | 4.0 |

《考 察》

平成23年度の2回開催から、平成24年度は、マタニティクラス2課の内容を実施することで、年8回に回数を増やした。これにより、参加人数が増加している。

パパママクラス参加妊婦199名中、マタニティクラスも併せて受講している妊婦は77名(38.7%)で、パパママクラスのみ参加の妊婦は122名(61.3%)であった。アンケートより、就労中の妊婦や、父親の自覚や育児参加を促す目的で、パパママクラスの参加希望が多い傾向がみられる。今後も参加者の声や参加状況により、教室の日程や内容の検討を行っていきたい。

飲酒・喫煙状況では、妊婦の飲酒・喫煙はほとんどみられないが、家族(夫)の喫煙割合は、1/4程度みられているため、家族(夫)への禁煙の情報提供の継続が必要と思われる。

3. 母子訪問指導

| | |
|--|---|
| 根拠法令等 | 母子保健法第10条、第11条、第17条、 次世代育成支援対策交付金事業（こんにちは赤ちゃん事業） |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% 減少 ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% 増加 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% 減少 |

《目的》

母子保健法第11条及び17条に基づき、妊婦に対して家庭訪問を行い、妊娠・出産・産褥期における病気を予防する。また、産婦・新生児に必要な家庭訪問を行い児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

また、国の次世代育成支援対策交付金による事業として平成20年度から、市が実施主体として「生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を開始し、これまでの母子保健法に基づく新生児訪問とあわせて実施している。

（1）妊産婦・生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

「妊産婦訪問」

《内容》

- 対象
- ・妊娠届出書や電話等で訪問を希望する者
 - ・妊娠届出書より訪問が必要と認められる者

方法 家庭訪問による相談と支援

《実績》

実施状況

| 年度 | 妊娠届出数 | 妊婦訪問 人数(回) | 要支援者数 (人) | 産婦訪問 人数(回) | 要支援者数 (人) |
|------|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 20年度 | 1,260 | 17(17) | 4 | 0 | 0 |
| 21年度 | 1,257 | 15(16) | 7 | 3(5) | 2 |
| 22年度 | 1,205 | 33(36) | 15 | 3(4) | 1 |
| 23年度 | 1,256 | 11(15) | 4 | 0 | 0 |
| 24年度 | 1,186 | 5(5) | 5 | 0 | 0 |

《考察》

妊婦訪問では、妊娠届出に記載する基本情報（過去の妊娠歴、年齢、届け出週数など）等から、問題を抱える妊婦を早期発見し、妊娠から出産、産後の育児にわたり一貫した支援ができるように関わった。その結果、特に不安や心配はないが訪問を希望するというケースがなくなり、対象者が絞られたため妊婦訪問件数が減少している。

「生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」

《内容》

1. 新生児訪問

対象 原則として産後28日以内の産婦及びその新生児

- ・第1子全員
- ・第2子以降で希望があった者
- ・妊娠期から継続して支援している者

- ・医療機関からの訪問依頼があった者
- ・里帰り中で他市町村から依頼があった者

方法 家庭訪問による相談と支援

従事者 保健師・助産師

2. こんにちは赤ちゃん訪問

対象 生後4か月までの産婦及びその乳児

- ・第2子以降全員で新生児訪問を希望しないもの

方法 家庭訪問による育児に関する情報提供

従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

《実績》

実施状況

| | | |
|------------------|---------------------------------------|--|
| 対象者数 a 1,175人 | 生後4ヶ月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) b (b/a) | |
| | 1,089人 (92.7%) | うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c (c/a) 934人(79.5%) |

過去5年間の実施状況 *対象数：出生数から低出生体重児を除く

| 年度 | 対象者数(人) | 訪問人数(回) | 要支援者数(人) |
|------|---------|---------------|-------------|
| 20年度 | 1,218 | 948 (949) | 154 (16.2%) |
| 21年度 | 1,211 | 988 (1,002) | 163 (16.4%) |
| 22年度 | 1,152 | 989 (1,013) | 187 (18.9%) |
| 23年度 | 1,212 | 1,058 (1,060) | 187 (17.7%) |
| 24年度 | 1,175 | 1,089 (1,089) | 159 (14.6%) |

20年度からの訪問人数は、こんにちは赤ちゃん訪問事業と新生児訪問と同時に実施した人数を再掲

「こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修」

《目的》現在活動中の協力員に対して、研修を実施することで資質の向上を図る。

《対象》こんにちは赤ちゃん訪問協力員 31名

《内容》

| 日程 | 人数 | 内容 |
|------------------|-----|--|
| 平成24年 6月8日(金) | 10名 | 1.平成23年度訪問実績報告 2.事例検討(グループワーク) |
| 平成25年 1月9日(水) | 21名 | 講演会 「更年期の健康づくり・自己管理法とは」 講師：NPO法人HAP 宮原 富士子氏 |

《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

訪問率は増加傾向にあるが、今後も広報やCATV、医療機関へのポスター掲示等により事業のPRを行いさらに市民への周知を図っていく必要がある。また、期限内に連絡が取れない場合や住所地に居住実態がない、訪問しても状況が把握できない場合等は、関係課と連携して状況把握に努め、状況に応じて支援を開始する必要がある。

(2) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

対象 乳児、幼児とその保護者

方法 家庭訪問による相談と支援

《実績》

| 年度 | 乳 児 | | 幼 児 | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数(人) | 延数(人) | 実数(人) | 延数(人) |
| 20年度 | 39 | 49 | 44 | 56 |
| 21年度 | 35 | 58 | 62 | 100 |
| 22年度 | 32 | 42 | 44 | 69 |
| 23年度 | 46 | 63 | 48 | 69 |
| 24年度 | 35 | 42 | 58 | 71 |

《考察》

乳児期では体重の増加などの身体発育への不安、幼児期になると発達の遅れや児へのかかわり方等への心配などから、育児不安につながり支援を必要とする母子も多い。

家庭訪問により、専門職による相談を受けることができ、健康や育児に必要な情報を得ることで、育児不安の軽減につながるものと思われる。

4 . 妊婦・乳児一般健康診査

| | |
|--|-------------------------------|
| 根拠法令等 | 母子保健法第13条 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 88.1% 100% |

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児

健診種類及び検査内容

ア) 妊婦一般健康診査

| 期 間 | 妊娠初期～23週 | 妊娠24～35週 | 妊娠36週～出産 |
|---------------|--|---|---|
| 健診回数 | 4回 | 6回 | 4回 |
| 受診間隔 | 4週間に1回 | 2週間に1回 | 1週間に1回 |
| 毎回共通の検査項目 | 問診・診察 検査・計測(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査) 保健指導(妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス) | | |
| 必要に応じて行う医学的検査 | 血液検査(血型・抗体) (初期に1回) 子宮頸部がん検査 (初期に1回) 超音波検査 (期間内に2回) | 血液検査(血清・血糖・HTLV-1抗体検査・クラミジア核酸同定検査) (期間内に1回) B群溶血性レンサ球菌検査(期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回) | 血液検査(血清) (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回) |

イ) 乳児一般健康診査(1回目:3～6か月、2回目:9～11か月)

問診及び診察(発育・発達の検査など)、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

実施方法

健康診査業務については、医療機関に委託

受診者は妊娠届出時に発行している母子手帳別冊1にある受診票を協力医療機関へ持参することにより、費用助成が受けられる。

周知方法

ア. 妊娠届出書提出時に受診票を閉じこんだ「母子手帳別冊1」配布
イ. 母子健康手帳交付時の「佐倉市からのお知らせ」に掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載

《実績》

妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：各年度妊娠届出数 × 2（回分）

20年度は妊娠届出数 × 5（回分）

21年度から妊娠届出数 × 14（回分）

| 年度 | 対象者数 (妊娠届出数) | 発券枚数 | 利用枚数 (19年度まで2回分・20年度は5回分 21年度からは14回分) | 利用率(%) |
|------|-----------------|--------|---|--------|
| 20年度 | 1,260 | 6,300 | 6,329 | 100.5 |
| 21年度 | 1,257 | 17,598 | 14,616 (償還分70含む) | 83.1 |
| 22年度 | 1,205 | 16,870 | 13,891 (償還分96含む) | 82.3 |
| 23年度 | 1,256 | 17,584 | 14,600 (償還分202含む) | 83.0 |
| 24年度 | 1,186 | 16,604 | 14,094 (償還分242含む) | 84.9 |

乳児一般健康診査受診状況

対象数：各年度出生数 × 2（回分）

| 年度 | 対象者数 (出生数) | 発券枚数 | 乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 | 利用率(%) |
|------|---------------|-------|-----------------------|--------|
| 20年度 | 1,218 | 2,436 | 2,194 | 90.1 |
| 21年度 | 1,211 | 2,422 | 2,117 | 87.4 |
| 22年度 | 1,152 | 2,304 | 2,059 | 89.4 |
| 23年度 | 1,212 | 2,424 | 2,052 | 84.7 |
| 24年度 | 1,186 | 2,372 | 2,011 | 84.8 |

《考察》

妊婦・乳児一般健康診査は、里帰り先などで受診することが多く、県外での受診者が増えている。そのため、随時、受診を希望する医療機関と個別に契約し、利便性の向上に努めているところであるが、契約行為等の煩雑な事務を避けるためか、個別契約を希望しない医療機関が増加している。

東京電力福島原子力発電所の放射能汚染に伴う他県への避難や早期里帰り分娩の増加により、償還払いが前年度の2倍になった平成23年度には及ばないものの、平成24年度も前年比2割増の件数と、増加し続けている。

千葉県における妊婦健診公費助成は、厚生労働省が示す標準的妊婦健診を基本として、14回と定めているが、14回の健診を受診する以前に出産を迎えるケースも多くあることから、受診率（利用率）が9割を超えることは難しい。毎年83%前後を推移していたが、平成24年度は84.9%と例年を若干上回る結果であった。

一方で乳児健診は、制度の変更もなく継続してきたが、平成20年度をピークに減少し、平成23年度、24年度と連続で85%を下回る結果となった。保護者に対するかかりつけ医を持つことの重要性と共に、乳児健康診査の意義を伝える中で、受診を勧奨していくことの必要性を改めて感じる。

妊婦健康診査交付金は今年度で終了となり、平成25年度から普通交付税化されることとなったが、安心、安全な妊娠、出産に向けた支援として引き続き事業を実施できるよう、市の財政状況などを総合的に見極めながら慎重に検討していきたい。

5 . 乳児相談

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 根拠法令等 | 母子保健法第9条、10条 |
| 健康さくら21目標値 | ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% 減少 |
| 平成18年度(市の現状) | ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% 増加 |
| 平成24年度(目標) | ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% 減少 |

《目的》

母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

対象 生後4か月の乳児

実施方法 市内3会場にて月1回実施(南部保健センター・西部保健センター・健康管理センター)。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後実施。南部保健センターは午後実施。

実施内容と流れ

| | | | | |
|------|-------|-------|---------|---------|
| 受付 | 身体測定 | 発達確認 | 育児相談 | 栄養相談 |
| 事務1名 | 助産師1名 | 保健師1名 | 保健師2～3名 | 栄養士2～3名 |

周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

来所状況(人)

| 年度 | 対象者数 | 来所者数 | 来所率 |
|------|-------|-------|-------|
| 20年度 | 1,247 | 1,042 | 83.6% |
| 21年度 | 1,218 | 726 | 59.6% |
| 22年度 | 1,184 | 957 | 80.8% |
| 23年度 | 1,189 | 996 | 83.8% |
| 24年度 | 1,231 | 1,038 | 84.3% |

地区別来所状況(人)

| 地区 | 対象者数 | | 来所者数 | | 来所率 | |
|-----|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| | 23年度 | 24年度 | 23年度 | 24年度 | 23年度 | 24年度 |
| 佐倉 | 175 | 173 | 133 | 138 | 76.0% | 79.8% |
| 臼井 | 199 | 185 | 167 | 140 | 83.9% | 75.7% |
| 志津 | 574 | 613 | 507 | 540 | 88.3% | 88.1% |
| 根郷 | 169 | 175 | 136 | 140 | 80.5% | 80.0% |
| 和田 | 12 | 13 | 9 | 12 | 75.0% | 92.3% |
| 弥富 | 3 | 5 | 3 | 5 | 100% | 100% |
| 千代田 | 57 | 67 | 41 | 63 | 71.9% | 94.0% |
| 市全体 | 1,189 | 1,231 | 996 | 1,038 | 83.8% | 84.3% |

平成24年度相談結果（人）

| 来所者数 | 支援なし | 支援あり | 他機関管理 |
|-------|-------|-------|-------|
| 1,038 | 882 | 153 | 3 |
| | 85.0% | 14.7% | 0.3% |

他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている方

平成24年度支援状況（人）

1) 地区別支援状況

| 地区 | 来所者数 | 「支援あり」の数 | 要支援率 |
|-----|-------|----------|-------|
| 佐倉 | 138 | 22 | 15.9% |
| 臼井 | 140 | 25 | 17.9% |
| 志津 | 540 | 63 | 11.7% |
| 根郷 | 140 | 34 | 24.3% |
| 和田 | 12 | 3 | 25% |
| 弥富 | 5 | 0 | 0% |
| 千代田 | 63 | 6 | 9.5% |
| 市全体 | 1,038 | 153 | 14.7% |

2) 「支援あり」のかたの相談内容：上位3つ

| 地区（「支援あり」のかたの数） | 1位（人） | 2位（人） | 3位（人） |
|-----------------|--------|---------------------------|------------------------------------|
| 佐倉（22） | 発育（11） | きょうだいの相談（3） 保護者の精神面（3） | かかわりかた（1） しつけ・叱り方（1） 予防接種（1） |
| 臼井（25） | 発育（12） | 保護者の精神面（3） | 予防接種（2） 授乳量と回数（2） 身体（2） |
| 志津（63） | 発育（25） | 保護者の精神面（8） | 相談先・遊び場・一時保育 等育児情報等の提供（5） |
| 根郷（34） | 発育（17） | きょうだいの相談（3） 保護者の精神面（3） | 予防接種（2） 授乳量と回数（2） 身体（2） |
| 和田(*1) | | | |
| 弥富(*2) | | | |
| 千代田（6） | 発育（4） | 予防接種（1） 授乳量と回数（1） | |

(*1)和田は「支援あり」の数が3人で、「きょうだいの相談」、「家族関係」、「保護者の身体面」がそれぞれ1人ずつ。

(*2)弥富は「支援あり」は無し。

《考 察》

平成24年度の乳児相談来所率は市全体で84.3%と昨年度に比べて0.5%増であった。

平成23年度より乳児相談についても未来所者に来所勧奨を全地区に行い始めた。乳児相談は、生後4か月までの産婦及びその乳児を対象とした全戸訪問事業である「こんにちは赤ちゃん訪問」後の継続支援の場、また訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる場であり、虐待のハイリスクである目視、把握が出来ていない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業であると考え。未来所者勧奨による来所者数の推移にも25年度は注目していきたい。

また、乳児相談での支援理由、相談内容については全市的に「発育」が大きな割合を占めている。これまで乳児相談で継続支援となった場合において次回の支援をもぐもぐ教室とすることが多かったが、支援理由が「発育」である場合においてはこの機を逃さずに支援をしていくことが望ましい。（「発育」で要支援となるのは、そのほとんどが体重増加不良に伴う発育確認であり、授乳量や回数、離乳食について児の月齢や体重に応じた適切な支援が必要であると考え。）

そのため、発育確認を乳児相談に再来所していただくことで行えるよう、平成24年度にルール作りや対応方法の明確化を検討し、平成25年度より開始している。各センターでの実施状況、再来所者数を確認しながら対応方法について再考していく予定である。

乳児相談の対象月齢は、定額・寝返り等発達面においても、またちょうど離乳食を開始するという時期にもあたり栄養面においても、保護者の悩みや心配事が出てくることが多い時期でもある。乳児相談を「悩みや心配事を解消できる場」、そして「何かあれば保健センターで相談できる」という思いを保護者に持っていただける場にしていきたい。

6. もぐもぐ教室

| | |
|--|--|
| 根拠法令等 | 母子保健法第9条 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす 「あまりしていない」「ほとんどしていない」 幼児の保護者 7.7% なくす 小学生の保護者 4.2% なくす ・むし歯のない3歳児の増加 75.3% 80%以上 |

《目的》

乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

対象 8か月の乳児

実施回数 健康管理センター・西部保健センター：月1回、南部保健センター：2ヶ月に1回

周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

実施内容 歯科衛生士・栄養士等による集団指導、希望者には個別相談

《実績》

年度別来所状況

| 年度 | 対象者数(人) | 来所者数(人) | 来所率(%) |
|------|---------|---------|--------|
| 20年度 | 1,311 | 816 | 62.2 |
| 21年度 | 1,229 | 572 | 46.5 |
| 22年度 | 1,219 | 742 | 60.9 |
| 23年度 | 1,207 | 772 | 64.0 |
| 24年度 | 1,256 | 823 | 65.5 |

センター別来所状況

| 実施会場 | 対象者数(人) | 来所者数(人) | 来所率(%) |
|----------|---------|---------|--------|
| 健康管理センター | 431 | 267 | 62.0 |
| 西部保健センター | 628 | 430 | 68.5 |
| 南部保健センター | 197 | 126 | 64.0 |

個別相談状況

| | 相談者数(人) | 主な相談内容 |
|---------|---------|---------------------------|
| 栄養士相談 | 346 | 授乳量と回数、食事量、食事形態、食事時間と回数 等 |
| 歯科衛生士相談 | 137 | はみがき、歯・歯列、咬合、母乳・ほ乳びん 等 |
| 保健師相談 | 219 | 発達、生活リズム、発育、育児全般の相談 |

《考察》

9か月以降の乳児期は、乳歯も生え始め、離乳食から幼児食への移行の時期にかかってくるため、咀嚼能力をつけかむ力を育てることやむし歯予防が大切な時期である。個別相談内容も離乳食に関することやはみがきに関することが多い。食事は毎日のことであり、離乳食のつまずきが保護者の育児不安や負担につながりやすい。また、かむ力を育てる上でも、児の口腔機能の発達に合わせ、適切に離乳食をすすめていくことが重要であるため、健康教育を通じ正しい知識を保護者へ伝え支援する必要がある。今後も内容の充実を図り、適切に離乳食をすすめることができるよう教室運営に努める。

7. 1歳6か月児健康診査

| | |
|--|--|
| 根拠法令等 | 母子保健法第12条 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の増加 62.4% 増加 |

《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の保持増進を図る。

《内容》

| | |
|----------|--|
| 対象 | 1歳6か月を超え2歳に満たない児 |
| 実施場所及び回数 | 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2ヶ月に1回実施。(計30回) 医師診察は、市内16協力医療機関で医師診察を実施。 |
| 周知方法 | 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。 |
| 実施内容 | (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談 必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談 (個別健診) 医師診察 |

《実績》

- 1 受診状況

| 年度 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要支援者数(人) |
|------|---------|---------|--------|----------|
| 20年度 | 1,320 | 1,203 | 91.1 | 150 |
| 21年度 | 1,325 | 1,216 | 91.8 | 204 |
| 22年度 | 1,339 | 1,216 | 90.8 | 136 |
| 23年度 | 1,331 | 1,218 | 91.5 | 236 |
| 24年度 | 1,257 | 1,168 | 92.9 | 258 |

- 2 平成24年度地区別受診状況

| 地区 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要支援者数(人) |
|-----|---------|---------|--------|----------|
| 佐倉 | 189 | 178 | 94.2 | 43 |
| 臼井 | 198 | 182 | 91.9 | 58 |
| 志津 | 605 | 577 | 95.4 | 121 |
| 根郷 | 183 | 154 | 84.2 | 24 |
| 和田 | 10 | 8 | 80.0 | 3 |
| 弥富 | 5 | 5 | 100 | 1 |
| 千代田 | 67 | 64 | 95.5 | 8 |
| 市全体 | 1,257 | 1,168 | 92.9 | 258 |

- 3 平成24年度要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

| 支援理由 | 要支援者数 | 支援理由 | 要支援者数 |
|----------------|-------|---------|-------|
| ことば | 121 | 予防接種 | 10 |
| 育児・生活態度 | 32 | 聞こえ | 3 |
| 発育・発達 | 19 | 疾患障害 | 3 |
| 栄養 | 18 | 育児情報の提供 | 12 |
| 保護者の体調・疾患 | 3 | その他 | 30 |
| 保護者の精神疾患(疑い含む) | 7 | 合計 | 258 |

歯科健康診査結果

上段(人) 下段(%)

| 受診者数 | 相談者数 | 結果判定 | | | | | | | 不正咬合 | 軟組織異常 | その他異常 |
|-------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|-------|
| | | 01型 | 02型 | 03型 | A型 | B型 | C1型 | C2型 | | | |
| 1,165 | 474 | 467 | 659 | 25 | 11 | 1 | 0 | 2 | 65 | 2 | 54 |
| 92.7 | 40.7 | 40.1 | 56.6 | 2.1 | 0.9 | 0.1 | 0 | 0.2 | 5.6 | 0.2 | 4.6 |

・むし歯罹患率 1.2% ・1人平均むし歯本数 0.04本 (備考) 歯科健診3名未受診。

個別医師診察結果(人)

| 対象者数 | | | | | | | |
|-------|-----------|---------------|------|--------|-----|--------|--|
| 1,257 | (a) 受診者数 | 医師診察結果 | | | | | |
| | (b) 1,168 | 医師診察受診者数 | | 医師診察結果 | | | |
| | (c) 964 | (c)/(a) 76.7% | 異常なし | 経過観察 | 要治療 | 精密健康診査 | |
| | | | 921 | 39 | 2 | 2 | |

精密健康診査結果(人)

| 精密健康診査対象数 | 受診数 | 受診結果内訳 | | | |
|-----------|-----|--------|------|-----|-----|
| | | 異常なし | 経過観察 | 要治療 | その他 |
| 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |

未受診者状況(人)

| 対象者数 | | | | |
|-------|-------|-------|--------|-------|
| 1,257 | 受診者数 | 未受診者数 | | |
| | 1,168 | 89 | 把握済数者数 | 未把握者数 |
| | | | 67 | 22 |

備考

把握済数者数は、勸奨アンケート、地区担当保健師が、電話または家庭訪問により把握。
未把握者数は、勸奨アンケートの返信がなく集団健診未受診。

歯科健康診査 結果判定の分類

- 01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 03型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの

- A 型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B 型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C 1 型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C 2 型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

《考 察》

平成24年度受診者数は、1,168人、受診率は、平成23年度から1.4%増加の92.9%であった。

平成22年度から取り組んでいるアンケート方式による未受診勧奨の継続実施に加え、引き続き、未受診、未把握者を一人でも少なくできるように受診の勧奨に取り組んでいきたい。

また、市内協力医療機関で実施している個別医師診察についても、平成23年度のアンケート結果を踏まえ平成24年度は、個別医師診察の受け方と医師診察の必要性に関する周知啓発ポスターの掲示を医療機関に依頼するとともに、受診に繋がるよう勧奨に取り組みました。その結果、対平成23年度と比較し210人増加でした。

今後も、健康診査の必要性を周知するとともに、個別医師診察に関する掲載内容を工夫しながら、さらなる受診者の増加と受診率の向上を目指していきたい。

8. 3歳児健康診査

| | |
|--|--|
| 根拠法令等 | 母子保健法第12条 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の増加 62.4% 増加 |

《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

| | |
|----------|--|
| 対 象 | 3歳6か月を超え4歳に満たない児 |
| 実施場所及び回数 | 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、年12回実施。 南部保健センターにおいて2ヶ月に1回、年6回実施。 |
| 周知方法 | 3歳6か月に達する幼児全員に健康調査票、歯科健診票等を送付。 「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。 |
| 実施内容 | 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、医師診察、育児相談 必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次健診、 眼科二次健診、尿二次検査 |

《実績》

1. 一次健診の状況

- 1 受診状況

| 年度 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要支援者数(人) |
|------|---------|---------|--------|----------|
| 20年度 | 1,294 | 1,091 | 84.3 | 94 |
| 21年度 | 1,338 | 1,061 | 79.3 | 104 |
| 22年度 | 1,428 | 1,149 | 80.5 | 116 |
| 23年度 | 1,401 | 1,135 | 81.0 | 110 |
| 24年度 | 1,419 | 1,231 | 86.8 | 190 |

- 2 地区別受診状況

| 地区 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) | 要支援者数(人) |
|-----|---------|---------|--------|----------|
| 佐倉 | 204 | 176 | 86.3 | 30 |
| 白井 | 233 | 195 | 83.7 | 35 |
| 志津 | 691 | 615 | 89.0 | 77 |
| 根郷 | 183 | 154 | 84.2 | 34 |
| 和田 | 16 | 15 | 93.8 | 1 |
| 弥富 | 5 | 4 | 80.0 | 0 |
| 千代田 | 87 | 72 | 82.8 | 13 |
| 市全体 | 1,419 | 1,231 | 86.8 | 190 |

3要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

| 支援理由 | 要支援者数(人) | 支援理由 | 要支援者数(人) |
|-----------|----------|----------|----------|
| ことば | 89 | 家族関係 | 3 |
| 発育・発達 | 28 | くせ、こだわり | 6 |
| 育児・生活態度 | 13 | 栄養(食事時間) | 4 |
| 保護者の精神疾患 | 8 | 疾患障害 | 3 |
| 虐待(疑い) | 3 | かかわり | 13 |
| 保護者の不安・負担 | 20 | 合計 | 190 |

尿検査結果

| 検査数 | 有所見数 | 有所見率(%) | 有所見内訳(延数) | | | |
|-------|------|---------|-----------|----|-----|-----|
| | | | 糖 | 蛋白 | 潜血 | 小計 |
| 1,154 | 195 | 16.9 | 6 | 35 | 154 | 195 |

(備考) 77人尿未実施。

歯科健康診査結果 上段(人) 下段(%)

| 受診者数 | 相談者数 | 結果判定 | | | | | | | 不正咬合 | 軟組織異常 | その他異常 |
|-------|------|------|------|-----|------|-----|-----|-----|------|-------|-------|
| | | O1型 | O2型 | O3型 | A型 | B型 | C1型 | C2型 | | | |
| 1,228 | 67 | 797 | 186 | 60 | 128 | 49 | 1 | 7 | 128 | 0 | 34 |
| 86.5 | 5.5 | 64.9 | 15.1 | 4.9 | 10.4 | 4.0 | 0.1 | 0.6 | 10.4 | 0 | 2.8 |

・むし歯罹患率 15.1% ・1人平均むし歯数 0.50本

判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診3名未受診。

医師診察結果 (人)

| 医師診察数 | 医師診察結果 | | | | |
|-------|--------|------|-----|-----|---------|
| | 異常なし | 経過観察 | 要治療 | その他 | 要精密健康診査 |
| 1,231 | 969 | 219 | 0 | 0 | 43 |

精密健康診査実施状況(人)

| 検査内容 | 精密健康診査 交付数 | 受診者数 | 精密健康診査結果 | | | |
|------|---------------|------|----------|------|------|-----|
| | | | 異常なし | 診断確定 | 経過観察 | その他 |
| 尿二次 | 15 | 11 | 4 | 1 | 5 | 1 |
| 眼科二次 | 26 | 13 | 4 | 4 | 4 | 1 |
| 聴力二次 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 43 | 24 | 8 | 5 | 9 | 2 |

(備考) 診断確定の内訳 弱視2人、遠視・乱視2人、血尿1人

未受診者勧奨結果（人）

| | | |
|------------|-----------|------|
| 対象者数 1,419 | | |
| 受診者数 1,231 | 未受診者数 188 | |
| | 把握済数 | 未把握数 |
| | 167 | 21 |

（備考）

把握済者数は、勧奨アンケート、地区担当保健師が、電話または家庭訪問により把握。
未把握者数は、勧奨アンケートの返信がなく集団健診未受診。

<考察>

平成24年度受診者数は、1,231人受診率は、平成23年度から5.8%増加の86.8%であった。

平成23年度の未受診勧奨の結果から集団保育利用者も多く、通園先での内科健診を受けて問題がなかったため、市の健康診査は受ける必要がないとの理由で、受診行動に繋がらず未受診・未受診所となるかたも少なくない状況であったことから、平成24年度は、市内の保育園、幼稚園に対して3歳児健康診査の受診の必要性に関する啓発普及ポスターを作成し掲示依頼をしました。その結果、保育園、幼稚園の先生から健診を勧められて健診の会場に来られたかたも多く見受けられました。

また、健康診査を受けられたかたの内、診察、尿、眼科、聴力検査の結果、要精密健康診査と判定されたかたの中で、半数近い19人が受診に繋がっていない状況であったことから、速やかに専門病院での精密健康診査受診に繋げていけるよう受診の勧奨に取り組んでいく。

9 . 親子教室

| 根拠法令等 | 佐倉市独自 |
|--------------|--------------------------------|
| 健康さくら21目標値 | ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% 減少 |
| 平成18年度(市の現状) | ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% 増加 |
| 平成24年度(目標) | ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% 減少 |

(1) たんぽぽグループ

《目的》

発達上何らかの問題や不安を抱えている児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援し、保護者の不安を軽減する。

《内容》

対 象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児とその保護者
2歳以上で他機関において継続的に集団指導を受けていない児

方 法 毎月1回 健康管理センターにて実施

実施内容 午前 9:00～9:30 自由遊び
9:30～10:30 一斉活動(体操,親子遊び,手遊び,絵本,おやつ)
10:30～11:00 個別面接
11:00～12:00 事後検討会

参加期間 最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能

担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(臼井保育園・佐倉東保育園)

《実績》

5年間の参加組数

| 年度 | 実数(組) | 延数(組) |
|------|-------|-------|
| 20年度 | 19 | 96 |
| 21年度 | 14 | 43 |
| 22年度 | 20 | 107 |
| 23年度 | 19 | 94 |
| 24年度 | 20 | 101 |

《考察》

本事業については、定員を15名としているため、参加実数、延べ数ともに大きな変動はない。

平成24年度は、参加者の中に動きの多い児が多かったため、自由遊びの時間に職員の見守りを配置した。しかしながら、個別面接時には全職員が面接対応に入るため、児の安全を見守ることが難しく、事故の危険性が高い状況にあったため、今後は個別面接の実施方法等を工夫することにより、安全に事業を実施できるよう検討していかねばならない。

(2) ひまわりグループ

《目的》

すでに集団生活をしており、発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身につけ、現在所属する集団生活や就学後の学校生活の不応・問題行動をできる限り予防・軽減する。

《内容》

対象 ことばと発達の相談室において集団指導が必要であるとされた児
保育園、幼稚園などの集団生活に所属している児
年長児で他機関にて継続的に専門的な集団指導を受けていない児

方法 毎月1回 健康管理センターにて実施
1グループ定員5人とし、3グループを編成

実施内容 午後 1:30～2:15

午後 2:45～3:30

午後 4:00～4:45

集団活動、保護者との連絡調整

参加期間 就学前の1年間(ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能)

担当職種 言語聴覚士

《実績》

5年間の参加組数

| 年度 | 実数(組) | 延数(組) |
|------|-------|-------|
| 20年度 | 8 | 77 |
| 21年度 | 5 | 41 |
| 22年度 | 7 | 63 |
| 23年度 | 11 | 102 |
| 24年度 | 17 | 146 |

《考察》

平成24年度は、参加対象者が多数であったため、3グループで実施した。また、グループ編成を保護者の希望だけでなく、各児の発達状況に応じて行ったため、活動内容をより深めることができた。

グループによっては、本事業を通して知り合った保護者同士が積極的に情報交換を行うなど、保護者間の交流を深められる場ともなっていた。

保育園・幼稚園巡回相談事業の実施件数の増加により、年長児になってからのことばの相談室の来所者が増加してきており、これにより本事業の参加対象者数も年々増加の傾向にある。今後の参加者数によっては、グループ数の増加も検討していく必要がある。

10. 幼児歯科健診

| 根拠法令等 | 佐倉市独自 |
|--------------|------------------------------------|
| 健康さくら21目標値 | ・むし歯のない3歳児の増加 75.3% 80%以上 |
| 平成18年度(市の現状) | ・フッ素入り歯磨き剤を使う人の増加 3歳児 66.5% 90%以上 |
| 平成24年度(目標) | ・おやつを1日3回以上食べている幼児の減少 3歳児 10.8% 減少 |

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

| | |
|------|---|
| 対象 | 2歳・2歳6か月・3歳 |
| 実施回数 | 年60回 月5回(言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回) 健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回 |
| 周知方法 | 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付 「こうほう佐倉」健康カレンダー、ホームページにて周知 |
| 実施内容 | 健康教育 歯垢の染め出し(希望者)・ブラッシング 歯科健診 フッ素塗布(希望者) ことばの相談(希望者) |

《実績》

年度別受診状況

| 年度 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) |
|------|---------|---------|--------|
| 20年度 | 3,919 | 2,704 | 69.0 |
| 21年度 | 4,097 | 2,768 | 67.6 |
| 22年度 | 4,100 | 2,811 | 68.6 |
| 23年度 | 4,056 | 2,929 | 72.2 |
| 24年度 | 3,959 | 2,874 | 72.6 |

会場別受診状況

| 実施会場 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) |
|----------|---------|---------|--------|
| 健康管理センター | 1,446 | 1,014 | 70.1 |
| 西部保健センター | 1,936 | 1,406 | 72.6 |
| 南部保健センター | 577 | 454 | 78.7 |

地区別受診状況

| 地区 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) |
|-----|---------|---------|--------|
| 佐倉 | 544 | 402 | 73.9 |
| 臼井 | 645 | 461 | 71.5 |
| 志津 | 1,936 | 1,398 | 72.2 |
| 根郷 | 526 | 379 | 72.1 |
| 和田 | 32 | 28 | 87.5 |
| 弥富 | 19 | 12 | 63.2 |
| 千代田 | 257 | 194 | 75.5 |

年齢別結果

| | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 結果判定 | | | | | | フッ素塗布者 (フッ素塗布率) | |
|-------|-------------|-------------|------------|------|-----|-----|----|----|-----|--------------------|-----------|
| | | | | O1型 | O2型 | O3型 | A型 | B型 | C1型 | | C2型 |
| 2歳 | 1,276 | 956 | 74.9 | 8 | 912 | 20 | 13 | 2 | 1 | 0 | 921(96.3) |
| 2歳6か月 | 1,290 | 946 | 73.3 | 7 | 859 | 25 | 41 | 12 | 1 | 1 | 902(95.3) |
| 3歳 | 1,393 | 972 | 69.8 | 21 | 849 | 28 | 52 | 16 | 1 | 5 | 916(94.2) |

判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

ことばの相談来所状況

| 対象 | 来所者数(人) | 要支援者(人) |
|-------|---------|---------|
| 2歳 | 62 | 27 |
| 2歳6か月 | 63 | 44 |
| 3歳 | 54 | 27 |

保健師・栄養士による個別相談状況

| | 保健師相談(人) | 栄養士相談(人) |
|----------|----------|----------|
| 健康管理センター | 61 | 4 |
| 西部保健センター | 77 | 11 |
| 南部保健センター | 20 | 4 |

《考 察》

市で行っている歯科健診の受診率は、1歳6か月児歯科健診(92.7%)、幼児歯科健診(72.6%)、3歳児歯科健診(86.5%)となっているが、保育園・幼稚園の歯みがき指導で実施している5歳児対象のアンケート結果では、歯科医院で定期的に歯科健診を受診している児は34.5%にとどまる。3歳児健診以降は、かかりつけ歯科医院で定期健診、予防処置を受けるように啓発が必要である。

11. すくすく発達相談

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 根拠法令等 | 佐倉市独自 |
| 健康さくら21目標値 | ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% 減少 |
| 平成18年度(市の現状) | ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% 増加 |
| 平成24年度(目標) | ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% 減少 |

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は、月1回(年12回)の頻度で行われ予約制である。相談会場は健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。(ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる)

《実績》

来所状況(人)

| 年度 | 実数 | 延数 |
|------|----|----|
| 20年度 | 13 | 23 |
| 21年度 | 19 | 20 |
| 22年度 | 36 | 55 |
| 23年度 | 33 | 44 |
| 24年度 | 26 | 34 |

月別来所状況(人)

| 月 | 23年度 | 24年度 |
|----|------|------|
| 4 | 5 | 2 |
| 5 | 6 | 2 |
| 6 | 2 | 3 |
| 7 | 4 | 5 |
| 8 | 3 | 1 |
| 9 | 2 | 3 |
| 10 | 5 | 3 |
| 11 | 4 | 3 |
| 12 | 6 | 1 |
| 1 | 4 | 4 |
| 2 | 2 | 3 |
| 3 | 1 | 4 |
| 合計 | 44 | 34 |

地区別来所状況(人)

| 地区 | 23年度 | 24年度 |
|-----|------|------|
| 佐倉 | 4 | 0 |
| 臼井 | 7 | 5 |
| 志津 | 13 | 17 |
| 根郷 | 4 | 3 |
| 和田 | 0 | 0 |
| 弥富 | 1 | 0 |
| 千代田 | 3 | 1 |
| 住登外 | 1 | 0 |
| 計 | 33 | 26 |

年齢別来所状況(人)

| 年齢 | 23年度 | 24年度 |
|---------|------|------|
| 0~5ヶ月 | 0 | 3 |
| 6ヶ月~1歳 | 8 | 5 |
| 1~2歳未満 | 8 | 3 |
| 2歳~3歳未満 | 9 | 6 |
| 3歳~4歳未満 | 4 | 6 |
| 4歳~5歳未満 | 1 | 2 |
| 5歳以上 | 3 | 1 |
| 計 | 33 | 26 |

相談経路(人)

| 相談経路元事業 | 23年度 | 24年度 |
|----------|------|------|
| 保健師紹介 | 4 | 0 |
| 電話相談 | 11 | 7 |
| ことばの相談室 | 6 | 7 |
| 乳児相談 | 1 | 3 |
| もぐもぐ教室 | 1 | 2 |
| 1歳6か月児健診 | 1 | 0 |
| 3歳児健診 | 0 | 1 |
| 幼児歯科健診 | 0 | 1 |
| 他機関からの紹介 | 3 | 1 |
| 継続 | 6 | 4 |
| 計 | 33 | 26 |

平成24年度相談内容及び結果(人)

| 初回相談 内容 | 相談者数 (実) | 結果 | |
|------------|-------------|----|----|
| | | 継続 | 終了 |
| 運動発達 | 14 | 3 | 11 |
| 言語発達 | 8 | 1 | 7 |
| 身体発育 | 0 | 0 | 0 |
| 疾患 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 4 | 2 | 2 |
| 計 | 26 | 6 | 20 |

平成24年度すくすく発達相談終了者内訳(人)

| 初回相談 内容 | 相談者数 (実) | 終了者数 (実) | 終了者内訳 | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------|------------|------|----------------|-----|
| | | | 問題なし | 医療機関 紹介 | 療育紹介 | 医療機関及 び療育紹介 | その他 |
| 運動発達 | 14 | 11 | 9 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 言語発達 | 8 | 7 | 0 | 3 | 1 | 0 | 3 |
| 身体発育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 疾患 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 26 | 20 | 11 | 3 | 1 | 0 | 5 |

《考 察》

すくすく発達相談の利用者数は、平成 22 年度以降減少傾向にある。

減少している内容をみると、地区別来所状況では、志津地区以外は減少している。年齢別来所状況では6ヶ月から3歳未満までの年齢で減少している。

相談経路は、電話相談とことばの相談で半数を占めており、相談内容も運動発達や言語発達に関する相談が多いが、一つの要因のみならず様々な要因による利用者が大半である。

平成 24 年度より、事業実施の際に、言語聴覚士が待機という形で必要時相談に同席する形とした。医師と言語聴覚士から助言をすることにより、言語発達面で相談があった方に対して、スムーズにその後のフォローにつなげることができた。

近年、相談に来る方は子育ての難しさを感じており、育児の負担も増していると考えられる。

このようなことから、発達障害を含め、乳幼児の疾病等の異常を早期に発見し、早期に専門機関へつなげ、早期からの支援を行うため、事業の周知を一層図っていくことが重要である。

12. ことばと発達の相談室

| 根拠法令等 | 佐倉市独自 |
|--------------|--------------------------------|
| 健康さくら21目標値 | ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% 減少 |
| 平成18年度(市の現状) | ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% 増加 |
| 平成24年度(目標) | ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% 減少 |

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ、発達又は気になる行動等について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な指導を行い、言語面(コミュニケーション能力)の改善や不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

対象 ことば、きこえ又は行動面等に関する何らかの問題や育児不安を抱えている就学前児及びその保護者

方法 祝祭日を除く月曜から金曜日までのほぼ毎日実施(予約制)
健康管理センターにて面接指導を実施

実施内容 発達検査、言語検査又は聴力検査等を実施し、その結果により助言および個別指導を行う。また、医学的検査、療育的支援などを必要とする場合は他機関へ紹介する。
面接時間は1人につき30分から1時間程度。

周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児歯科健診等や健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等

担当職種 言語聴覚士(必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等)

《実績》

年度別来所者数(人)

| 年度 | 実数 | 延数 | 新規申込者数 | 終了者数 |
|------|-----|-------|--------|------|
| 20年度 | 256 | 1,539 | 131 | 73 |
| 21年度 | 280 | 1,683 | 126 | 82 |
| 22年度 | 283 | 1,360 | 133 | 64 |
| 23年度 | 308 | 1,815 | 139 | 113 |
| 24年度 | 414 | 2,698 | 220 | 180 |

24年度 来所者の経路(人)

| 経路 | 実数 |
|----------|-----|
| 1歳6か月健診 | 10 |
| 3歳児健診 | 99 |
| すくすく発達相談 | 7 |
| 幼児歯科健診 | 112 |
| 電話相談 | 135 |
| 他機関からの紹介 | 13 |
| 訪問指導 | 3 |
| 面接相談 | 9 |
| 再相談 | 10 |
| その他 | 16 |

24年度 地区別来所者数(人)

| 地区 | 実数 |
|-----|-----|
| 佐倉 | 52 |
| 臼井 | 82 |
| 志津 | 186 |
| 根郷 | 54 |
| 和田 | 5 |
| 弥富 | 6 |
| 千代田 | 29 |

24年度 来所者の相談内容(人)

| 相談内容 | 実数 |
|---------|-----|
| ことばの発達 | 309 |
| 行動面 | 9 |
| 対人面、社会性 | 27 |
| 学習面 | 5 |
| 発音 | 40 |
| きこえ | 3 |
| どもり | 16 |
| その他 | 5 |

24年度 年齢別来所者数(人)

| 年齢 | 実数 |
|-----|-----|
| 0歳児 | 3 |
| 1歳児 | 39 |
| 2歳児 | 93 |
| 3歳児 | 109 |
| 4歳児 | 73 |
| 5歳児 | 97 |

24年度 来所者の相談結果(人)

| 相談結果 | 実数 |
|-------|-----|
| 継続 | 290 |
| 終了 | 101 |
| 経過観察 | 23 |
| 未来所終了 | 79 |

24年度 終了者の終了理由(人)

| 終了理由 | 終了者 (実数) | 未来所終了者 (実数) |
|-------|-------------|----------------|
| 改善 | 14 | 15 |
| 希望なし | 0 | 37 |
| 就学 | 79 | 12 |
| 転出 | 4 | 12 |
| 他機関管理 | 0 | 3 |
| 問題なし | 4 | 0 |
| 合計 | 101 | 79 |

*「未来所終了」とは、相談室への来所の履歴がなく「終了」となったケースで、相談来所者の実数には入れない。

《考察》

本事業の来所者は、年々増加傾向にある。特に、平成24年度は相談者実数が平成23年度より100人以上増加し、延べ数においても大幅な増加が見られた。

本事業の周知は、平成23年度までは1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ等で行っていた。平成24年度は、本事業をさらに広く市民に周知するために、市内の公立保育園、私立認可保育園、公立幼稚園、私立幼稚園にポスターの掲示を依頼した。

平成24年度、新規に電話相談で来所した相談者にアンケートを実施したところ、これらのポスターが直接の来所にはつなげてはなかったが、「保育園、幼稚園から紹介された」という相談者が3分の1を占め、ポスターを掲示したことにより、保育園、幼稚園の保育者に本事業が周知され始めていることがうかがえる。来所者の経路は、電話相談が最も多く、幼児歯科健診や3歳児健診といった母子事業で来所者を待つ形の周知だけではなく、積極的に広く発信する形での周知方法を今後も検討していく必要がある。

終了者については、相談内容が「改善」して終了するケースが終了者の14%に過ぎず、80%近くが「改善」せずに「就学」を迎えたために終了となっている。「就学」を迎えて終了となった相談者のうち、就学後も何らかの支援機関が関わっているケースはごくわずかで、就学をも迎える相談者への就学後の支援機関等の情報提供や、就学先等とのさらなる連携が必要であると考えられる。

13. 保育園・幼稚園巡回相談

| 根拠法令等 | 佐倉市独自 |
|--------------|--------------------------------|
| 健康さくら21目標値 | ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% 減少 |
| 平成18年度(市の現状) | ・子どもをかわいいと思える保護者の増加 98.3% 増加 |
| 平成24年度(目標) | ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% 減少 |

《目的》

保育園・幼稚園に在園し、ことば、きこえ、発達及び行動等で心配のある児について、保育園・幼稚園と連携を図ることにより、集団生活の中で児の成長、発達を支援し、問題の改善を図ることを目的とする。

《内容》

- 対 象 佐倉市内の巡回相談希望の保育園・幼稚園
 方 法 年1回 各園に訪問
 実施内容 保育場を観察し、支援方法等を保育担当職員と検討する。
 周知方法 母子保健事業において必要時、保護者へ園との連絡調整の必要性を伝える。
 各園では、事前に巡回相談の実施について園内に掲示して周知する。
 担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、子育て支援課職員 等）

《実績》

年度別相談件数（人）

| 年度 | 実数 |
|------|-----|
| 20年度 | 42 |
| 21年度 | 35 |
| 22年度 | 52 |
| 23年度 | 67 |
| 24年度 | 129 |

年度別巡回園数（園）

| 年度 | 保育園 | 幼稚園 |
|------|-----|-----|
| 20年度 | 7 | 1 |
| 21年度 | 5 | 0 |
| 22年度 | 9 | 0 |
| 23年度 | 11 | 0 |
| 24年度 | 13 | 1 |

《考察》

保育園については、巡回相談を希望する園が増えてきている。また、相談対象となる児の数も年々増加傾向にある。集団生活の中で支援を必要とする児は各園に在園しており、このような児に対する支援の方法を模索する中で、保育者が他機関との連携を求めているためと考えられる。

保育園については子育て支援課を通して全園に周知しているが、幼稚園については事業の周知を行っていないため、巡回相談を希望する園が限られている。今後は、幼稚園への周知方法も検討していく必要がある。

3歳児健診を終了し母子事業との関わりを持つことが難しい4歳児、5歳児についても、巡回相談を通してことばと発達の相談室につながるケースが増加しており、幼児期の発達支援において本事業が重要な意味を持ってきている。

14. 健康教育・健康相談

| 根拠法令等 | 母子保健法第9条、第10条 |
|--|--|
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の減少 47.3% 減少 ・育児についての相談相手のいない保護者の減少 3.5% 減少 ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の増加 74.6% 増加 |

《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図り、子育て支援の一環とする。

(1) 妊娠期・乳児期育児支援事業

《内容》

「happy mama style」について

対象者：若年産婦とその子ども（就学前の乳幼児）

方法：健康管理センターにて毎月1回開催

内容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマ・内容を決めている

周知方法：毎月電子メール及び手紙郵送にて周知

「beans circle」について

対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦

方法：西部保健センターにて毎月1回開催

内容：毎月1回（年間12回）開催、季節行事・交流会を隔月ごとに実施。

周知方法：年1回新規対象者に案内文発送、欠席者に年4回季節刊として情報紙発送

《実績》

実施会場別来所状況（年度推移）（人）

| 実施会場 | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|--------------------------------|--------|----|--------|-----|
| | 実 | 延 | 実 | 延 |
| 健康管理センター 「happy mama style」 | 37 | 98 | 25 | 73 |
| 西部保健センター 「beans circle」 | - | - | 50 | 219 |
| 合計 | 37 | 98 | 75 | 292 |

beans circleについて...多胎児を持つ母親及びその子どもを対象とし、平成24年度から開催。

(2) 地区の集まりにおける健康教育

《内容》

実施場所

佐倉地区：佐倉老幼の館、子育てサロン「ひろば」

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区 : 志津・北志津児童センター、西部保健センター、
ハローキッズ(子育て支援センターハローベビー)、任意団体「NPO子どものまち」
千代田地区 : 老人憩いの家 千代田荘
根郷地区 : 南部児童センター
和田地区 : 和田公民館

《実績》

健康教育実績(人)

| 地区 | 実数 | 延数 |
|-----|-------|-------|
| 佐倉 | 139 | 139 |
| 臼井 | 176 | 176 |
| 志津 | 651 | 651 |
| 千代田 | 50 | 50 |
| 根郷 | 229 | 229 |
| 和田 | 64 | 64 |
| 市全体 | 1,309 | 1,309 |

健康教育実施者において、個人の地区特定ができないことから、実施会場の各地区別人数を計上。

(3) 健康相談(定例外)

乳児相談やもぐもぐ教室等の定例事業以外でも、必要に応じ面接相談を実施している。

《実績》

相談件数(延)

- ・乳児 : 98人
- ・幼児 : 321人
- ・その他(小学生・保護者) : 27人

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

対象 保育園・幼稚園児
方法 歯科健康教育の希望があった保育園17園、幼稚園8園において実施
内容 人形劇「動物の歯・わたしの歯」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実績》

年度別実施状況 (人)

| 年度 | 保育園 | 幼稚園 | 合計 |
|------|-----|-----|-------|
| 20年度 | 724 | 799 | 1,523 |
| 21年度 | 629 | 652 | 1,281 |
| 22年度 | 915 | 821 | 1,736 |
| 23年度 | 862 | 854 | 1,716 |
| 24年度 | 851 | 771 | 1,622 |

*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

《考 察》

保健分野において、「仲間づくりの場を提供する」ということに関しては、目的は達成され、平成23年度に事業を廃止している。

そのため、保健分野が取り組んでいくべき対象者である、育児不安の強い母子や孤立しがちな母子等、子育てに困難感を感じている者に重点を置き、平成23年9月から若年産婦を対象とした「happy mama style」を、平成24年4月から多胎児を持つ親を対象とした「beans circle」を開始している。

若年産婦を対象とした「happy mama style」は、利用者が減少傾向にあることが言える。一方で利用者においては、母子保健事業や予防接種などの安定した利用につながっている。しかし、若さゆえの社会性の未熟さや育児知識の乏しさは否めない。今後も引き続き、育児に関する正しい知識の普及や同世代の母子の交流の場としての事業運営ならびに、若年産婦の当事業の継続利用に向けた取り組みに努めたい。

多胎児を持つ親を対象とした「beans circle」は、参加者同士が毎回活発に交流しており、5～10組と安定した人数の利用ができています。さらにこの会は、志津南地区社会福祉協議会のボランティアが協力者となりこの会を支え地域交流ができていたことも一つの特徴です。

今後も新規参加者と継続者が交流できるよう、新規参加者がサークルの存在を知り参加しやすいよう周知すると共に欠席した母子には定期的に会の内容が掲載した情報紙を発送し、孤立化防止を図りたい。

最近の動向として、平成25年度から、未熟児養育医療（低出生体重児に関する事業）が県から市町村へ権限移譲された。佐倉市において、低出生体重児の出生を数例把握している。

今後、低出生体重児をもつ親たちの集いについても実施する方向で検討しているが、早期の開催に向け、取り組んでいきたい。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

| 根拠法令等 | 佐倉市独自 |
|--|---|
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> ・シンナー・薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中高校生の増加 80.7% 増加 ・シンナー・薬物使用の有害性について、知っている中・高校生 89.5～98.2% 100% ・避妊法を正確に知っている高校生の増加 男子72.8% 100% 女子81.3% 100% ・性感染症を正確に知っている高校生の増加 16.3～93.0% 100% ・性についてオープンに話せる家庭の増加 37.1% 増加 ・子どもから性に関する悩みや相談を受けたときにきちんと応えられる保護者の増加 幼児保護者38.6% 増加 小学生保護者44.6% 増加 |

《目的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、思春期における問題は、本人の現在の問題にとどまらず生涯にわたる健康問題や、次世代への悪影響も及ぼしかねないものである。

正しい性に関する知識の普及とエイズ予防等の性感染症予防に努めると共に、10代の望まない妊娠の回避や人工妊娠中絶率の上昇を防ぐことにより青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通じて問題の理解と情報の提供をする。

《内容》

1. 保健授業の協働実施
2. 養護教諭との定期連絡会への参加(7回/年)
3. 健康教育教材の貸与、健康教育
4. 広報、ホームページへの掲載

《実績》

1. 保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭と保健師と一緒に思春期保健に取り組む保健授業の協働実施は、初年度である今年度は、市内3校の小学生(2年生、4年生)を対象に、養護教諭と学級担任、保健師の3者で実施。

- ・小学2年生 わたしのたんじょう～おへそのひみつ～ 170人
- ・小学4年生 生命誕生「おなかの中にタイムスリップ」 54人

2. 健康教育教材の貸与、健康教育

- (1) 沐浴人形の貸与

市内小学2校、中学6校、高校1校、その他団体1の計10箇所延べ11回貸与。

- (2) 妊婦ジャケットの貸与

市内中学3校、高校2校、大学1校の計6箇所延べ9回貸与。

3. 広報、ホームページへの掲載

広報2月号 「次世代を担う子どもたちの自尊感情と自己肯定感について」

《考 察》

今年度の新しい取り組みとして、小学校で保健授業の協働実施をすることができた。

引き続き、自分を大切にするという視点で、各学年に拡大していけるよう、地域保健分野と学校保健分野に於いて、連携協働しながら思春期保健対策を進めて行きたい。

IV 感染症予防

1 . 感染症予防及び防疫

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす1つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることを目的とする。

感染症予防の普及啓発概要

個別通知

定例 25 回

- ・「出生者・7歳半までの転入者・日本脳炎2期対象者・2種混合2期対象者」への予診票、案内文の送付（毎月）
- ・3歳児幼児歯科健診のお知らせ封筒に日本脳炎の案内文を同封（毎月）
- ・高齢者インフルエンザの予診票、案内文の送付（9月末）

未接種勧奨 43 回

- ・5か月齢のBCG未接種者へ勧奨はがき送付（10月まで毎月）
乳児相談未来所勧奨文にBCG接種についても記載し接種勧奨を実施
- ・8・10歳日本脳炎の勧奨はがき送付（5月）
- ・2種混合未接種者へ勧奨はがき送付（7月）
- ・MR2、3、4期末接種者へ勧奨はがき送付（7月）、MR2期～4期末接種者全員に電話（12～2月）、電話で不在だった者へはがき送付（3月）
- ・乳児相談、1歳6か月健診や3歳児健診の保健師相談で未接種者へ勧奨（毎月）
- ・母子保健事業個別案内送付の際に予防接種に関するリーフレットを同封

広報紙・ホームページ

- ・こうほう佐倉：10回（任意予防接種、MR、不活化ポリオ、四種混合、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌接種費用助成についてお知らせ）
- ・ホームページ：記事19回（インフルエンザ流行、感染症胃腸炎流行、任意予防接種のお知らせ、不活化ポリオ、四種混合開始等）

その他

- ・養護教諭研修会で予防接種について説明（9月）
- ・保育園看護師へ予防接種についての研修会を実施（1回）
- ・就学時健診における予防接種説明

平成24年10月11日から11月28日の間のうち、17日間、23小学校、1398名に対し実施。

2 . 予 防 接 種

| | |
|--|---|
| 根拠法令等 | 予防接種法第3条 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | BCGを1歳までに受ける人の増加 *100.9% 100% *厚生労働省が用いている算出方法により接種率は100%を超えることがある。 |
| | 麻しん予防接種を受ける人の増加 1期 93.7% 100% 2期 84.1% 100% 3期 未実施 100% 4期 未実施 100% |

《目 的》

予防接種は、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(1) 定期予防接種(予防接種法に基づく予防接種)

一類疾病：その発生及びまん延を予防することを目的として予防接種を行う疾病。

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎

二類疾病：個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防を目的として予防接種を行う疾病。

インフルエンザ

・ 予防接種健康被害救済制度

予防接種健康被害救済制度は、予防接種が感染症に対する社会防衛上の重要な予防的措置であるが、関係者がいかに注意を払っても極めて希ではあるが不可避免的に健康被害が起こり得るという医学上の特殊性があることに鑑み、これにより健康被害を受けた者に対する特別な配慮が必要であることから設けられた。

健康被害救済制度の内容

ア．医療費及び医療手当(通常起こり得る程度の軽度の副反応については該当しない。入院を要するような症状であれば該当すると考えられる。)

イ．障害児養育年金、必要な場合は介護手当

ウ．障害年金、必要な場合は介護手当

エ．死亡一時金

オ．葬祭料

認定は厚生労働大臣がその諮問機関である疾病障害認定審査会の意見を聴いて行う。

健康被害発生時の対応

予防接種後、局所の異常や体調の変化があった場合に医師の診察を受けた場合には、患者(保護者)からだけでなく、診断した医師からも市町村へ報告する。市町村からは地域医師会と保健所(知事)へ報告する。

予防接種後副反応報告基準は、「予防接種ガイドライン」に示されており、「予防接種後副反応報告書」「インフルエンザ予防接種後副反応報告書」により報告することとなっている。

《実績》

平成 24 年度申請 0 件

平成 23 年度に「BCG 接種後の結核性骨髄炎」の給付請求をした 1 件について平成 24 年 3 月厚生労働省より「BCG 予防接種と疾病との因果関係について、肯定する明確な根拠があることから、認定する」との通知があり、現在医療費及び医療手当の給付を受けている。

平成 23 年 5 月 20 日 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

東日本大震災の特例について：やむを得ないと認められる場合には、定期の予防接種の対象年齢を過ぎた者について、平成 23 年 8 月 31 日までの間は定期の予防接種の対象者となる(平成 23 年 3 月 11 日から適用)。

平成 23 年 5 月 20 日 予防接種実施規則の一部を改正する省令について

東日本大震災の特例について：ジフテリア、破傷風および百日咳並びに日本脳炎の予防接種において、定める期間をおいている間に東日本大震災の発生により受けることができなかった者については、当該事情が消滅した後速やかに接種した時は当該接種の間隔を置いたものとみなす。

(2) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

平成 22 年 11 月から開始され平成 24 年度末まで実施。(佐倉市で事業として開始したのは平成 23 年 4 月から) ヒトパピローマウイルスワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型ワクチン(ヒブワクチン)及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を緊急に促進し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《各予防接種の状況と課題》

BCG

結核高度まん延状態であった時代から結核が激減し、ツベルクリン反応検査による結核感染者の発見率が低下したことを背景に、2003 年 4 月から小学校 1 年生・中学校 1 年生に対するツベルクリン反応検査及び BCG 接種は廃止され、定期の BCG 接種は 4 歳未満の 1 回となった。

その後、重症結核予防のため乳児期早期に接種するよう方針転換され、2004 年 6 月 23 日に結核予防法の一部改正等がなされ 2005 年 4 月から BCG 予防接種は、生後 6 月未満に行われることになり、接種方法もツベルクリン反応検査をせずに BCG 直接接種に変更された。

さらに 2007 年 4 月には結核予防法が廃止され、BCG の定期予防接種は予防接種法の下で行われることとなった。

結核は結核菌の飛沫感染によって感染し、わが国では今でも毎年 2 万人を超える人が発病しているが、罹患率の増加から、99 年には「緊急事態宣言」が出されている。近年再び減少傾向が見られるが、高齢者の発病が増えている。

先進国の結核罹患率は 1 桁のところが多く、制圧に近づいているが、日本はその中では依然として結核中蔓延国であり、我が国の 2010 年の罹患率(17.7)は、カナダ(4.7)の 3.8 倍、米国(4.1)の 4.3 倍スウェーデン(6.8)の 2.6 倍とされています。(結核研究所 HP 平成 23 年(2011)年結核の統計より)

ポリオ

日本では、戦後まもなくからポリオの流行があったが、1960年(昭和35年)に患者が急増したことを受けて1961年に経口生ポリオワクチンが導入され、患者数は急速に激減し、1970年代から一桁となった。日本では、1994年(平成6年)以降ポリオの野生株ウイルスは根絶されているが、世界でポリオが根絶されるまでは、予防接種の継続は不可欠である。

日本と同じように野生のポリオウイルスによるポリオの発症がない世界の国々では、経口生ワクチンにワクチン関連麻痺(VAPP)を回避するため、1990年代後半から経口生ワクチンを不活化ワクチンに切り替えてきた。そのような状況をうけ、わが国においても2012年9月に定期予防接種としてのポリオワクチンを経口生ポリオワクチンから不活化ワクチン(IPV)に変更した。同じく11月からはジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの4種混合(DPT-IPV)が定期接種として位置づけられた。

麻しん・風しん

麻しんは感染力が極めて強く、罹患すると、時に脳炎、肺炎、中耳炎等を合併し命を脅かすことがある。

麻しんは、ワクチン接種により93~97%予防でき、その有効性は高いとされているが、被接種の数は1回の接種では免疫を獲得できない場合がある。また、1回の接種で免疫を獲得した者でも、予防接種の効果は接種後の時間経過とともに低下するために、自然感染とは異なり接種数年後に免疫は低下するといわれている。幼児の間で高い接種率が達成されても、免疫のない者又は免疫の低下した者の数が年々蓄積され、数年おきに定期的な流行がおこることが確認されている。

風しんは乳幼児が罹患しても通常は軽症であるが、妊娠初期の女性が感染すると胎盤を通じて胎児に感染し、胎児に先天性の障害が生じる(先天性風しん症候群)。この先天性風しん症候群の発生を予防することが重要である。平成24年は、2,392例の報告があり、過去5年間(平成20年~平成24年)では最も多い報告数となりました。首都圏や近畿地方での報告が多く、患者の7割以上は男性で、うち20代から40代が8割を占めました。流行はしばらく続くと考えられており今後も流行状況の把握及び対策が必要と考えられます。

平成18年4月から麻しん風しん混合(MR)ワクチンによる2回接種が導入され、接種を受ける方の利便性や経済的、肉体的負担の軽減及び病気に対する抵抗力(免疫)を長期間持続させることを目的に、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの2回接種が基本となった。WHOによる麻しん排除(elimination)計画に合わせ、我が国も「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)を出した。

また、これまでに1回しか接種を受けていない年長層にも2回目接種を行うために、平成20年4月から中学1年生と高校3年生相当年齢の者に第3期、第4期の定期接種を5年間行うこととし、平成24年度は最終年度となっています。

三種混合・二種混合

ジフテリア

ジフテリア予防接種は、三種混合ワクチンとして1981年(昭和56年)に導入され、その後日本のジフテリア患者の発生及び死亡者数は急速に減少し、平成11年の報告を最後に国内での患者報告は認められていない。これには生活環境の改善や抗生物質の影響もあるが、予防接種の効果が

第一にあげられる。

しかし、ジフテリアは感染しても 10%程度の人に症状が出るだけで、残りの人は症状が出ずに保菌者となり感染源となることがある。また、1994 年(平成 6 年)のロシア等の流行を考えると、海外から持ち込まれる危険性もあることから、今後もなお一定レベルの免疫の維持が必要である。

百日せき

1956 年(昭和 31 年)から百日せきの予防接種がはじまって以来患者数は減っていたものの、近年大人の百日せきが増加傾向にあり、乳幼児への感染源となる危険性がある。乳幼児が罹患すると重篤となり肺炎や脳症を併発することもあるため、乳幼児期に免疫を付与することが重要である。

破傷風

1968 年(昭和 43 年)から一般に広く乳幼児期に予防接種が行われるようになった。破傷風は致命率の高い疾患であり、日本中どこでも土中に菌がいるので、常に感染する機会がある。主に転倒などの事故や、土いじりによる受傷部位からの感染報告が多いが、歯槽膿漏患者の病変部位からの感染や、糖尿病患者のインスリンの自己注射や採血による感染も報告されている。破傷風は不顕性感染によって免疫を得ることはなく、国内でも高齢者を中心に年間 100 人前後の患者発生があり、免疫を得るためには予防接種以外に方法はないため広く接種することが望まれる。

日本脳炎

戦前戦後を通じて日本脳炎の患者発生数は多く、致死率が著しく高いことからその対策が行われ、昭和 29 年以来予防接種が実施されてきた。

近年の日本脳炎患者発生数は年間 10 人以下で、地域別にみると中部以西で発生しており、千葉県では 1990 年に 1 例の報告以来、患者報告はない。しかし、近年殺虫剤に抵抗性をもった日本脳炎の媒介蚊(コガタアカイエカ)の出現や患者発生のない地域にもウイルスを保有するブタが確認されているなど、依然として全国各地で患者発生の可能性は否定できない。また、東南アジア等でも流行がみられており、予防接種により免疫を保持しておく必要がある。なお、日本脳炎ウイルスは人から人に感染することはないので、予防接種は個人防衛が目的となる。

平成 17 年 5 月 30 日付けで厚生労働省から日本脳炎ワクチンの接種と急性散在性脳脊髄炎(ADEM)との因果関係を否定できないとの判断から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えについて勧告があった。差し控えの影響を受けた者に対する経過措置について、5 月 20 日予防接種法の関係法令の改正があり、対象者の範囲が拡大された。

インフルエンザ

平成 13 年 11 月に予防接種法が改正され、高齢者インフルエンザが定期予防接種に追加された。これは、インフルエンザによる高齢者の肺炎併発や死亡が社会問題化していることや、わが国でも高齢者に対するインフルエンザワクチンの有効性が確認されたことによる。

また、予防接種の対象疾病が類型化され、インフルエンザは個人予防の積み重ねが社会全体の疾病予防につながる二類疾病として位置付けられた。二類疾病は個人予防が目的のため、予防接種を受ける義務は課せられておらず、対象者本人が接種を希望する場合にのみ接種を行うことができる。

子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)

子宮頸がんは日本では年間9,000人が発症し約2,700人が死亡している疾患であり、女性特有のがんの中では第2位の罹患率となっています。また、近年では20~30代で急増しているのが特徴です。子宮頸がんはヒトパピローマウイルス（HPV）が持続感染することにより発症すると考えられています。ワクチンで感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期発見することが必要である。

子宮頸がんの検査や治療などにかかる身体的、心理的及び経済的な負担は甚大であることから最も効果的な一次予防であるワクチン接種への関心が高まり、欧米をはじめとする多くの国々ではHPVワクチンが使用されてきました。日本においても、平成21年12月から、国内外で子宮頸がん患者から最も多く検出されるHPV16型及び18型のウイルス粒子を含む2価ワクチン（サーバリックス）が発売され、平成23年8月には尖圭コンジローマなどの原因ともなる6型、11型も加えられた4価ワクチン（ガーダシル）が発売された。

平成22年11月に開始された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われている。

ヒブ

インフルエンザ菌、特にb菌莢膜を有する菌（ヒブ）は乳幼児の化膿性髄膜炎、敗血症、喉頭蓋炎などの重篤な前進感染症の原因となっている。ヒブによる髄膜炎は5歳未満人口10万対7.1~8.3とされ、年間約400人が発症し、約11%が予後不良と推測されている。生後4か月~1歳までの乳児が過半数を占めている。

ヒブワクチンは既に世界100か国以上で接種が行われており、欧米ではワクチン導入後、ヒブ重症感染症は劇的に減少した。WHOではこの成績から乳幼児への定期接種を強く勧告している。我が国では平成20年12月に発売開始され、平成22年11月に開始された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われている。

小児用肺炎球菌

肺炎球菌は、乳幼児の上気道に感染後、ときに化膿性髄膜炎、敗血症、肺炎などの重篤な全身感染症や中耳炎、副鼻腔炎など気道感染症を起こす。

肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は5歳未満人口10万対2.6~2.9とされ、年間150人前後が発症していると推定されている。死亡率や後遺症例（水頭症、難聴、精神発達遅滞など）はヒブによる髄膜炎より高く、約21%が予後不良とされている。

90種類以上ある肺炎球菌血清型のうち重症感染症から分離される頻度の高い7つの血清型に対する抗体誘導を目的に開発されたワクチンである。2000年にアメリカで接種が開始され、現在では世界100か国以上の国々で使用されており、WHOでは、各国に向けて全員に接種されるべきワクチンと勧告している。

平成22年2月から国内では任意接種として接種が可能となりましたが、同年11月に開始された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われている。

《接種率の算定基準》

対象者数について、平成15年度までは地域保健・老人保健事業報告の算定基準を用いているが、平成17年度より厚生労働省の算定基準を用いているため、接種率が100%を超えることがある。

(1) BCG 予防接種

《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防を目的とする。また、併せて結核のまん延を予防することを目的とする。

《内容》

対象及び実施方法

| 対 象 | 実 施 方 法 |
|-----------|------------------------------|
| 生後 6 か月未満 | 乾燥 B C G ワクチンを 1 滴滴下し管針で経皮接種 |

* 佐倉市では、佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる 3 か月からを原則の接種期間としている。

* 平成 22 年 6 月 1 日から、生後 6 か月に達するまでの期間に医学的に接種が不相当であると判断された場合でなくても、公費負担申請書に記入をし、1 歳に達するまでの期間に BCG 接種を行う場合は公費負担による予防接種として取り扱うこととした。

実施時期及び実施場所

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

市内 34 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

母子事業(4 か月乳児相談)で接種勧奨。

毎月、ハガキによる未接種者(生後 5 か月児)への接種勧奨を実施。

10 月からはハガキによる勧奨は中止し、乳児相談での接種勧奨と乳児相談未来所者勧奨に合わせて接種勧奨文を送付している。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| 区分 | 6 か月未満 | | | 6 か月～1 歳未満 | 合 計 | |
|-----|-------------|-------------------|-------|-------------------|-------------------|-------|
| | 対象者数 (人) | B C G 実施者数 (人) | 接種率 | B C G 実施者数 (人) | B C G 実施者数 (人) | 接種率 |
| BCG | 1,187 | 1,071 | 90.2% | 65 | 1,136 | 95.7% |

年度別実施状況

| 年度 | 区分 | B C G | |
|------|----|---------|--------|
| | | 実施者数(人) | 接種率(%) |
| 20年度 | | 1,207 | 96.3 |
| 21年度 | | 1,219 | 108.7 |
| 22年度 | | 1,187 | 102.3 |
| 23年度 | | 1,137 | 95.6 |
| 24年度 | | 1,136 | 95.7 |

B C G接種は、乳幼児期の重症結核を防ぐのに有効であるとされている。現在、結核は治療可能な疾患であるが、乳幼児がかかると重症化しやすいため乳幼児期の早期にB C G接種を受けることが求められる。

〔コッホ現象〕

結核既感染者にB C G接種をした場合に、接種後1～10日以内に接種局所に発赤・腫脹・さらには針痕部位に化膿が生じることをコッホ現象という。(通常B C G接種後10日頃から個々の針痕部位に小さな発赤や膨隆が生じ、1か月頃最も強くやがて個々の針痕部位には痂皮が生じ、3か月頃までには落屑して小さな癬痕を残すのみとなる。)

結核既感染者にB C G接種をしたことで、結核の発病を促進したり、病状を増悪することはない。コッホ現象と思われる反応がみられた場合は、接種を受けた医療機関に受診し、医療機関がコッホ現象と判断した場合は、「コッホ現象事例報告書」を市へ提出し、結核菌の自然感染を受けている可能性があるため、精密検査を受けるように説明する。

《考 察》

B C G予防接種は、対象年齢が3か月から6か月未満と短いことから、接種率低下を防ぐための勧奨が必要と考えられる。

平成22年度から未接種の5か月児にハガキによる接種勧奨を実施していたが、10月からはハガキによる勧奨は中止し、乳児相談での接種勧奨と乳児相談未来所者勧奨に合わせて接種勧奨文を送付している。

今後も効率的に接種勧奨ができるよう工夫していきたい。

(2) ポリオ

《目的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延を予防することを目的とする。

経口生ポリオワクチン 平成24年6月15日で佐倉市での生ポリオワクチン接種は終了。

《内容》

対象及び実施方法

| 対 象 | 実 施 方 法 |
|--------------|---|
| 生後3か月～90か月未満 | 経口生ポリオワクチン（Ⅰ、Ⅱ型混合）6週間以上の間隔をおいて2回投与する。（小ピペットにて0.05mlを経口投与） |

実施場所及び実施回数 年間11回

| 実 施 会 場 | 実 施 回 数 | 実 施 会 場 | 実 施 回 数 |
|----------|---------|----------|---------|
| 健康管理センター | 4回 | 南部保健センター | 3回 |
| 西部保健センター | 4回 | | |

周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに日時及び会場を掲載。

《実績》

平成24年度実施結果(生ワクチン)

| 回数 | 対象者数(人) | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|-----|---------|---------|--------|
| 1回目 | 506 | 134 | 26.5 |
| 2回目 | 506 | 456 | 90.1 |
| 合 計 | 1,012 | 590 | 58.3 |

平成24年度会場別実施者数(生ワクチン)

| 実施会場 | 実施者数(人) |
|----------|---------|
| 健康管理センター | 225 |
| 西部保健センター | 231 |
| 南部保健センター | 134 |
| 合 計 | 590 |

年度別接種率の推移(生ワクチン)

| 年 度 | 実施者数(人) | 接種率 (%) |
|------|---------|---------|
| 20年度 | 2,580 | 100.0 |
| 21年度 | 2,272 | 90.6 |
| 22年度 | 2,323 | 95.4 |
| 23年度 | 1,622 | 67.2 |
| 24年度 | 590 | 58.3 |

平成24年6月15日で佐倉市での生ポリオワクチン接種は終了。

不活化ポリオワクチン 平成 24 年 9 月 1 日より導入。

《内 容》

対象及び実施方法

| 対 象 | | 実 施 方 法 |
|---------------|--|---|
| 第 1 期 (初回) | 生後 3 か月～90 か月未満 | 不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔を置いて 0.5ml を 3 回皮下注射 |
| 第 1 期 (追加) | 初回終了後 12～18 か月後 (標準的な接種期間) 生後 3 か月～90 か月未満 | 不活化ポリオワクチンを第 1 期初回完了後 12～18 か月の間に 0.5ml を 1 回皮下注射 |

予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 110 号）により、平成 24 年 9 月から急性灰白髄炎の定期的予防接種において不活化ポリオワクチンが導入された。

平成 24 年 9 月 1 日より前に経口生ポリオワクチンを 1 回接種した者については、平成 24 年 9 月 1 日以降は急性灰白髄炎のワクチンの初回接種を 1 回受けたものとみなす。経口生ポリオワクチンの 2 回接種が済んでいる者は不活化ポリオワクチンの接種を受ける必要はない。

実施場所及び実施回数

平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

市内 36 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

（実施日時については、各医療機関が定める）

周知方法

8 月末対象年齢のうち経口生ポリオワクチン予防接種 2 回が完了していない者に予診票を送付。

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実 績》

平成 24 年度実施結果

| 回数 | | 対象者数（人） | 実施者数（人） | 接種率（％） |
|-------|-----|---------|---------|--------|
| 第 1 期 | 1 回 | 1,204 | 1,268 | 105.3 |
| | 2 回 | 1,204 | 1,359 | 112.9 |
| | 3 回 | 1,204 | 1,186 | 98.5 |
| | 追加 | 1,204 | 10 | 0.8 |
| 合計 | | 4,816 | 3,823 | 79.4 |

不活化ポリオワクチンについては平成 24 年 9 月 1 日より導入。

《考 察》

ポリオ(急性灰白髄炎)については、予防接種実施規則が改正され、平成 24 年 9 月から生ポリオワクチンが中止となり、不活化ポリオワクチンが導入された。これまで、生ワクチンのポリオ(急性灰白

髄炎) については、集団接種で実施していたが、不活化ポリオワクチンが導入され個別医療機関による個別接種に変更となった。

不活化ポリオワクチンの導入にあたっては、対象年齢の方全員に個別通知による周知を実施した。

不活化ポリオワクチンの定期接種に位置づけられることを待って経口(生)ワクチンの接種を受けない“接種控え”の方々からの反響は、大きく、1回目、2回目、3回目の接種率が高かったが、3回目終了後1年後に接種時期を迎える追加接種については開始後半年に満たないことから接種率は低く、全体の接種率も低いものとなった。

(3) 麻しん(はしか)・風しん

《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

対象及び実施方法

| 対 象 | | 実 施 方 法 |
|-----|--------------------|--|
| 第1期 | 生後12か月～24か月未満 | ・麻しん風しん混合ワクチン(MR) 0.5mlを1回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン0.5mlを1回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン0.5mlを1回皮下注射 |
| 第2期 | 5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間 | |
| 第3期 | 13歳～14歳未満(中学1年生相当) | |
| 第4期 | 18歳～19歳未満(高校3年生相当) | |

実施時期及び実施場所

平成24年4月1日から平成25年3月31日

市内52医療機関(麻しん、風しんの単抗原については、それぞれ市内50医療機関)・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

ポリオ予防接種、4か月児乳児相談、1歳6か月児健診、個別通知等で未接種者に勧奨した。

第2・3・4期を対象に未接種者にはがきや電話による接種勧奨を実施した。

平成20年4月に予防接種法が改正され、中学1年生及び高校3年生相当の学年の者に、5年間に限り第3期・第4期としての麻しん風しん混合予防接種が実施されるようになった。また、この改正に伴い麻しん又は風しんに罹患した場合でも麻しん風しん混合予防接種を実施できるようになった。

平成23年5月20日予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第144号)の公布・施行。

[内容]平成23年5月20日から平成24年3月31日までの間、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校2年生相当の年齢の者を追加した。

《実績》

平成 24 年度麻しん風しん実施結果

| 種別 | 期別 | 対象者数(人) | 接種者数(人) | 接種率(%) |
|--------|-----|---------|---------|--------|
| 麻しん風しん | 第1期 | 1,254 | 1,228 | 97.9 |
| | 第2期 | 1,388 | 1,329 | 95.7 |
| | 第3期 | 1,526 | 1,379 | 90.4 |
| | 第4期 | 1,612 | 1,206 | 74.8 |
| | 合計 | 5,780 | 5,142 | 89.0 |
| 麻しん | 第1期 | 1,254 | 0 | - |
| | 第2期 | 1,388 | 0 | - |
| | 第3期 | 1,526 | 0 | - |
| | 第4期 | 1,612 | 1 | - |
| | 合計 | 5,780 | 1 | - |
| 風しん | 第1期 | 1,254 | 0 | - |
| | 第2期 | 1,388 | 0 | - |
| | 第3期 | 1,526 | 1 | - |
| | 第4期 | 1,612 | 5 | - |
| | 合計 | 5,780 | 6 | - |
| 麻しん合計 | 第1期 | 1,254 | 1,228 | 97.9 |
| | 第2期 | 1,388 | 1,329 | 95.7 |
| | 第3期 | 1,526 | 1,379 | 90.4 |
| | 第4期 | 1,612 | 1,207 | 74.9 |
| | 合計 | 5,780 | 5,143 | 89.0 |
| 風しん合計 | 第1期 | 1,254 | 1,228 | 97.9 |
| | 第2期 | 1,388 | 1,329 | 95.7 |
| | 第3期 | 1,526 | 1,380 | 90.4 |
| | 第4期 | 1,612 | 1,211 | 75.1 |
| | 合計 | 5,780 | 5,148 | 89.1 |

年度別麻しん接種率の推移(麻しん風しん実施者+麻しん実施者)

| 年度 | 期別 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|------|-----|---------|--------|
| 20年度 | 第1期 | 1,266 | 94.3 |
| | 第2期 | 1,380 | 93.8 |
| | 第3期 | 1,286 | 80.5 |
| | 第4期 | 1,312 | 76.1 |
| 21年度 | 第1期 | 1,179 | 89.5 |
| | 第2期 | 1,371 | 93.5 |
| | 第3期 | 1,411 | 90.3 |
| | 第4期 | 1,262 | 72.0 |
| 22年度 | 第1期 | 1,265 | 97.2 |
| | 第2期 | 1,390 | 92.1 |
| | 第3期 | 1,423 | 88.8 |
| | 第4期 | 1,328 | 78.6 |

| | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 23 年度 | 第 1 期 | 1,167 | 95.0 |
| | 第 2 期 | 1,247 | 89.7 |
| | 第 3 期 | 1,337 | 83.6 |
| | 第 4 期 | 1,433 | 85.3 |
| 24 年度 | 第 1 期 | 1,228 | 97.9 |
| | 第 2 期 | 1,329 | 95.7 |
| | 第 3 期 | 1,379 | 90.4 |
| | 第 4 期 | 1,207 | 74.9 |

年度別風しん接種率の推移（麻しん風しん実施者＋風しん実施者）

| 年度 | 期別 | 実施者数（人） | 接種率（％） |
|-------|-------|---------|--------|
| 20 年度 | 第 1 期 | 1,267 | 94.3 |
| | 第 2 期 | 1,381 | 93.9 |
| | 第 3 期 | 1,288 | 80.7 |
| | 第 4 期 | 1,310 | 75.9 |
| 21 年度 | 第 1 期 | 1,179 | 89.5 |
| | 第 2 期 | 1,372 | 93.5 |
| | 第 3 期 | 1,411 | 90.3 |
| | 第 4 期 | 1,269 | 72.4 |
| 22 年度 | 第 1 期 | 1,265 | 97.2 |
| | 第 2 期 | 1,390 | 92.1 |
| | 第 3 期 | 1,425 | 89.0 |
| | 第 4 期 | 1,335 | 79.1 |
| 23 年度 | 第 1 期 | 1,167 | 95.0 |
| | 第 2 期 | 1,247 | 89.7 |
| | 第 3 期 | 1,339 | 83.7 |
| | 第 4 期 | 1,433 | 85.3 |
| 24 年度 | 第 1 期 | 1,228 | 97.9 |
| | 第 2 期 | 1,329 | 95.7 |
| | 第 3 期 | 1,380 | 90.4 |
| | 第 4 期 | 1,211 | 75.1 |

《考 察》

平成 20 年度からこれまでに 1 回しか接種を受けていない年齢層にも 2 回目の接種を行うために、中学 1 年生と高校 3 年生相当年齢の者に第 3 期、第 4 期の定期接種を実施している。5 年間の措置であるため平成 24 年度は、最終年度となる。

予診票を個別郵送し周知に努め、期間中はポスタ - 掲示や未接種者に対してはがきや電話連絡等による勧奨を実施した。麻しん風しん接種率（合計）によると平成 23 年度 87.8%から平成 24 年度は、89.0%と前年度比 +1.2 と上昇した。平成 25 年度は、第 3 期、第 4 期の定期接種はなくなり、第 1 期、第 2 期のみとなるが、麻しん、風しんの発生及びまん延を予防するため予防接種の周知に努め、接種率向上を目指していきたい。

(4) 四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)DPT-IPV
 三種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風)DPT
 二種混合(ジフテリア、破傷風)DT

四種混合DPT-IPV 第1期 四種混合予防接種は平成24年11月1日より導入。

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

対象及び実施方法

| 種別 | 対象 | | 実施方法 |
|------|-------------|---|---|
| 四種混合 | 第1期 (初回) | 生後3か月～90か月未満 | 沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20～56日の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射 |
| | 第1期 (追加) | 初回終了後12～18か月後 (標準的な接種期間) 生後3か月～90か月未満 | 沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1回皮下注射 |

予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第137号)により、平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

四種混合ワクチンは、三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)ワクチンに不活化ポリオワクチンを追加したもの。原則として同一ワクチンを必要回数接種すること。

第1期初回の20～56日の間隔を過ぎてしまった場合であっても、公費負担申請書に記入をし、定期の対象年齢内で接種を行う場合は、公費負担による予防接種として取り扱う

実施時期及び実施場所

平成24年11月1日から平成25年3月31日

市内39医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

10月末に3か月になる対象者に予診票を送付。4か月～7歳半未満で三種混合、ポリオともに未接種の対象者には案内はがきを送付し、希望者は四種混合予防接種予診票を配布した。

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| 種別 | 回数 | 対象者数(人) | 実施者数(人) | 接種率(%) | |
|------|-----|---------|---------|--------|------|
| 四種混合 | 第1期 | 1回 | 1,204 | 335 | 27.8 |
| | | 2回 | 1,204 | 241 | 20.0 |
| | | 3回 | 1,204 | 133 | 11.0 |
| | | 追加 | 1,204 | 0 | 0 |
| | 合計 | 4,816 | 709 | 14.7 | |

四種混合予防接種は平成 24 年 11 月 1 日より導入。

三種混合 DPT (二種混合 DT) 第 1 期

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風の発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

対象及び実施方法

| 種別 | 対象 | 実施方法 |
|------|--|---|
| 三種混合 | 第1期(初回) 生後3か月～90か月未満 | 沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンを20～56日の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射 |
| | 第1期(追加) 初回終了後12～18か月後(標準的な接種期間) 生後3か月～90か月未満 | 沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンを第1期初回完了後12～18か月の間に0.5mlを1回皮下注射 |
| 二種混合 | 第1期(初回) 生後3か月～90か月未満 | 百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを0.5mlずつ2回皮下注射 |
| | 第1期(追加) 初回終了後12～18か月後(標準的な接種期間) 生後3か月～90か月未満 | 百日せき既往者は沈降精製ジフテリア・破傷風混合トキソイドワクチンを第1期初回完了後12～18か月の間に0.5mlを1回皮下注射 |

平成 22 年 6 月 1 日から、第 1 期初回の 20～56 日の間隔を過ぎてしまった場合であっても、公費負担申請書に記入をし、定期的対象年齢内で接種を行う場合は、公費負担による予防接種として取り扱うこととした。

実施時期及び実施場所

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

市内 52 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| 種別 | 回数 | 対象者数(人) | 実施者数(人) | 接種率(%) | |
|------|-----|---------|---------|--------|-------|
| 三種混合 | 第1期 | 1回 | 1,204 | 893 | 74.2 |
| | | 2回 | 1,204 | 1,025 | 85.1 |
| | | 3回 | 1,204 | 1,147 | 95.3 |
| | | 追加 | 1,204 | 1,352 | 112.3 |
| | 合計 | 4,816 | 4,417 | 91.7 | |
| 二種混合 | 1回 | 1,204 | 0 | - | |
| | 2回 | 1,204 | 0 | - | |
| | 3回 | 1,204 | 0 | - | |
| | 追加 | 1,204 | 0 | - | |
| | 合計 | 4,816 | 0 | - | |

年度別接種率の推移(三種混合1期合計)

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|------|---------|--------|
| 20年度 | 5,307 | 104.0 |
| 21年度 | 5,119 | 103.4 |
| 22年度 | 5,110 | 106.9 |
| 23年度 | 5,221 | 108.9 |
| 24年度 | 4,417 | 91.7 |

《考察》

平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入されたため、制度変更に伴う案内や周知に努めた。

導入直後からワクチンの供給不足があり、四種混合希望者であっても三種混合と不活化ポリオワクチンに変更を余儀なくされる対象者があり、予診票の交換なども対応した。また、ワクチン不足により接種率は伸び悩んだ。

ジフテリアは予防接種以外に免疫を獲得する方法がほとんどない状況である。乳児期の百日せき罹患は肺炎や脳症などの重い合併症を起こして重篤になることもある。また、破傷風は自然感染による免疫が成立せず、いつでもどこでも罹患する恐れがある。これらのことから、早期接種の周知に努めていきたい。

第2期ジフテリア・破傷風

《目的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延を予防することを目的とする。

《内容》

対象及び実施方法

| 対 象 | 実 施 方 法 |
|-------------|--|
| 11 歳～13 歳未満 | 沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射 |

実施時期及び実施場所

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

市内 50 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

11 歳の誕生日の翌月に予診票等を個別通知。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

夏季にはがきによる接種勧奨を実施した。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| 種別 | 対象者数(人) | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|----------|---------|---------|--------|
| 二種混合 第2期 | 1,499 | 1,227 | 81.9 |

年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|-------|---------|--------|
| 20 年度 | 961 | 60.6 |
| 21 年度 | 1,047 | 65.8 |
| 22 年度 | 1,281 | 85.3 |
| 23 年度 | 1,292 | 82.8 |
| 24 年度 | 1,227 | 81.9 |

《考察》

ジフテリアは予防接種以外に免疫を獲得する方法がほとんどない状況である。また、破傷風は自然感染による免疫が成立せず、いつでもどこでも罹患する恐れがあることから、接種率を高めることは重要である。第2期二種混合は、乳幼児期に三種混合または二種混合の第1期予防接種をして得られた免疫が低下してくるため、追加接種として実施している予防接種である。

平成 22 年度より、夏に未接種者勧奨を行っている。乳幼児期と異なり、保護者の予防接種に対する意識も低下しているため、今後も接種率の向上へ向けた予防接種勧奨を工夫していきたい。

(5) 日本脳炎

《目的》

日本脳炎の発生を予防することを目的とする。

《内容》

対象及び実施方法

| 対 象 | | 実 施 方 法 |
|-------------|---|--|
| 第1期 (初回) | 生後6か月～90か月未満 | 日本脳炎ワクチンを1～4週間隔で0.5mlを2回皮下注射 (3歳未満の場合、接種量は0.25ml) |
| 第1期 (追加) | 初回終了後概ね1年後 生後6か月～90か月未満 | 初回接種後概ね1年後に0.5mlを1回皮下注射 |
| 第2期 | 9歳～13歳未満 | 0.5mlを1回皮下注射 |
| 特例(経過措置) | 平成17年度から平成21年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者)20歳未満 | 第1期、第2期の未接種分を接種 |

日本脳炎ワクチンをめぐる経緯

*平成17年5月

- ・マウス脳由来ワクチンによる重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)発生を受け、厚労省が「積極的勧奨の差し控え」を勧告。定期接種が中止。
平成17年7月29日公布「予防接種法施行令の一部を改正する政令」により日本脳炎第3期予防接種(14歳以上16歳未満の者が対象)は廃止となった。

*平成21年6月

- ・新たな乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(商品名:ジェービックV)が薬事法の承認を受け、定期の第1期に使用可能なワクチンに位置付けられた。

*平成22年3月9日

- ・マウス脳由来ワクチンが有効期限切れとなる。

*平成22年4月

- ・第1期の標準的な接種期間に該当するものに対して「積極的な勧奨」を再開。

*平成22年8月

- ・乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが第2期の予防接種に使用可能なワクチンに。
- ・17～21年度の間第1期の接種機会を逃したものが、政令で定める接種年齢(9歳以上13歳未満)で、不足回数の接種を行っても1期接種として実施することが可能に。

*平成23年4月

- ・平成23年度については、第1期(初回・追加)の標準的な接種期間に該当するもの(3歳・4歳)小学校3年生、小学校4年生に対して「積極的な勧奨」を再開。

*平成 23 年 4 月 11 日

- ・化血研から平成 23 年 1 月 17 日に薬事承認された、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(商品名：エンセバック皮下注用)が発売となる。

*平成 23 年 5 月 20 日

- ・予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 144 号)及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 62 号)の公布・施行。

[内容]平成 17 年度から平成 21 年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、対象者を 4 歳以上 20 歳未満の者としたこと。第 1 期、第 2 期の未接種分を定期として接種できるようになる。これまでに定期の期間に接種した者も定期接種として扱う。

*平成 24 年 2 月 28 日

- ・「日本脳炎の定期の予防接種についての一部改正について」が発出。同年 3 月 27 日に、[日本脳炎ワクチン接種に係る Q & A (平成 24 年 3 月改定版)]が情報提供される。

*平成 24 年 4 月

- ・平成 24 年度については、平成 24 年度に 8 歳になる者(平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生)及び 9 歳になる者(平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日生)については 1 期の初回接種が 10 歳になる者(平成 14 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日生)については第 1 期追加接種が十分に行われていないことから平成 24 年度は積極的勧奨の対象とする。

実施時期及び実施場所

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

市内 45 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

第 1 期 出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別に送付。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

3 歳児健診時に日本脳炎について勧奨。

第 2 期 9 歳の誕生日の翌月に予診票を個別通知。

健康カレンダー・「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

特例(経過措置) 8 歳、10 歳に対してはがきによる接種勧奨を実施した。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| 種別 | 回数 | 対象者数(人) | 実施者数(人) | 接種率(%) | |
|-----|-----|---------|---------|--------|------|
| 第1期 | 1回目 | 1,405 | 1,460 | 103.9 | |
| | 2回目 | 1,405 | 1,436 | 102.2 | |
| | 追加 | 1,408 | 1,170 | 83.1 | |
| 第2期 | | 1,501 | 604 | 40.2 | |
| 小計 | | 5,719 | 4,670 | 81.7 | |
| 特例 | 第1期 | 1回目 | 3,035 | 348 | 11.5 |
| | | 2回目 | 3,035 | 360 | 11.9 |
| | | 追加 | 1,498 | 836 | 55.8 |
| | 第2期 | | | 151 | |
| | 小計 | | 7,568 | 1,695 | 22.4 |
| 合計 | | 13,287 | 6,365 | 47.9 | |

昨年度より特例(日本脳炎経過措置)の対象者数の算定方法が示され、その分の対象者数が増加しているため、接種率が大きく下がっている。

第1期 年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|------|---------|--------|
| 20年度 | 1,731 | 42.2 |
| 21年度 | 3,491 | 87.2 |
| 22年度 | 5,766 | 137.7 |
| 23年度 | 6,535 | 155.1 |
| 24年度 | 5,610 | 47.6 |

第2期 年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|------|---------|--------|
| 20年度 | 483 | 32.8 |
| 21年度 | 806 | 52.2 |
| 22年度 | 443 | 29.6 |
| 23年度 | 1,026 | 69.0 |
| 24年度 | 755 | 50.3 |

* 平成 17 年度から厚生労働省の勧告により積極的勧奨差し控え。

《考察》

平成 17 年 5 月の接種勧奨の差し控えの勧告の影響で、接種機会を逃している接種対象者への救済措置にあたる制度改正があったことにより、接種者数の伸びが予想されたが、特例(日本脳炎経過措置)の対象者数の算定方法が示され、その分の対象者数が増加しているため、接種率は大きく下がっている。実施者数も大きな伸びは見られなかった。今後も国・県からの情報提供に注目しつつ、接種者への正確な情報提供に努め、円滑に予防接種が実施できるよう対応していきたい。

(6) インフルエンザ

《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《内容》

対象及び接種方法

| 対 象 | 接 種 方 法 |
|--|---|
| 65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級の者 | インフルエンザ H A ワクチンを 1 回皮下注射 〔ワクチンの型〕 A 型株 A / カリフォルニア / 7 / 2009 (H1N1) A / ビクトリア / 361 / 2011 (H3N2) B 型株 B / ウィスコンシン / 01 / 2010 (山形系統) |

実施時期及び実施場所

平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日

市内 60 医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

65 歳以上の対象者に氏名、住所を印字した予診票を個別に送付。

60 歳以上 65 歳未満の対象者のうち希望者は健康増進課へ連絡をもらい、予診票を個別に送付。

ポスター掲示、「こうほう佐倉」・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 24 年度実績

| 対象年齢 | 対象者数(人) | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|---------|---------|---------|--------|
| 65 歳以上 | 42,388 | 22,650 | 53.4 |
| 60～64 歳 | 125 | 47 | 37.6 |
| 合計 | 42,513 | 22,697 | 53.4 |

年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|-------|---------|--------|
| 20 年度 | 21,136 | 60.2 |
| 21 年度 | 19,830 | 52.9 |
| 22 年度 | 22,780 | 58.8 |
| 23 年度 | 22,233 | 55.4 |
| 24 年度 | 22,697 | 53.4 |

平成 23 年 7 月 22 日 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成 23 年政令第 226 号）及び予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 90 号）が公布・施行された。

[内容]今後、平成 21 年春に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や病状を呈する新型インフルエンザが発生した場合の対応について、所要の規定を整備するもの。

- ・市町村長は、予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するもの
- ・被接種者の努力義務なし
- ・予防接種を行うために要する費用は市町村が支弁し、その費用の 4 分の 1 を都道府県が、2 分の 1 を国がそれぞれ負担する。など

《考 察》

新型インフルエンザ（H1N1）は平成 23 年 3 月 31 日をもって、季節性インフルエンザワクチンに組み込まれたため、平成 24 年度も昨年同様に通常の季節性インフルエンザとして接種を実施した。低所得者への助成について国や県からの補助金もないため、従来の季節性インフルエンザの要綱に基づいて、生活保護の方のみを助成対象とした。

インフルエンザ予防接種は、接種後に抗体がつくられるまで 2 週間位、抗体有効期間が 5 か月位であることから、通常、10 月から 12 月を接種期間とし、できるだけ早期に接種を終えることができるように案内している。個人防衛のための予防接種であることを含め、感染症予防の基本である 手洗い うがい 睡眠・休養の必要性について啓発していきたい。

3 . 結核予防

(1) 結核検診

| | |
|-------|----------------------------------|
| 根拠法令等 | 感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律） |
|-------|----------------------------------|

《目 的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生及び結核の蔓延を予防する。

《内 容》

対象者

市内在住の 65 歳以上の男女

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 6 月 2 日～11 月 20 日、市内 19 会場、57 日間実施。
- ・費 用 300 円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期 間 6 月 1 日～11 月 30 日、市内 38 医療機関で実施。
- ・費 用 1,300 円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

周知方法

ア 個人通知

市内在住の 65 歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・ 70 歳のかた
- ・ 平成 23 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」ホームページ、周知啓発に努めた。

《実 績》

過去 5 年間の実施状況

| 年度 | 対象者数(人) | 受診者数(人) | 受診率(%) |
|------|---------|---------|--------|
| 20年度 | 34,073 | 9,747 | 28.6 |
| 21年度 | 36,379 | 9,602 | 26.4 |
| 22年度 | 38,185 | 10,486 | 27.5 |
| 23年度 | 39,305 | 10,947 | 27.9 |
| 24年度 | 41,258 | 11,864 | 28.8 |

胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

| | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 要精密検査者 (人) | 要精密検査率 (%) | 精密検査受診者 (人) | 結核発見数 (人) |
|----|-------------|-------------|------------|---------------|---------------|----------------|--------------|
| 集団 | 41,258 | 5,906 | 14.3 | 37 | 0.6 | 31 | 1 |
| 個別 | | 5,958 | 14.4 | 39 | 0.7 | 37 | 0 |
| 合計 | 41,258 | 11,864 | 28.8 | 76 | 0.6 | 68 | 1 |

性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

| 性別 | 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|----|---------|-----------|--------|------|--------|------|------------------|-----|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | | 異常認めず | | 要精密検査 (結・非結核) | | 受診者数 | | 未受診者 人 | 結核 人 |
| | | | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 男性 | 65～69 | 6,828 | 1,530 | 22.4 | 1,504 | 98.3 | 11 | 0.7 | 8 | 72.7 | 3 | 1 |
| | 70～74 | 5,616 | 1,899 | 33.8 | 1,858 | 97.8 | 19 | 1.0 | 18 | 94.7 | 1 | 0 |
| | 75～79 | 3,676 | 1,267 | 34.5 | 1,230 | 97.1 | 11 | 0.9 | 11 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 80歳以上 | 3,126 | 661 | 21.1 | 632 | 95.6 | 7 | 1.1 | 5 | 71.4 | 2 | 0 |
| | 小計 | 19,246 | 5,357 | 27.8 | 5,224 | 97.5 | 48 | 0.9 | 42 | 87.5 | 6 | 1 |
| 女性 | 65～69 | 6,930 | 2,246 | 32.4 | 2,223 | 99.0 | 3 | 0.1 | 3 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 70～74 | 5,479 | 2,179 | 39.8 | 2,141 | 98.3 | 10 | 0.5 | 8 | 80.0 | 2 | 0 |
| | 75～79 | 3,926 | 1,281 | 32.6 | 1,255 | 98.0 | 6 | 0.5 | 6 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 80歳以上 | 5,677 | 801 | 14.1 | 768 | 95.9 | 9 | 1.1 | 9 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 22,012 | 6,507 | 29.6 | 6,387 | 98.2 | 28 | 0.4 | 26 | 92.9 | 2 | 0 |
| 男性 | 集団 | 19,246 | 2,979 | 27.8 | 2,926 | 98.2 | 25 | 0.8 | 21 | 84.0 | 4 | 1 |
| | 個別 | | 2,378 | | 2,298 | 96.6 | 23 | 1.0 | 21 | 91.3 | 2 | 0 |
| 女性 | 集団 | 22,012 | 2,927 | 29.6 | 2,900 | 99.1 | 12 | 0.4 | 10 | 83.3 | 2 | 0 |
| | 個別 | | 3,580 | | 2,487 | 69.5 | 16 | 0.4 | 16 | 100.0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 41,258 | 11,864 | 28.8 | 10,611 | 89.4 | 76 | 0.6 | 68 | 89.5 | 8 | 1 |

《考 察》

受診者は、23年度と比べ917人増加し、受診率では0.9ポイントの増加であった。

受診者は、23年度に比べ集団検診で155人の増加、個別検診で762人の増加となった。

4 . 予防接種（任意）

根拠法令等

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

平成22年10月厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会より、

1. WHOが全ての地域に向けて接種に関する推奨の勧告を行っており、先進諸国でも実施されているものの、我が国では未実施である。
2. ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（Hib）、肺炎球菌の感染による細菌性髄膜炎で乳幼児が死亡し、HPV感染による子宮頸がんで死亡する女性も多い
3. ワクチンの有効性は高いと評価される。
4. Hib、肺炎球菌は、重度の後遺症の発症頻度が高い。
5. その接種促進に対する国民の要請も高いことから、Hib、肺炎球菌、HPVワクチンは、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討すべきである。
6. 引き続き、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎等その他の疾病・ワクチンも検討を進めるとともに、予防接種に関する評価・検討組織の設置についての議論等を行い、今後の予防接種のあり方について提言を取りまとめることとしたい。

との意見あり。

以上の提言をもとに、平成22年11月26日子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の補正予算が成立した。

佐倉市においては、平成23年4月1日から事業を開始した。

《目的》

予防接種は、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

・予防接種健康被害救済制度

万が一予防接種の副反応によって健康被害が発生した場合は、予防接種法の救済制度は適用されないが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度や、千葉縣市町村総合事務組合の千葉県予防接種事故補償等条例に基づく救済を受けることができる。

・副反応の報告

予防接種後、医療機関が副反応を診断した場合は、「子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種後副反応報告書（様式1）」により診断した医師から厚生労働省へ報告する。薬事法等に基づく報告との関係は、厚生労働省において、薬事法第77条の4の2第2項の報告とみなして取り扱うこととするためそれぞれに報告する必要はない。

(1) 子宮頸がん予防接種(サーバリックス・2価、ガーダシル・4価)

《目的》

(サーバリックス)

子宮頸癌(扁平上皮細胞癌、腺癌)及びその前駆病変(子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)2及び3)の予防

(ガーダシル)

- ・子宮頸がん(扁平上皮細胞がん及び腺がん)及びその前駆病変(子宮頸部上皮内腫瘍(CIN)1, 2及び3並びに上皮内腺がん(AIS))の予防。
- ・外陰上皮内腫瘍(VIN)1, 2及び3並びに膣上皮内腫瘍(VaIN)1, 2及び3の予防。
- ・尖圭コンジローマの予防

《内容》

対象及び実施方法

| ワクチン名 | 対象 | 実施方法 |
|---------|------------------|--|
| サーバリックス | 中学1年生～ 高校1年生の | 子宮頸がん予防ワクチン0.5mlを0・1・6か月の間隔で3回 筋肉注射 |
| ガーダシル | 女子 | 子宮頸がん予防ワクチン0.5mlを0・2・6か月の間隔で3回 筋肉注射 |

実施時期及び実施場所

(サーバリックス)

平成24年4月1日から平成25年3月31日

市内42医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

(ガーダシル)

平成24年4月1日から平成25年3月31日

市内36医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託

(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

- ・3月末に新中学1年生になる女子に対して予診票を送付
- ・こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。
- ・教育委員会指導課経由で、市内中学校女子へ子宮頸がんワクチンについてのリーフレットを配布。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| | 対象者数 (人) | 延べ接種回数(回) | | | 実施者数(人) | | | 接種率 (%) |
|---------|-------------|-----------|--------|-------|----------|--------|-------|------------|
| | | サ-パ`リックス | ガ-ダ`シル | 合計 | サ-パ`リックス | ガ-ダ`シル | 合計 | |
| 中学 1 年生 | 777 | 316 | 923 | 1,239 | 108 | 376 | 484 | 62.3 |
| 中学 2 年生 | 769 | 325 | 600 | 925 | 91 | 202 | 293 | 38.1 |
| 中学 3 年生 | 837 | 269 | 680 | 949 | 68 | 218 | 286 | 34.2 |
| 高校 1 年生 | 793 | 256 | 640 | 896 | 42 | 170 | 212 | 26.7 |
| 高校 2 年生 | 795 | 131 | 105 | 236 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 3,971 | 1,297 | 2,948 | 4,245 | 309 | 966 | 1,275 | 32.1 |

実施者数については、平成 24 年度に 1 回目を接種した人数。

年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|-------|---------|--------|
| 23 年度 | 1,582 | 49.9 |
| 24 年度 | 1,275 | 32.1 |

平成 23 年度中に 1 回でも接種した高校 1 年生は、高校 2 年生になった平成 24 年度について公費負担可能。

《考察》

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業最終年度のため、年度内に 3 回の接種が完了できるよう、また、夏休み中に接種率の向上を図るため、7 月に未接種者へはがきによるお知らせを行った。

接種者数については、高学年になるほど接種率が高い傾向にある。次年度定期化になる予定のワクチンであり、接種率の向上に努めていきたい。

(2) ヒブ予防接種

《目的》

インフルエンザb菌による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《内容》

対象及び実施方法

| 対象 | | 実施方法 |
|----|------------|---------------------------|
| 初回 | 生後2か月～5歳未満 | ヒブワクチン0.5mlを4～8週間隔で3回皮下注射 |
| 追加 | | 初回接種後概ね1年後に0.5mlを1回皮下注射 |

実施時期及び実施場所

平成24年4月1日から平成25年3月31日

市内34医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
(実施日時については、各医療機関が定める)

周知方法

平成24年3月末に、予診票を個別に送付。

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別送付時、希望者は連絡いただくよう、リーフレットを同封。母子手帳を保健センターへ持参、又は母子手帳の写しを送付後配布。こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成24年度実施結果

| | 対象者数(人) | 延べ接種回数(回) | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|-----------|---------|-----------|---------|--------|
| 2か月～7か月未満 | 1,672 | 3,194 | 1,131 | 67.6 |
| 7か月～1歳未満 | 492 | 334 | 57 | 11.6 |
| 1歳 | 1,224 | 934 | 101 | 8.3 |
| 2歳 | 1,364 | 223 | 113 | 8.3 |
| 3歳 | 1,336 | 115 | 115 | 8.6 |
| 4歳 | 1,467 | 153 | 153 | 10.4 |
| 合計 | 7,555 | 4,953 | 1,670 | 22.1 |

実施者数については、平成24年度に1回目を接種した人数。

年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|------|---------|--------|
| 23年度 | 3,347 | 44.1 |
| 24年度 | 1,670 | 22.1 |

《考 察》

中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症の他、髄膜炎、敗血症などの重篤な感染症を起こす乳幼児の重篤な病原細菌である。

わが国では、平成 20 年 12 月に接種できるようになった。

WHO は 1998 年乳幼児への定期接種を強く勧告し、世界 110 カ国以上で導入され、その効果は高く評価されている。生後 2 か月の月齢から開始できる予防接種であり、生後 6 か月までに 3 回接種を終了することが望ましいと言われている。接種勧奨とともに、情報提供に努めていきたい。

(3) 小児用肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 4、6B、9V、14、18C、19F 及び 23F）による侵襲性感染症の予防

《内容》

対象及び実施方法

| 対象 | | 実施方法 |
|----|---------------|--|
| 初回 | 生後 2 か月～5 歳未満 | 小児用肺炎球菌ワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔で 3 回皮下注射 |
| 追加 | | 初回接種後 60 日以上の間隔でワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 |

実施時期及び実施場所

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

市内 33 医療機関・千葉県内子宮頸がん等ワクチン接種相互乗り入れ制度協力医療機関に委託
（実施日時については、各医療機関が定める）

周知方法

出生届出又は転入届出後、予防接種手帳及び予防接種年間計画書を個別送付時、希望者は連絡いただくよう、リーフレットを同封。母子手帳を保健センターへ持参、又は母子手帳の写しを送付後配布。こうほう佐倉・ホームページに委託医療機関を掲載。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| | 対象者数(人) | 延べ接種回数(回) | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|-----------|---------|-----------|---------|--------|
| 2か月～7か月未満 | 1,672 | 3,143 | 1,121 | 67.0 |
| 7か月～1歳未満 | 492 | 378 | 63 | 12.8 |
| 1歳 | 1,224 | 1,160 | 90 | 7.4 |
| 2歳 | 1,364 | 210 | 128 | 9.4 |
| 3歳 | 1,336 | 139 | 132 | 9.9 |
| 4歳 | 1,467 | 185 | 185 | 12.6 |
| 合計 | 7,555 | 5,215 | 1,719 | 22.8 |

実施者数については、平成 24 年度に 1 回目を接種した人数。

年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|------|---------|--------|
| 23年度 | 3,740 | 49.3 |
| 24年度 | 1,719 | 22.8 |

《考 察》

肺炎球菌は、細菌による子供の感染症の2大原因の一つである。この菌は、子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こすため、死亡率や後遺症例はヒブによる髄膜炎より高く、約21%が予後不良といわれている。

WHOは2007年各国に向けて全員に接種されるべきワクチンと勧告している。わが国では、平成22年2月に接種できるようになった。この予防接種は生後2か月の月齢から開始でき、生後6か月までに3回接種を終了することが望ましいといわれているため、早期に接種を開始できるよう、情報提供に努めていきたい。

(4) 高齢者肺炎球菌接種費用助成事業

《目的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防。

《内容》

対象及び実施方法

接種日時時点で 65 歳以上のかた

接種日時時点で 60 歳～64 歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する病気で障害者手帳 1 級のかた

実施方法

1. 医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種料金を医療機関に支払う
2. 接種後、各保健センターで助成金の申請（郵送可）
3. 申請後、後日市から本人名義の指定口座に助成金（2,000 円）を振り込む

実施時期及び実施場所

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

市内 52 医療機関・または、市外医療機関での接種も可能
（実施日時については、各医療機関が定める）

周知方法

高齢者インフルエンザ対象者に予診票を送付する際、お知らせ文を同封。

10 月 1 日号こうほう佐倉・ホームページに事業内容、実施医療機関を掲載。

《実績》

平成 24 年度実施結果

| | 対象者数（人） | 実施者数（人） | 接種率（％） |
|---------|---------|---------|--------|
| 65 歳以上 | 42,388 | 1,374 | 3.2 |
| 60～64 歳 | 125 | 4 | 3.2 |
| 合計 | 42,513 | 1,378 | 3.2 |

平成 23 年度に 4,189 人助成済

年度別接種率の推移

| 年度 | 実施者数(人) | 接種率(%) |
|-------|---------|--------|
| 23 年度 | 4,189 | 10.4 |
| 24 年度 | 1,378 | 3.2 |

《考 察》

肺炎は、がん、心臓病、脳卒中に次ぐ日本人の死因で、年間10万人以上が亡くなっている。厚生労働省によると、高齢者ほど重症化するケースが多く、死亡者の約95%が65歳以上。

ワクチンは「肺炎球菌」の感染予防に有効だが、健康保険適用外のため高齢者の接種率は全国で約4%にとどまっているとのことである。

平成21年10月に、厚生労働省で検討された結果、再接種しても差し支えないとされたが、過去5年以内に接種されたことのある者が再接種を行う場合には、必要性を慎重に考慮し、前回から十分な間隔（5年以上）を確保して行う。前回接種との間隔が十分でないと、副反応が強く出る可能性があると言われており、引き続き案内文等で情報提供に努めていきたい。

V おとなの保健

1 . 健康手帳の交付

| | |
|---|--|
| 根拠法令等 | 健康増進法第 17 条第 1 項 |
| 健康さくら 2 1 目標値 平成 18 年度(市の現状) 平成 24 年度(目標) | ・健康に関する自己チェックをする人の増加(体重測定、血圧測定など) 体重・身長チェック 32.3% 50% 血圧測定 33.7% 50% |

《目的》

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

対象 市内在住の 40 歳以上のかた

方法 健診・検診会場又は、各保健センターにおいて交付

《実績》

健康手帳の交付状況 (単位:冊)

| | 40～74歳 | | | 75歳以上 | | | 計 | | |
|------|--------|-------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 年度 | | | 14,795 | | | 1,829 | | | 16,624 |
| 21年度 | 2,299 | 5,252 | 7,551 | 210 | 320 | 530 | 2,509 | 5,572 | 8,081 |
| 22年度 | 3,108 | 5,494 | 8,602 | 328 | 307 | 635 | 3,436 | 5,801 | 9,237 |
| 23年度 | 2,598 | 4,733 | 7,331 | 508 | 401 | 909 | 3,106 | 5,134 | 8,240 |
| 24年度 | 2,869 | 4,892 | 7,761 | 360 | 314 | 674 | 3,229 | 5,206 | 8,435 |

男女別の統計については、平成 21 年度より導入となっている。

《考察》

健康手帳は、毎年の受診結果を記録しておくことにより、健康状態を経年的に管理できるので、生活習慣病の予防に効果がある。

平成 19 年度まで健診(検診)の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診(検診)受診者に配布していた。

平成 20 年度から、健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。

平成 21 年度は、健康の記録のページの特定健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。

平成 22 年度は、相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。

平成 23 年度は、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患(COPD)についての説明を加えた。

平成 24 年度は、クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加した。

2 . 健康教育

| | |
|---|--|
| 根拠法令等 | 健康増進法 17 条の 1 |
| 健康さくら 2 1 目標値 平成 18 年度(市の現状) 平成 24 年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> ・健康に関心を持つ人の増加 中学生以上 62.8% 90%以上 ・健康づくりや生活習慣病予防のための教室・相談等の利用者の増加 集団健康教育 3,154 人 増加 |

(1) 集団健康教育

《目 的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。(健康増進事業実施要領)

《内 容》

| | 対象 | 方法 | 内容 | 周知方法 | |
|----------------|----------------------------------|--|---|---|---|
| 一般健康教育 | メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会 | 特定健診結果説明会・健康相談・糖尿病予防学習会参加者等 | 5 コース(1 コース 2 回。健康管理センター 2 コース、西部保健センター 2 コース、南部保健センター 1 コース)実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供。 ・各自の食生活に関する問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法をアドバイスする。 ・試食を通し、カロリーを減らす方法を知る。 | こつぽう佐倉 案内文同封、チラシによる P R ・ 健診結果説明会、健診結果票送付時に |
| | メタボ予防のための運動きっかけづくり教室 | 特定保健指導の対象となった者及び特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要な者 | 4 コース(1 コース 5 回。健康管理センター：1 コース、西部保健センター：2 コース、南部保健センター：1 コース)で実施。 | 健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身に着くようにする。 | |
| | ウォーキング入門教室 | 市内に居住地を有する 18 歳以上の者(高校生を除く)で、医師等から運動を制限されていないものとする (保健センター運動指導事業実施要領) | 全 6 回実施 (健康管理センター 3 回、西部保健センター 2 回、南部保健センター 1 回) | 効果的なウォーキング方法についての知識と技術について、健康運動指導士からの指導を受け、日常生活の中のウォーキングに活かすことができるようになるための教室。 | の P R ホームページ、こつぽう佐倉、地区回覧、保健事業で |
| | 運動器具トレーニング講習会 | 西部保健センター、南部保健センターで月 1 回実施。 | 運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、エルゴメーター(自転車)を使用して実施するもの。 | | |
| サーキットトレーニング講習会 | 西部保健センターで年 6 回実施。 | 平成 19 年度特定保健指導アウトソーシング環境整備事業(佐倉市メタボリックシンドロームモデル事業)により自治体向けに開発された映像を使用して実施するもの。 | | | |

| | | 対象 | 方法 | 内容 | 周知方法 |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---|---|
| 一般健康教育 | 玄米ダンベル体操講習会 | | 西部保健センター、南部保健センターで月1回実施。 | 運動のきっかけ及び習慣づくりを目的とし、「玄米ニギニギ体操」鈴木正成編(日本放送協会2002年)に基づく玄米ダンベル及び映像を使用して実施するもの。 | |
| | 更新講習会 | 玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者 | 西部保健センターで2回、南部保健センターで1回実施。 | ロコモティブシンドロームの健康教育とロコトレ(軽い筋力トレーニング)、体力テストの実施。 | 保健センターで チラシの設置 |
| | 出前健康講座、講師派遣等 | 市内在住・在勤の者 | 12月28日～1月5日を除く午前9時から午後8時の間の2時間以内。 | 自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。内容は出前健康講座メニューから選択するか、申請者と協議のうえ決定する。 | ホームページ、 チラシ、 保健事業でのPR等 |
| | 健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発 | ・民生委員・児童委員協議会地区定例会 ・地域連絡協議会 | 各地区組織の集まりに出向いた。 | 特定健診・がん検診のPRと、出前健康講座のPR、生活習慣病予防について健康教育を行った。 | 各地区組織 に依頼 |
| | メタボリックシンドローム予防講座 | ・一般市民 ・年齢が30～64歳の方 | 講演会の開催 健康管理センターで実施。 | ・NPOニッポソナーズ 齊藤太郎氏による講演会 【演題】 体幹(こけし理論)をつかんでカラダを活性化 生活習慣・優先順位の整頓～無理のないところからはじめましょう～ | ことうほつ佐倉、ホームページ、 チラシ(駅などに配架)、保健事業でのPR、健診結果報告会個人通知に案内文同封 |
| | がん予防 | 子宮がん、乳がん検診受診者 | 子宮がん、乳がん検診会場での実施。 | 乳がんの自己検診法など。 | |
| 歯周疾患健康教育 | 糖尿病予防学習会、禁煙チャレンジ教室、出前健康講座の参加者等 | 各教室の参加者 | 各教室で実施。 | 糖尿病と歯周病の関係や歯周病の症状についての理解を図る。 歯の健康を守るための予防方法についての理解を図る。 | 各教室 |

| | | 対象 | 方法 | 内容 | 周知方法 |
|---------|-----------------------|---|---|---|--------------------------------------|
| 健康教育 | 慢性閉塞性肺疾患 禁煙チャレンジ教室 | 現在喫煙をしており禁煙の実施を希望する者 | 喫煙者個別健康教育と併せて実施。 | 慢性閉塞性肺疾患 (COPD) に関するリスクや正しい知識 | 受診者、チラシ こころほう佐倉、個人通知 (特定健診) |
| | 骨粗しょう症 骨粗しょう症予防 | 骨粗しょう症検診受診者 | 骨粗しょう症検診会場で実施。 | 骨粗しょう症の予防についての正しい知識 | |
| 病態別健康教育 | 糖尿病予防学習会 | 特定健康診査受診者及び人間ドック等で以下の基準に該当し、現在糖尿病の治療を受けていない者 ・空腹時血糖 100 ~ 125mg/dl または、HbA1c[NGSP 値]5.6 ~ 6.4% HbA1c[JDS 値] 5.2 ~ 6.0% ・年齢が 40 ~ 65 歳未満の者 | 1 コース 2 課構成で 2 コース実施。 1 課開始までに初回面接を全員実施。 コース： 西部保健センター コース： 健康管理センター | 初回面接：一人 30 ~ 60 分の面接にて行動変容ステージ・生活習慣の確認。生活改善のための動機づけ 1 課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、グループワーク 2 課：病態講義、運動講義・実技、栄養講義、調理実習、グループワーク 修了式 | 個人通知 (特定健診受診者) 広報 (1・2 コースそれぞれ掲載) |

《実績》

年次別実績

平成 19 年度延人数内訳は 39 歳以下、65 歳以上は集計していないため不明

| 年度 | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|----------|-----|--------|--------|-----------|--------|
| | | | 39 歳以下 | 40 ~ 64 歳 | 65 歳以上 |
| 平成 20 年度 | 117 | 4,544 | 596 | 2,817 | 1,131 |
| 平成 21 年度 | 181 | 7,232 | 344 | 5,848 | 1,040 |
| 平成 22 年度 | 258 | 10,242 | 1,642 | 7,032 | 1,568 |
| 平成 23 年度 | 183 | 6,781 | 938 | 4,666 | 1,177 |
| 平成 24 年度 | 202 | 7,175 | 889 | 4,943 | 1,343 |

健康教育の種類別実績

| | 回数 | 延人数 |
|----------|-----|-------|
| 一般、その他 | 180 | 6,680 |
| 歯周疾患 | 9 | 168 |
| 骨粗鬆症 | 7 | 257 |
| 慢性閉塞性肺疾患 | 2 | 8 |
| 病態別 | 4 | 62 |
| 計 | 202 | 7,175 |

【一般健康教育の内訳】

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法」講習会

| 場所 | 人数 | 実人数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|--------------------------|----|-----|-----|--------|--------|-------|
| | | | | 30歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 健康管理センター (10/3・10/25) | | 18 | 31 | 3 | 7 | 21 |
| 西部保健センター (11/1・11/29) | | 23 | 42 | 2 | 18 | 22 |
| 健康管理センター (12/21・1/10) | | 12 | 23 | 0 | 8 | 15 |
| 西部保健センター (1/22・1/30) | | 19 | 38 | 0 | 9 | 29 |
| 南部保健センター (3/1・3/14) | | 15 | 27 | 0 | 15 | 12 |
| 計 | | 87 | 161 | 5 | 57 | 99 |

メタボ予防のための運動きっかけづくり教室(1コース5回、この内1回を玄米ダンベル体操講習会に併設)

| 場所 | 人数 | 実人数 | 延人数 | 玄米ダンベル (再掲) | | 延人数 内訳 | | |
|--------------------|----|-----|-----|----------------|----|--------|--------|-------|
| | | | | 西部 | 南部 | 30歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| | | | | | | | | |
| 1コース (健康管理センター) | | 12 | 44 | 4 | 6 | 0 | 23 | 21 |
| 2コース (西部保健センター) | | 15 | 57 | 9 | | 0 | 24 | 33 |
| 3コース (西部保健センター) | | 27 | 89 | 16 | | 0 | 12 | 77 |
| 4コース (南部保健センター) | | 14 | 46 | | 5 | 0 | 32 | 14 |
| 計 | | 68 | 236 | 29 | 11 | 0 | 91 | 145 |

ウォーキング入門教室

| 場所 | 人数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|--------------|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 30歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 1回目 西部保健センター | | 21 | 0 | 6 | 15 |
| 2回目 南部保健センター | | 14 | 0 | 3 | 11 |
| 3回目 西部保健センター | | 27 | 0 | 13 | 14 |
| 4回目 健康管理センター | | 11 | 0 | 5 | 6 |
| 5回目 健康管理センター | | 16 | 0 | 6 | 10 |
| 6回目 健康管理センター | | 18 | 0 | 5 | 13 |
| 計 | | 107 | 0 | 38 | 69 |

運動器具トレーニング講習会

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|----------|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 西部保健センター | 12 | 73 | 1 | 34 | 38 |
| 南部保健センター | 12 | 31 | 0 | 13 | 18 |
| 計 | 24 | 104 | 1 | 47 | 56 |

サーキットトレーニング講習会

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|----------|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 西部保健センター | 6 | 55 | 0 | 21 | 34 |
| 計 | 6 | 55 | 0 | 21 | 34 |

玄米ダンベル体操講習会

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|----------|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 西部保健センター | 12 | 129 | 0 | 45 | 84 |
| 南部保健センター | 12 | 35 | 0 | 15 | 20 |
| 計 | 24 | 164 | 0 | 60 | 104 |

玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング自由開放日参加者のための更新講習会

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|----------|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 西部保健センター | 2 | 13 | 0 | 1 | 12 |
| 南部保健センター | 1 | 13 | 0 | 4 | 9 |
| 計 | 3 | 26 | 0 | 5 | 21 |

出前健康講座、講師派遣等

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|--------------------------------|------|-------|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 36 | 1077 | 99 | 420 | 558 |
| 職員と食生活改善 推進員による合同 派遣（再掲） | (14) | (232) | (4) | (28) | (200) |
| 食生活改善推進員 の出前派遣 | 16 | 338 | 232 | 72 | 34 |

健診(検診)のPRと生活習慣病予防の啓発

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|---|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 8 | 218 | 0 | 83 | 135 |

メタボリックシンドローム予防講座

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|---|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 2 | 43 | 4 | 38 | 1 |

乳がん、子宮がん検診会場でのがん予防健康教育

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|---|----|-------|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 25 | 4,151 | 536 | 3,615 | 0 |

歯周疾患健康教育

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|---|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 9 | 168 | 12 | 71 | 85 |

骨粗しょう症健康教育

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|---|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 7 | 257 | 0 | 257 | 0 |

慢性閉塞性肺疾患健康教育

| | 回数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|---|----|-----|--------|--------|-------|
| | | | 39歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 2 | 8 | 0 | 6 | 2 |

病態別健康教育 糖尿病予防学習会（1コース2回）

| 場所 | 人数 | 実人数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | |
|----------------|----|-----|-----|--------|--------|-------|
| | | | | 30歳以下 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 1コース（健康管理センター） | | 13 | 24 | 0 | 24 | 0 |
| 2コース（西部保健センター） | | 20 | 38 | 0 | 38 | 0 |
| 計 | | 33 | 62 | 0 | 62 | 0 |

《考 察》

- ・「知って得する調理法」の講習会の全参加者の42.5%が特定保健指導からの参加で、積極的支援1名、動機づけ支援22名、情報提供14名だった。また、参加者の25%が男性で料理に関心が高くなっている。実人数では64歳以上が59.2%、40歳から64歳は38.2%、40歳未満の方も2.6%参加された。ご夫婦の参加は3組。「自分の必要エネルギー量やごはん量が計算できた。」「調理法の工夫や野菜を350g以上食べる事を実践している。」などの感想が多かった。
- ・出前健康講座は昨年度よりも、実施回数・延人数ともに増加した。理由としては、家庭教育学級からの依頼が前年度よりも7件増加したこと、健康体操から300人の依頼があったことがあげられる。家庭教育学級の役員会にて出前健康講座のPRを実施したことが、依頼の増加につながったと考える。また、生活習慣病予防や朝食について等の依頼に対し、食生活改善推進員とともに出前健康講

- 座を 14 件実施した。今後も食生活改善推進員の出前健康講座を広めていきたい。講座内容については、依頼者が聞きたいメニューに偏らないよう、女性のがん予防を「今年度のおすすめメニュー」として掲載し、地域に出向いた時には、女性のがん予防について意識して PR をした(18 件 272 人)。
- ・糖尿病予防学習会の 1 課で体重や歩数の記録をするチャレンジノートの記入を勧めていて、2 課までに体重減少している者もあり、記録をすることでの効果がみられる。参加者は生活活動が少ない者も多く、講義で生活活動を増やすコツや健康運動指導士により教室後も継続できる運動としてウォーキングとららくらく筋力トレーニングの実技を行っている。参加するだけでなく、参加者が継続しやすい内容・目標を立案する必要がある。
 - ・玄米ダンベル体操及び運動器具トレーニング、サーキットトレーニング講習会と自由開放日の参加者の年齢傾向としては近年 65 歳以上の参加者が増加している。自由開放日に参加することで参加者が互いに声をかけあい運動継続の意欲向上につながると同時に、高齢者の運動習慣づくりの場ともなっている。そのため、更新講習会では、ロコモティブシンドロームについて健康教育を実施した。
 - ・今年度より新規開催したウォーキング入門教室では、健康運動指導士による効果的なウォーキングの知識と実技指導を行っている。これまでウォーキングをされていた方にとってもウォーキング方法を見直す機会となり、日常生活に取り入れることができそうであるとの評価を得ている。
 - ・メタボ予防のための運動きっかけづくり教室では、61.4%が高齢者の参加となっている。昨年度より、運動の習慣化の一助として市の運動できる場である玄米ダンベル体操講習会を各コースの 5 回目にあてたが、4 回目で教室終了の雰囲気となっていたため、平成 24 年度は 3 回目に玄米ダンベル講習会をあてている。結果、61.5%の参加があり、教室終了後に玄米ダンベル体操自由開放日を利用して運動継続につながった者もいる。教室終了後 1~2 か月後アンケート(1.2 コース分)では、78%が体重減少し、運動習慣が身につけているという結果となった。次年度もさらに運動習慣の確立に向け、日常生活に取り入れやすいウォーキングに重点をおいた教室展開を予定する。
 - ・メタボリックシンドローム予防講座は、平日就労等で講座を受ける機会が少ない 64 歳以下の方を主対象として、駅等に案内ちらしを配架する等の周知を図り、講演会として 2 回、うち 1 回は、土曜日に開催した。参加者アンケートでは、市主催の健康をテーマにした講座に参加されることが初めてであると回答された方が 60.5%おり、参加者にとって、市の事業を利用しながら健康づくりをしていくきっかけの一助となり得たことがうかがえる。
 - ・禁煙チャレンジ教室に慢性閉塞性肺疾患健康教育を取り入れている。「自分は症状があてはまる」という参加者があり、喫煙者にダイレクトに教育したことで、より効果的な教育になったと思われる。

(2) 個別健康教育

《目的》

疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資することを目的とする。(健康増進事業実施要領)

《内容》

「喫煙者個別健康教育」として「禁煙チャレンジ教室」(全2回)を実施した。教室後は、必要時電話や手紙などによる禁煙支援を実施した。

禁煙チャレンジ教室

《目的》疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に禁煙に関する健康教育を実施し、禁煙できるよう支援する。

《内容》

64歳以下コースと65歳以上コースを分けて実施した

- (1) 対象 現在喫煙をしており禁煙の実施を希望する者
- (2) 場所 64歳以下コース：西部保健センター、65歳以上コース：健康管理センター
- (3) 期間 3か月間を原則とし、初回指導、禁煙の実行に関する指導について実施。
- (4) カリキュラム

| | 日時 | 内容 |
|-----|---|---|
| 1回目 | 平成24年6月1日(64歳以下コース) 平成24年6月11日(65歳以上コース) 13:30~16:10 | たばこ依存度検査、講義(禁煙方法、運動など) グループワーク、個別相談 |
| 2回目 | 平成24年7月27日(64歳以下コース) 平成24年7月23日(65歳以上コース) 13:30~16:10 | 講義(歯科・医療費・離脱症状、たばこの害など)、禁煙成功者の体験談 グループワーク、個別相談 |

《実績》

| | 実人数(40-64歳 再掲) | 延人数(40-64歳 再掲) |
|----------|----------------|----------------|
| 64歳以下コース | 9(8) | 14(13) |
| 65歳以上コース | 5(1) | 8(2) |

《考察》

- ・集団教育を取り入れたことによって、学習内容を効率よく指導できた。また、個別支援を通して個人の目標に合わせた指導ができた。しかしながら、2回目の参加者が少なかったため、延人数が少なくなっている。
- ・最終確認時に0本だった方は3名(20%)と、例年と比べ減したが、行動変容ステージが改善した方は8名(53.3%)と昨年度と比較して増加した。参加者の発言やアンケート内容からは、参加者全員の行動や意識に、禁煙に向けての取り組みが見られていた。どの禁煙方法が自分に合っているのかを考えるため、自分自身を振り返ることが少なからずできていた。喫煙本数が0本にならなかったとしても、今後の禁煙に向けての一步となりえたのではないかと考える。
- ・結果としては参加者の禁煙への効果がみられたが、プロセスの面で検討をしていく必要がある。実施方法を改善することで、平成25年度以降、更なる効果的効率的禁煙教育を目指す。

3 . 健康相談

| | |
|--|---|
| 根拠法令等 | 健康増進法第 17 条第 1 項 |
| 健康さくら 21 目標値 平成 18 年度(市の現状) 平成 24 年度(目標) | 健康づくりや生活習慣病予防のための教室・相談等の利用者の増加 健康相談 760 人 増加 |

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

対象 佐倉市に住所を有する 40 歳から 64 歳までの者

方法 定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。

健康教育に健康相談を併設し実施する。

各イベント等に健康相談を併設し実施する。

電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、健診結果送付時に案内文を同封、地区活動時に P R。

《実績》

健康相談年度別実績

| 年度 | 開催回数 | | 延人数 | | | 定例健康相談 (再掲) |
|----------|------|----------------|--------|-----------|--------|----------------|
| | | 定例健康相談 (再掲) | 40 歳未満 | 40 歳～64 歳 | 65 歳以上 | |
| 平成 20 年度 | 15 | 15 | 61 | | | 19 |
| | | | 7 | 19 | 35 | |
| 平成 21 年度 | 37 | 26 | 183 | | | 23 |
| | | | 44 | 63 | 76 | |
| 平成 22 年度 | 65 | 25 | 313 | | | 33 |
| | | | 19 | 147 | 147 | |
| 平成 23 年度 | 81 | 19 | 443 | | | 27 |
| | | | 10 | 158 | 275 | |
| 平成 24 年度 | 121 | 25 | 1,084 | | | 60 |
| | | | 121 | 424 | 479 | |

平成 24 年度の種別実績

| 健康相談の種類 | | 開催回数 | 年齢別内訳 | | |
|---------|-------|------|-------|---------|-------|
| | | | 40歳未満 | 40歳～64歳 | 65歳以上 |
| 重点相談 | 高血圧 | 23 | 0 | 94 | 0 |
| | 高脂血症 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 糖尿病 | 11 | 0 | 39 | 9 |
| | 歯周疾患 | 1 | 21 | 28 | 26 |
| | 女性の健康 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 病態別 | 2 | 0 | 61 | 0 |
| | 骨 | 9 | 2 | 107 | 139 |
| 総合健康相談 | | 26 | 2 | 0 | 77 |
| 計 | | 73 | 25 | 330 | 251 |

電話相談 合計 1,149 件

| 内訳 | 件数 (割合%) |
|----------------|-------------|
| 母子の健康に関すること | 918 (79.9%) |
| 生活習慣に関すること | 62 (5.4%) |
| こころの健康 | 34 (3.0%) |
| 感染症に関すること | 16 (1.4%) |
| 歯科に関すること | 6 (0.5%) |
| その他健康・病気に関すること | 113 (9.8%) |

《考 察》

健康相談は、平成 20 年度より健康増進法に基づき実施されることとなり、対象年齢が 40 歳以上 64 歳以下となった。また、同じく平成 20 年度から特定健診が始まったことにより、平成 19 年度まで実施していた健診会場での健康相談を取り止めたため、相談実績が減少した。しかし、平成 21 年度以降は徐々に相談実績が増え、平成 24 年度は大きく増加に転じた。

この背景として、平成 24 年度は、窓口、出前健康教育、イベント会場での定例外健康相談、また電話相談の実績入力を徹底する体制を整備した。

今後は、若い世代や健康相談があまり知られていない地区の住民からも広く活用され、市民の健康ニーズに沿った内容の向上に努めていきたい。

4 . 健康診査

(1) 健康診査

| | |
|-------|----------------|
| 根拠法令等 | 健康増進法第 19 条の 2 |
|-------|----------------|

《目 的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

75歳以上の後期高齢者（65歳以上の障害認定者含む）には、生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るために、千葉県後期高齢者医療からの委託により、健康診査を実施する。

生活保護受給者の健康診査については健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内 容》

対象者

- ・市内在住の40歳以上の生活保護受給者

実施方法

- ア 集団健診（6月2日～11月20日、市内19会場延べ57日間）

健診業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施

- イ 個別健診（6月1日～11月30日、市内40医療機関）

周知方法

- ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者のかた

- イ 「こうほう佐倉」ホームページ掲載し周知啓発を実施

健診項目

- ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

B M I の測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

- イ 詳細な健診の項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図検査・眼底検査

前年度の健診結果が基準に該当する者で医師の判断で必要とされた者

貧血検査

既往歴や自覚症状等があり医師の判断で必要とされた者

受診に係る費用

無料

《実績》

実施状況

| 年度 | 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) |
|------|-------------|-------------|------------|
| 20年度 | 778 | 12 | 1.5 |
| 21年度 | 776 | 37 | 4.8 |
| 22年度 | 712 | 30 | 4.2 |
| 23年度 | 644 | 37 | 5.7 |
| 24年度 | 785 | 43 | 5.5 |

性別、年代別、保健指導区分別結果

| 性別 | 年代 (歳) | 対象者数 (人) | 受診者数 | | 保健指導区分別実人数 | | | | | |
|----|-----------|-------------|------|------|------------|-------|--------|-----|-------|-----|
| | | | | | 情報提供 | | 動機付け支援 | | 積極的支援 | |
| | | | | | (人) | % | (人) | % | (人) | % |
| 男性 | 40～44 | 22 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 45～49 | 20 | 1 | 5.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 50～54 | 31 | 2 | 6.5 | 1 | 50.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 55～59 | 32 | 1 | 3.1 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 60～64 | 76 | 5 | 6.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 65～69 | 84 | 4 | 4.8 | 1 | 25.0 | 0 | 0.0 | | |
| | 70～74 | 85 | 8 | 9.4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | | |
| | 75歳以上 | 82 | 2 | 2.4 | | | | | | |
| | 小計 | 432 | 23 | 5.3 | 2 | 8.7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 女性 | 40～44 | 39 | 2 | 5.1 | 1 | 50.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 45～49 | 21 | 5 | 23.8 | 2 | 40.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 50～54 | 22 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 55～59 | 25 | 1 | 4.0 | 1 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 60～64 | 44 | 1 | 2.3 | 1 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 65～69 | 42 | 3 | 7.1 | 1 | 33.3 | 0 | 0.0 | | |
| | 70～74 | 53 | 2 | 3.8 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | | |
| | 75歳以上 | 107 | 6 | 5.6 | | | | | | |
| | 小計 | 353 | 20 | 5.7 | 6 | 30.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 男性 | 集団 | 432 | 10 | 5.3 | 2 | 8.7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 個別 | | 13 | | | | | | | |
| 女性 | 集団 | 353 | 4 | 5.7 | 6 | 30.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 個別 | | 16 | | | | | | | |
| 合計 | | 785 | 43 | 5.5 | 8 | 18.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険加入者）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。

このため、生活保護者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成21年度から、対象者全員に健診の通知をし、健診の周知を図った。

次年度も引き続き対象者への通知をしていきたい。

(2) 成人歯科健康診査

| 根拠法令等 | 健康増進法第 19 条の 2 |
|---|---|
| 健康さくら 2.1 目標値 平成 18 年度(市の現状) 平成 24 年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> ・成人歯科健診を知っている人の増加 30 歳以上 57.6% 80%以上 ・歯間部清掃用具を使う人の増加 35～44 歳 33.3% 50%以上 45～54 歳 34.2% 50%以上 ・定期歯科健診を受けている人の増加 20 歳以上 31.6% 40%以上 |

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

対象者 30 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 30(女性のみ)・40・45・50・55・60・70 歳の節目のかた。

平成 23 年度に市の検診を受診したかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

6 月 1 日広報に歯科啓発記事とあわせて掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスタ - 掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園歯磨き教室でチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

特定健診時配布する小冊子に歯科健診の PR を掲載した。

方法 印旛郡市歯科医師会佐倉地区、62 歯科医療機関に委託し、口腔診査を実施した。

実施期間 6 月 1 日～11 月 30 日

《実績》

受診状況 対象者数 127,710 人(30 歳以上の市民)

受診数 786 人(男性 235 人、女性 551 人) 受診率 0.6%

年度別受診数の推移(人)

| 年度 | 受診者数 |
|-------|------|
| 20 年度 | 612 |
| 21 年度 | 598 |
| 22 年度 | 701 |
| 23 年度 | 719 |
| 24 年度 | 786 |

地区別年代別受診数(人)

| 地区 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60～69 歳 | 70 歳～ | 総数 |
|-----|---------|---------|---------|---------|-------|-----|
| 佐倉 | 24 | 21 | 16 | 31 | 28 | 120 |
| 臼井 | 16 | 26 | 16 | 50 | 48 | 156 |
| 志津 | 67 | 53 | 49 | 90 | 115 | 374 |
| 根郷 | 20 | 11 | 11 | 23 | 8 | 73 |
| 和田 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 弥富 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| 千代田 | 15 | 8 | 14 | 11 | 9 | 57 |
| 総数 | 144 | 119 | 107 | 206 | 210 | 786 |

年齢別現在歯数の状況（人）

| | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳～ |
|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 24歯以上 | 143 | 119 | 99 | 182 | 155 |
| 20～23歯 | 1 | 0 | 5 | 16 | 28 |
| 19歯以下 | 0 | 0 | 3 | 8 | 27 |

年齢別歯周疾患罹患状況（人）

| | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳～ |
|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 健全な歯肉 | 20 | 13 | 17 | 20 | 26 |
| 出血あり | 10 | 6 | 6 | 6 | 3 |
| 歯石あり | 68 | 45 | 37 | 74 | 70 |
| 中程度歯周炎 | 38 | 42 | 34 | 75 | 73 |
| 重度歯周炎 | 8 | 13 | 13 | 31 | 38 |
| 診査対象外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

年齢別歯間部清掃用具を使う人の割合（％）

| | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70歳～ | 計 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|------|------|
| 歯間部清掃用具を使う人の割合 | 36.1 | 37.0 | 52.3 | 45.6 | 36.2 | 41.0 |

補助金対象者の受診状況（人）

| | 受診者数 | 判定区分 | | |
|-----|------|------|-----|-----|
| | | 異常なし | 要指導 | 要精検 |
| 40歳 | 19 | 5 | 0 | 14 |
| 50歳 | 10 | 2 | 0 | 8 |
| 60歳 | 20 | 2 | 0 | 18 |
| 70歳 | 27 | 5 | 0 | 22 |

《考 察》

受診人数は786人で昨年度より67人増加した。性別で見ると男性の受診数が少ないため、今後は男性への周知を図り受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発普及していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

| | |
|-------|-------------|
| 根拠法令等 | 健康増進法第19条の2 |
|-------|-------------|

目的

寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患である骨粗しょう症を早期発見するとともに、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図る。

内容

対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない方

実施方法

- ・期間 10月11日から12月4日、4会場延べ7日間実施。
- ・費用 500円(税込み)
- ・検査内容 検診業者に委託し、測定方法はDXA法(測定部位は橈骨)にて実施。
予約制。

周知方法

ア 個人通知

- ・20,30,40,45,50,55,60,70歳になるかた

イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

実績

過去5年間の実施状況

| 年度 | 対象者 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) |
|------|------------|-------------|------------|
| 20年度 | 27,020 | 845 | 3.1 |
| 21年度 | 26,924 | 814 | 3.0 |
| 22年度 | 27,193 | 762 | 2.8 |
| 23年度 | 25,552 | 893 | 3.5 |
| 24年度 | 25,922 | 968 | 3.7 |

検診実施結果

| 検診 方法 | 対象者数 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | 要医療 (人) |
|----------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| 集団のみ | 25,922 | 968 | 3.7 | 326 | 33.7 | 213 | 98 |

性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

| 性別 | 年齢 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|----|---------|-----------|------|------|-------|-------|------|------|-------|------|----------|-------|-----------|----------|
| | | | | | 異常認めず | | 要指導 | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | 要医療 人 |
| | | | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 男性 | 20 | 882 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 25 | 970 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 30 | 1,058 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 35 | 1,140 | 2 | 0.2 | 1 | 50.0 | 0 | 0.0 | 1 | 50.0 | 0 | 0.0 | 1 | 0 |
| | 40 | 1,419 | 7 | 0.5 | 7 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 45 | 1,146 | 2 | 0.2 | 2 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 50 | 1,025 | 2 | 0.2 | 2 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 55 | 1,089 | 1 | 0.1 | 1 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 60 | 1,465 | 7 | 0.5 | 7 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 65 | 1,469 | 31 | 2.1 | 28 | 90.3 | 1 | 3.2 | 2 | 6.5 | 1 | 50.0 | 1 | 0 |
| | 70 | 1,443 | 42 | 2.9 | 30 | 71.4 | 3 | 7.1 | 9 | 21.4 | 6 | 66.7 | 3 | 0 |
| | 小計 | 13,106 | 94 | 0.7 | 78 | 83.0 | 4 | 4.3 | 12 | 12.8 | 7 | 58.3 | 5 | 0 |
| 女性 | 20 | 815 | 2 | 0.2 | 2 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 25 | 924 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 30 | 958 | 38 | 4.0 | 38 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 35 | 1,157 | 9 | 0.8 | 9 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 40 | 1,340 | 62 | 4.6 | 59 | 95.2 | 3 | 4.8 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 45 | 970 | 48 | 4.9 | 47 | 97.9 | 0 | 0.0 | 1 | 2.1 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 50 | 1,104 | 65 | 5.9 | 59 | 90.8 | 5 | 7.7 | 1 | 1.5 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 55 | 1,135 | 92 | 8.1 | 59 | 64.1 | 15 | 16.3 | 18 | 19.6 | 11 | 61.1 | 7 | 3 |
| | 60 | 1,495 | 147 | 9.8 | 47 | 32.0 | 34 | 23.1 | 66 | 44.9 | 42 | 63.6 | 24 | 20 |
| | 65 | 1,535 | 236 | 15.4 | 43 | 18.2 | 68 | 28.8 | 125 | 53.0 | 79 | 63.2 | 46 | 38 |
| | 70 | 1,383 | 175 | 12.7 | 18 | 10.3 | 54 | 30.9 | 103 | 58.9 | 72 | 69.9 | 31 | 37 |
| | 小計 | 12,816 | 874 | 6.8 | 381 | 43.6 | 179 | 20.5 | 314 | 35.9 | 206 | 65.6 | 108 | 98 |
| 合計 | 25,922 | 968 | 3.7 | 459 | 47.4 | 183 | 18.9 | 326 | 33.7 | 213 | 65.3 | 113 | 98 | |

国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

《考察》

平成22年度より、判定基準を年代別で変化する方法から年代に関係なく統一基準とした。

要精密検査の割合は、約3割（平成23年度29.8%、平成24年度33.7%）であった。65歳以上では受診者の約半数が要精密検査となっている。要精密検査者には、会場で一人ずつ結果と精密検査について説明している。その中で、必要な方には骨粗しょう症のリーフレットを渡し、食事や生活の簡単なアドバイスを行っている。平成23年度から検診会場で希望者に栄養士による面接相談を実施し、栄養面のより具体的なアドバイスをすることができている。

今後も予防的な観点から検診周知とともに、予防啓発の強化に努めていきたい。

(4) 肝炎ウイルス検診

| | |
|-------|-------------|
| 根拠法令等 | 健康増進法第19条の2 |
|-------|-------------|

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

対象者

- ・市内在住の40歳のかた（集団・個別）
- ・市内在住の41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を過去に受けたことがないかた（集団のみ）

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期 間 8月24日・10月2日・12月8日、市内2会場延べ3日間
- ・費 用 500円（税込み）
40,45,50,55,60歳になるかたは無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

イ 個別検診

- ・期 間 6月1日～11月30日、市内37医療機関で実施。
- ・費 用 無料
- ・検査内容 B型・C型肝炎ウイルス血液検査

周知方法

ア 個人通知

- ・40歳になるかた
- ・41歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがなく下記に該当するかた
 - .45・50・55・60歳になるかた
 - .平成23年度に市の健診(検診)を受診したかた
 - .市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
 - .生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

過去5年間の実施状況

| | 受診者数 (人) | B型陽性 | | C型判定 | |
|------|-------------|------|-----|------|-----|
| | | (人) | (%) | (人) | (%) |
| 20年度 | 210 | 0 | 0.0 | 3 | 1.4 |
| 21年度 | 336 | 3 | 0.9 | 0 | 0.0 |
| 22年度 | 297 | 3 | 1.0 | 1 | 0.3 |
| 23年度 | 432 | 6 | 1.4 | 1 | 0.2 |
| 24年度 | 378 | 4 | 1.1 | 3 | 0.8 |

B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

| 年代 (歳) | B型肝炎 受診者 (人) | 陽性 (人) | C型肝炎 受診者 (人) | 「現在C型肝炎に感染して いる可能性が極めて高い」 (人) | | | 「現在C型肝炎に 感染していない可能 性が極めて高い」 (人) | |
|-----------|--------------------|-----------|--------------------|-------------------------------------|----|----|--|-----|
| | | | | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 |
| 40 | 119 | 0 | 119 | 3 | 0 | 0 | 0 | 116 |
| 41～44 | 36 | 0 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 |
| 45～49 | 17 | 1 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 50～54 | 23 | 0 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 55～59 | 33 | 1 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 |
| 60～64 | 57 | 0 | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 |
| 65～69 | 53 | 1 | 53 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 |
| 70歳以上 | 40 | 1 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 集団 | 277 | 4 | 277 | 0 | 0 | 0 | 0 | 277 |
| 個別 | 101 | 0 | 101 | 3 | 0 | 0 | 0 | 98 |
| 合計 | 378 | 4 | 378 | 3 | 0 | 0 | 0 | 375 |

無料対象者判定結果（再掲）

| 年齢 (歳) | B型肝炎 受診者 (人) | 陽性 (人) | C型肝炎 受診者 (人) | 「現在C型肝炎に感染して いる可能性が極めて高い」 (人) | | | 「現在C型肝炎に 感染していない可能 性が極めて高い」 (人) | |
|-----------|--------------------|-----------|--------------------|-------------------------------------|----|----|--|-----|
| | | | | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 |
| 40 | 119 | 0 | 119 | 3 | 0 | 0 | 0 | 116 |
| 45 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 50 | 12 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 55 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 60 | 20 | 0 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 集団 | 73 | 0 | 73 | 0 | 0 | 0 | 0 | 73 |
| 個別 | 101 | 0 | 101 | 3 | 0 | 0 | 0 | 98 |
| 合計 | 174 | 0 | 174 | 3 | 0 | 0 | 0 | 171 |

《考 察》

国の医療制度改革により、平成20年度から健康増進法に位置付けられた。

検診方法は、単独の検診として実施している。

平成23年度から「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』となっているため、40・45・50・55・60歳のかたが対象者で、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたについては、検診費用を無料とし、全員に個別通知を送付した。

今後も、肝炎ウイルス検診を受けていないかたに、検診の機会を提供していくため、複合検診の会場等でも肝炎ウイルス検診の申し込み等を受ける体制を続けていく。

5. 各種がん検診等

| 根拠法令等 | 健康増進法第 19 条の 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------|-----|--------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|--------------|-----|--|--|-------------|-----|--------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|--------------|-----|--|--|
| 健康さくら 2 1 目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診を受ける人の増加 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>胃がん検診 19.9%</td> <td>50%</td> <td>子宮がん検診 20.1%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診 12.1%</td> <td>50%</td> <td>肺がん検診 24.5%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診 20.2%</td> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・ がん検診の精密検査を受ける人の増加 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>胃がん検診 86.4%</td> <td>90%</td> <td>子宮がん検診 78.4%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診 90.1%</td> <td>95%</td> <td>肺がん検診 74.6%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診 81.9%</td> <td>90%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 胃がん検診 19.9% | 50% | 子宮がん検診 20.1% | 50% | 乳がん検診 12.1% | 50% | 肺がん検診 24.5% | 50% | 大腸がん検診 20.2% | 50% | | | 胃がん検診 86.4% | 90% | 子宮がん検診 78.4% | 90% | 乳がん検診 90.1% | 95% | 肺がん検診 74.6% | 90% | 大腸がん検診 81.9% | 90% | | |
| 胃がん検診 19.9% | 50% | 子宮がん検診 20.1% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乳がん検診 12.1% | 50% | 肺がん検診 24.5% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大腸がん検診 20.2% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胃がん検診 86.4% | 90% | 子宮がん検診 78.4% | 90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乳がん検診 90.1% | 95% | 肺がん検診 74.6% | 90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大腸がん検診 81.9% | 90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(1) 胃がん検診

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 6 月 2 日～11 月 20 日、市内 19 会場延べ 57 日間実施
- ・ 費用 900 円(税込み)
- ・ 検診車輦での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6 月 1 日～11 月 30 日、市内 29 医療機関で実施
- ・ 費用 3,000 円(税込み)
- ・ 胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70 歳のかた
- ・ 平成 23 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

過去5年間の実施状況

| 年度 | 対象者数 | 受診者数 (人) | 受診率 (%) |
|------|--------|-------------|------------|
| 20年度 | 46,442 | 12,200 | 26.3 |
| 21年度 | 46,442 | 12,009 | 25.9 |
| 22年度 | 46,442 | 12,698 | 27.3 |
| 23年度 | 46,442 | 13,118 | 28.2 |
| 24年度 | 52,479 | 13,344 | 25.4 |

検診実施結果

| 検診方法 | 対象者数 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団 | 52,479 | 7,369 | 14.0 | 177 | 2.4 | 159 | 3 |
| 個別 | | 5,975 | 11.4 | 478 | 8.0 | 472 | 14 |
| 計 | 52,479 | 13,344 | 25.4 | 655 | 4.9 | 631 | 17 |

性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

| 性別 | 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 人 % | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|----|---------|-----------|-------------|------|--------|------|-------|-----|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 男性 | 40~44 | 806 | 192 | 23.8 | 190 | 99.0 | 2 | 1.0 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 45~49 | 581 | 125 | 21.5 | 120 | 96.0 | 5 | 4.0 | 5 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 50~54 | 588 | 135 | 23.0 | 131 | 97.0 | 4 | 3.0 | 2 | 50.0 | 2 | 0 |
| | 55~59 | 816 | 181 | 22.2 | 177 | 97.8 | 4 | 2.2 | 4 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 60~64 | 2,570 | 538 | 20.9 | 515 | 95.7 | 23 | 4.3 | 22 | 95.7 | 1 | 1 |
| | 65~69 | 4,216 | 1,292 | 30.6 | 1,236 | 95.7 | 56 | 4.3 | 52 | 92.9 | 4 | 2 |
| | 70~74 | 4,026 | 1,587 | 39.4 | 1,505 | 94.8 | 82 | 5.2 | 81 | 98.8 | 1 | 3 |
| | 75~79 | 2,812 | 1,037 | 36.9 | 955 | 92.1 | 82 | 7.9 | 78 | 95.1 | 4 | 4 |
| | 80歳以上 | 2,621 | 474 | 18.1 | 434 | 91.6 | 40 | 8.4 | 38 | 95.0 | 2 | 3 |
| | 小計 | 19,036 | 5,561 | 29.2 | 5,263 | 94.6 | 298 | 5.4 | 284 | 95.3 | 14 | 13 |
| 女性 | 40~44 | 2,231 | 458 | 20.5 | 448 | 97.8 | 10 | 2.2 | 9 | 90.0 | 1 | 0 |
| | 45~49 | 1,900 | 310 | 16.3 | 297 | 95.8 | 13 | 4.2 | 12 | 92.3 | 1 | 0 |
| | 50~54 | 2,084 | 371 | 17.8 | 363 | 97.8 | 8 | 2.2 | 8 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 55~59 | 3,444 | 573 | 16.6 | 558 | 97.4 | 15 | 2.6 | 14 | 93.3 | 1 | 0 |
| | 60~64 | 5,457 | 1,335 | 24.5 | 1,274 | 95.4 | 61 | 4.6 | 58 | 95.1 | 3 | 0 |
| | 65~69 | 5,551 | 1,692 | 30.5 | 1,618 | 95.6 | 74 | 4.4 | 71 | 95.9 | 3 | 1 |
| | 70~74 | 4,347 | 1,636 | 37.6 | 1,553 | 94.9 | 83 | 5.1 | 82 | 98.8 | 1 | 1 |
| | 75~79 | 3,380 | 924 | 27.3 | 869 | 94.0 | 55 | 6.0 | 55 | 100.0 | 0 | 1 |
| | 80歳以上 | 5,049 | 484 | 9.6 | 446 | 92.1 | 38 | 7.9 | 38 | 100.0 | 0 | 1 |
| | 小計 | 33,443 | 7,783 | 23.3 | 7,426 | 95.4 | 357 | 4.6 | 347 | 97.2 | 10 | 4 |
| 男性 | 集団 | 19,036 | 3,248 | 29.2 | 3,164 | 97.4 | 84 | 2.6 | 74 | 88.1 | 10 | 2 |
| | 個別 | | 2,313 | | 2,099 | 90.7 | 214 | 9.3 | 210 | 98.1 | 4 | 11 |
| 女性 | 集団 | 33,443 | 4,121 | 23.3 | 4,028 | 97.7 | 93 | 2.3 | 85 | 91.4 | 8 | 1 |
| | 個別 | | 3,662 | | 3,398 | 92.8 | 264 | 7.2 | 262 | 99.2 | 2 | 3 |
| 合計 | | 52,479 | 13,344 | 25.4 | 12,689 | 95.1 | 655 | 4.9 | 631 | 96.3 | 24 | 17 |

《考 察》

受診者は、昨年度に比べ 226 人増加したが、国勢調査に基づき平成 24 年度から対象者数に変更になり受診率では 2.8 ポイントの減少となっている。

集団検診の受診者数は、昨年度より 377 人減少し、個別検診の受診者数は、603 人の増加となった。

集団検診においては、平成20年度から開始となった『特定健診』と各種がん検診(胃・大腸・胸部レントゲン)の同時実施によって受診者の利便性を考慮した実施体制に取り組んでいる。

がん検診は、国が目標値として50%の受診率を示しており、『健康さくら21』でも同じ受診率を目指している。様々な場面で検診受診勧奨のPRをし、受診者の増加を目指したい。

精密検査の受診率について『健康さくら 21』の目標を達成している。検診種別と性別で比較をすると、集団検診を受けた男性の精密検査受診率について目標の達成がされていない。毎年年度末に精密検査結果の未把握の者に対し個別通知をし、受診状況の確認と未受診の場合は受診勧奨を実施しているので今後も継続して実施をしていく。

(2) 子宮頸がん検診

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

対象者

- 1) 市内在住の20歳以上の偶数年齢で、職場等において検診を受ける機会のない女性
- 2) がん検診推進事業対象者

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月2日～12月6日、4会場延べ6日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車輛での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内7医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上の偶数年齢の女性で、下記に該当するかた

- ・20・30・40・50・60・70歳のかた
- ・平成23年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・平成22年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」ホームページに掲載

ウ 母子保健事業の案内文に、リーフレットを同封(8月～11月乳児相談:623部)

エ 母子保健事業会場で保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布(7月～11月3歳児健診13会場518部)

オ 市立小・中学校、市内幼稚園の保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布(1,360部)

カ 市内保育園の保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布(2,000部)

キ 西部保健センター施設内に、女性のがん検診のPRのぼり旗を設置

ク 校長会、教頭会、家庭教育学級に参加し、事業説明及びリーフレットの配布(各校1部)

ケ 転入者への学童期予防接種予診票発送時に検診受診勧奨PRのちらしを同封

コ 京成佐倉駅、京成臼井駅、京成ユーカリが丘駅、京成志津駅、京成勝田台駅構内に、検診受診勧奨PRのちらしを配架

- サ JR佐倉駅市民ギャラリースペースに検診受診勧奨PRのポスターを掲示
- シ 民生委員児童委員協議会の地区定例会に参加し、事業説明及びリーフレット配布(8地区、201人)
- ス 各保健センター窓口にて、チラシティッシュ配布(500部)
- セ 佐倉市役所本庁舎にて、検診受診勧奨PRのポスターを掲示

《実績》

過去5年間の実施状況

| 年度 | 対象者 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) |
|------|------------|------------|------------|
| 20年度 | 19,821 | 2,918 | 14.7 |
| 21年度 | 19,821 | 3,463 | 17.5 |
| 22年度 | 19,821 | 3,620 | 18.3 |
| 23年度 | 19,821 | 3,714 | 18.7 |
| 24年度 | 20,694 | 3,752 | 18.1 |

受診者数は無料クーポン券対象者を含む

対象者数：市区町村人口 - (就業者数 - 農林水産業従事者数) ÷ 2 (隔年かつ偶数年齢での受診)
(各係数には、平成22年国勢調査の報告人数を用いる。)

検診実施結果

| 検診方法 | 対象者数 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団 | 20,694 | 1,682 | 8.1 | 30 | 1.8 | 29 | 2 |
| 個別 | | 2,070 | 10.0 | 25 | 1.2 | 22 | 1 |
| 計 | 20,694 | 3,752 | 18.1 | 55 | 1.5 | 51 | 3 |

年代別受診状況及び精密検査受診状況

| 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|---------|-----------|-------|------|-------|-------|-------|-----|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 20～24 | 866 | 61 | 7.0 | 59 | 96.7 | 2 | 3.3 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| 25～29 | 695 | 155 | 22.3 | 150 | 96.8 | 5 | 3.2 | 5 | 100.0 | 0 | 0 |
| 30～34 | 1,044 | 466 | 44.6 | 453 | 97.2 | 13 | 2.8 | 10 | 76.9 | 3 | 0 |
| 35～39 | 1,369 | 433 | 31.6 | 423 | 97.7 | 10 | 2.3 | 9 | 90.0 | 1 | 0 |
| 40～44 | 1,116 | 623 | 55.8 | 613 | 98.4 | 10 | 1.6 | 10 | 100.0 | 0 | 2 |
| 45～49 | 950 | 164 | 17.3 | 163 | 99.4 | 1 | 0.6 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| 50～54 | 1,042 | 260 | 25.0 | 256 | 98.5 | 4 | 1.5 | 4 | 100.0 | 0 | 1 |
| 55～59 | 1,722 | 223 | 13.0 | 222 | 99.6 | 1 | 0.4 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| 60～64 | 2,728 | 509 | 18.7 | 503 | 98.8 | 6 | 1.2 | 6 | 100.0 | 0 | 0 |
| 65～69 | 2,775 | 341 | 12.3 | 339 | 99.4 | 2 | 0.6 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| 70～74 | 2,173 | 379 | 17.4 | 378 | 99.7 | 1 | 0.3 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| 75～79 | 1,690 | 94 | 5.6 | 94 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| 80歳以上 | 2,524 | 44 | 1.7 | 44 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| 小計 | 20,694 | 3,752 | 18.1 | 3,697 | 98.5 | 55 | 1.5 | 51 | 92.7 | 4 | 3 |
| 集団 | 20,694 | 1,682 | 18.1 | 1,652 | 98.2 | 30 | 1.8 | 29 | 96.7 | 1 | 2 |
| 個別 | | 2,070 | | 2,045 | 98.8 | 25 | 1.2 | 22 | 88.0 | 3 | 1 |
| 合計 | 20,694 | 3,752 | 18.1 | 3,697 | 98.5 | 55 | 1.5 | 51 | 92.7 | 4 | 3 |

《考 察》

受診者は、この5年間増加しており、平成24年度も平成23年度の3,714人と比べ38人増加したが、対象者数の増加により受診率では0.6ポイントの減少となった。

子宮頸がんの発見者は、3人で、年代別で見ると40歳代2人、50歳代1人、と平成23年度同様であった。がん以外の有所見としては、子宮頸部異形成(23人)、子宮頸部びらん(7人)、子宮筋腫(1人)が報告されている。

平成24年度は、若い世代を対象として公共機関等で広く周知を図り、市立小・中学校、市内幼稚園の保護者に対し受診勧奨のチラシ配布等を行った結果、受診者数の向上につながったと考えられる。今後も対象者に合わせたPR方法や、チラシの内容について検討しながら、子育て世代の若年受診者の増加につながるよう周知方法を検討していきたい。

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」
(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者

平成 24 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

| 年齢 | 生年月日 |
|-----|---|
| 20歳 | 平成 3 (1991) 年 4 月 2 日～平成 4 (1992) 年 4 月 1 日 |
| 25歳 | 昭和 61 (1986) 年 4 月 2 日～昭和 62 (1987) 年 4 月 1 日 |
| 30歳 | 昭和 56 (1981) 年 4 月 2 日～昭和 57 (1982) 年 4 月 1 日 |
| 35歳 | 昭和 51 (1976) 年 4 月 2 日～昭和 52 (1977) 年 4 月 1 日 |
| 40歳 | 昭和 46 (1971) 年 4 月 2 日～昭和 47 (1972) 年 4 月 1 日 |

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7 月 2 日～12 月 6 日、4 会場延べ 6 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～11 月 30 日、市内 7 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

周知方法

ア 個人通知

対象者全員に個人通知 (5 月下旬)

対象者のうち、30 歳、35 歳、40 歳の子宮頸がん検診未受診者 3,170 人へ勸奨ハガキを送

付(11月)

イ 「こうほう佐倉」 ホームページに掲載

《実績》

過去の実施状況

| 年度 | 対象者 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) |
|------|------------|------------|------------|
| 21年度 | 5,757 | 853 | 14.8 |
| 22年度 | 5,696 | 1,023 | 18.0 |
| 23年度 | 5,370 | 898 | 16.7 |
| 24年度 | 5,154 | 885 | 17.2 |

検診実施結果

| 検診方法 | 対象者数 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団 | 5,154 | 361 | 7.0 | 10 | 2.8 | 10 | 1 |
| 個別 | | 524 | 10.2 | 12 | 2.3 | 10 | 0 |
| 計 | 5,154 | 885 | 17.2 | 22 | 2.5 | 20 | 1 |

年代別受診状況及び精密検査受診状況

| 年代 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|-----|-----------|------|------|-------|------|-------|-----|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 20歳 | 812 | 37 | 4.6 | 35 | 94.6 | 2 | 5.4 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| 25歳 | 913 | 115 | 12.6 | 112 | 97.4 | 3 | 2.6 | 3 | 100.0 | 0 | 0 |
| 30歳 | 943 | 168 | 17.8 | 163 | 97.0 | 5 | 3.0 | 4 | 80.0 | 1 | 0 |
| 35歳 | 1,146 | 305 | 26.6 | 299 | 98.0 | 6 | 2.0 | 5 | 83.3 | 1 | 0 |
| 40歳 | 1,340 | 260 | 19.4 | 254 | 97.7 | 6 | 2.3 | 6 | 100.0 | 0 | 1 |
| 小計 | 5,154 | 885 | 17.2 | 863 | 97.5 | 22 | 2.5 | 20 | 90.9 | 2 | 1 |
| 集団 | 5,154 | 361 | 17.2 | 351 | 97.2 | 10 | 2.8 | 10 | 100.0 | 0 | 1 |
| 個別 | | 524 | | 512 | 97.7 | 12 | 2.3 | 10 | 83.3 | 2 | 0 |
| 合計 | 5,154 | 885 | 17.2 | 863 | 97.5 | 22 | 2.5 | 20 | 90.9 | 2 | 1 |

《考察》

クーポン券対象者が含まれる20歳～44歳の子宮頸がん検診総受診者数1,738人のうち、この事業の受診者は885人(50.9%)と半分を占めている。特に20歳代全体で見ると、クーポン対象者が受診者の70.4%となっており、これまで関心の薄かった若い年代の方の検診受診を促す良い機会となっている。

子宮頸がんは、がんになる前の「前がん病変」が分かる唯一の検診のため、異常がなくても継続し

て受診することが大切である。今回の受診をきっかけに、継続受診の重要性を引き続き伝えていきたい。

(3) 乳がん検診

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

<マンモグラフィ>

対象者

- ・市内在住の40歳以上で、平成23年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・がん検診推進事業対象者

実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 12月1日～2月16日、4会場延べ15日間（40歳代、6日間。50歳以上、9日間）
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・検診車輦でのマンモグラフィを実施
40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

イ 個別検診（予約制）

がん検診推進事業対象者のみ、聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期間 6月1日～2月28日
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代（2方向）、50歳以上（1方向）で撮影

<超音波検査>

ア 集団検診

対象者

市内在住の30歳以上39歳以下で、平成23年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12月21日～1月24日、4会場延べ5日間
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・検診車輦での超音波検査を実施

イ 個別検診

対象者

市内在住の30歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

実施方法

- ・期間 6月1日から11月30日、市内15医療機関で実施
- ・費用 2,000円（税込み）

・超音波検査を実施

周知方法

ア 個人通知

市内在住の30歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成23年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・ がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ 母子保健事業の案内文に、リーフレットを同封(8月～11月乳児相談：623部)

エ 母子保健事業会場で保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布(7月～11月3歳児健診13会場518部)

オ 市立小・中学校、市内幼稚園の保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布(1,360部)

カ 市内保育園の保護者に検診受診勧奨PRのちらしを配布(2,000部)

キ 西部保健センター施設内に、女性のがん検診のPRのぼり旗を設置

ク 校長会、教頭会、家庭教育学級に参加し、事業説明及びリーフレットの配布(各校1部)

ケ 転入者への学童期予防接種予診票発送時に検診受診勧奨PRのちらしを同封

コ 京成佐倉駅、京成臼井駅、京成ユウカリが丘駅、京成志津駅、京成勝田台駅構内に、検診受診勧奨PRのちらしを配架

サ JR佐倉駅市民ギャラリースペースに検診受診勧奨PRのポスターを掲示

シ 民生委員児童委員協議会の地区定例会に参加し、事業説明及びリーフレット配布(8地区、201人)

ス 各保健センター窓口にて、チラシティッシュ配布(500部)

セ 佐倉市役所本庁舎にて、検診受診勧奨PRのポスターを掲示

《実績》

過去5年間の実施状況

| 年度 | 対象者(人) | 受診者(人) | 受診率(%) |
|------|--------|--------|--------|
| 20年度 | 36,095 | 5,331 | 14.8 |
| 21年度 | 36,095 | 5,975 | 16.6 |
| 22年度 | 36,095 | 6,055 | 16.8 |
| 23年度 | 36,095 | 6,290 | 17.4 |
| 24年度 | 38,267 | 6,146 | 16.1 |

受診者数は無料クーポン券対象者を含む。

対象者数：市区町村人口 - (就業者数 - 農林水産従事者数)

(各係数には、国勢調査の報告人数を用いる。平成24年度から平成22年度報告人数参照)

マンモグラフィ（再掲）過去3年間実施状況

| 年度 | 対象者（人） | 受診者（人） | 受診率（％） |
|------|--------|--------|--------|
| 22年度 | 30,898 | 3,247 | 10.5 |
| 23年度 | 30,898 | 3,440 | 11.1 |
| 24年度 | 33,443 | 3,087 | 9.2 |

国の乳がん検診は、「40歳以上のマンモグラフィ」の受診者が対象

年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況

| 性別 | 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 人 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|----|---------|-----------|-----------|-------|-------|------|-------|------|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 女性 | 30～34 | 2,087 | 434 | 20.8 | 414 | 95.4 | 20 | 4.6 | 18 | 90.0 | 2 | 1 |
| | 35～39 | 2,737 | 486 | 17.8 | 466 | 95.9 | 20 | 4.1 | 19 | 95.0 | 1 | 0 |
| | 40～44 | 2,231 | 699 | 31.3 | 647 | 92.6 | 52 | 7.4 | 49 | 94.2 | 3 | 1 |
| | 45～49 | 1,900 | 447 | 23.5 | 414 | 92.6 | 33 | 7.4 | 33 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 50～54 | 2,084 | 513 | 24.6 | 484 | 94.3 | 29 | 5.7 | 28 | 96.6 | 1 | 1 |
| | 55～59 | 3,444 | 571 | 16.6 | 544 | 95.3 | 27 | 4.7 | 27 | 100.0 | 0 | 1 |
| | 60～64 | 5,457 | 953 | 17.5 | 906 | 95.1 | 47 | 4.9 | 47 | 100.0 | 0 | 5 |
| | 65～69 | 5,551 | 860 | 15.5 | 825 | 95.9 | 35 | 4.1 | 34 | 97.1 | 1 | 2 |
| | 70～74 | 4,347 | 700 | 16.1 | 682 | 97.4 | 18 | 2.6 | 18 | 100.0 | 0 | 2 |
| | 75～79 | 3,380 | 324 | 9.6 | 319 | 98.5 | 5 | 1.5 | 5 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 80歳以上 | 5,049 | 159 | 3.1 | 157 | 98.7 | 2 | 1.3 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| 小計 | 38,267 | 6,146 | 16.1 | 5,858 | 95.3 | 288 | 4.7 | 280 | 97.2 | 8 | 13 | |
| 集団 | マンモグラフィ | 38,267 | 2,681 | 16.1 | 2,527 | 94.3 | 154 | 5.7 | 151 | 98.1 | 3 | 6 |
| | 超音波 | | 536 | | 517 | 96.5 | 19 | 3.5 | 18 | 94.7 | 1 | 1 |
| 個別 | マンモグラフィ | 38,267 | 406 | 16.1 | 354 | 87.2 | 52 | 12.8 | 52 | 100.0 | 0 | 2 |
| | 超音波 | | 2,523 | | 2,460 | 97.5 | 63 | 2.5 | 59 | 93.7 | 4 | 4 |
| 合計 | | 38,267 | 6,146 | 16.1 | 5,858 | 95.3 | 288 | 4.7 | 280 | 97.2 | 8 | 13 |

無料クーポン券対象者で超音波とマンモグラフィの重複受診者 11 人については、マンモグラフィにのみ計上する。

<マンモグラフィ>

| 検診方法 | 受診者 （人） | 要精検者 （人） | 要精検率 （％） | 精検受診者 （人） | がん発見者 （人） |
|------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団 | 2,681 | 154 | 5.7 | 152 | 6 |
| 個別 | 406 | 52 | 12.8 | 51 | 2 |
| 計 | 3,087 | 206 | 6.7 | 203 | 8 |

| 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 人 % | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|---------|-----------|-------------|------|-------|-------|-------|------|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 40～44 | 2,231 | 522 | 23.4 | 478 | 91.6 | 44 | 8.4 | 43 | 97.7 | 1 | 1 |
| 45～49 | 1,900 | 331 | 17.4 | 299 | 90.3 | 32 | 9.7 | 32 | 100.0 | 0 | 0 |
| 50～54 | 2,084 | 387 | 18.6 | 361 | 93.3 | 26 | 6.7 | 25 | 96.2 | 1 | 0 |
| 55～59 | 3,444 | 408 | 11.8 | 383 | 93.9 | 25 | 6.1 | 25 | 100.0 | 0 | 1 |
| 60～64 | 5,457 | 633 | 11.6 | 594 | 93.8 | 39 | 6.2 | 39 | 100.0 | 0 | 4 |
| 65～69 | 5,551 | 455 | 8.2 | 430 | 94.5 | 25 | 5.5 | 24 | 96.0 | 1 | 1 |
| 70～74 | 4,347 | 270 | 6.2 | 258 | 95.6 | 12 | 4.4 | 12 | 100.0 | 0 | 1 |
| 75～79 | 3,380 | 70 | 2.1 | 67 | 95.7 | 3 | 4.3 | 3 | 100.0 | 0 | 0 |
| 80歳以上 | 5,049 | 11 | 0.2 | 11 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| 小計 | 33,443 | 3,087 | 9.2 | 2,881 | 93.3 | 206 | 6.7 | 203 | 98.5 | 3 | 8 |
| 集団 | 33,443 | 2,681 | 8.9 | 2,527 | 94.3 | 154 | 5.7 | 152 | 98.7 | 2 | 6 |
| 個別 | | 406 | | 354 | 87.2 | 52 | 12.8 | 51 | 98.1 | 1 | 2 |
| 合計 | 33,443 | 3,087 | 9.2 | 2,881 | 93.3 | 206 | 6.7 | 203 | 98.5 | 3 | 8 |

< 超音波検査 >

| 検診方法 | 受診者 (人) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団 | 536 | 19 | 3.5 | 18 | 1 |
| 個別 | 2,523 | 63 | 2.5 | 59 | 4 |
| 計 | 3,059 | 82 | 2.7 | 77 | 5 |

| 年代 | 受診者数 人 | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|-------|-----------|-------|------|-------|-----|----------|-------|-----------|---------|
| | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 30～34 | 434 | 414 | 95.4 | 20 | 4.6 | 18 | 90.0 | 2 | 1 |
| 35～39 | 486 | 466 | 95.9 | 20 | 4.1 | 19 | 95.0 | 1 | 0 |
| 40～44 | 177 | 169 | 95.5 | 8 | 4.5 | 6 | 75.0 | 2 | 0 |
| 45～49 | 116 | 115 | 99.1 | 1 | 0.9 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| 50～54 | 126 | 123 | 97.6 | 3 | 2.4 | 3 | 100.0 | 0 | 1 |
| 55～59 | 163 | 161 | 98.8 | 2 | 1.2 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| 60～64 | 320 | 312 | 97.5 | 8 | 2.5 | 8 | 100.0 | 0 | 1 |
| 65～69 | 405 | 395 | 97.5 | 10 | 2.5 | 10 | 100.0 | 0 | 1 |
| 70～74 | 430 | 424 | 98.6 | 6 | 1.4 | 6 | 100.0 | 0 | 1 |
| 75～79 | 254 | 252 | 99.2 | 2 | 0.8 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| 80歳以上 | 148 | 146 | 98.6 | 2 | 1.4 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| 小計 | 3,059 | 2,977 | 97.3 | 82 | 2.7 | 77 | 93.9 | 5 | 5 |
| 集団 | 536 | 517 | 96.5 | 19 | 3.5 | 18 | 94.7 | 1 | 1 |
| 個別 | 2,523 | 2,460 | 97.5 | 63 | 2.5 | 59 | 93.7 | 4 | 4 |
| 合計 | 3,059 | 2,977 | 97.3 | 82 | 2.7 | 77 | 93.9 | 5 | 5 |

超音波検診は毎年受けることができるため、対象者としては数字を掲載していない。

《考 察》

乳がんの発見者は60歳代前半の方が多いものの、31歳～73歳までと幅広い。

受診者は、マンモグラフィ・超音波合わせると、平成23年度6,290人に比べ144人減少（受診率1.3ポイント減）した。内訳をみると、40歳前半の31.3%が最も多く、発症のピークである50歳前の受診率がやや低い。マンモグラフィの受診者数は、平成23年度3,440人に比べ、平成24年度3,087人（353人減）と、大幅に減少した。冬場の検診であり、風邪などの体調不良や、検診を申し込んでいながら当日忘れてしまった、と後日連絡が来るケースもある。4か月後の検診日程を申し込むことができるため、申し込んだ検診を受け忘れることがないような申込み体制の検討も、受けやすい検診の体制づくりとしては今後の課題である。

平成24年度は対象者数が増加したことで受診率としては増えていないが、若い世代を対象として公共機関等で広く周知を図り、市立小・中学校、市内幼稚園の保護者に対し受診勧奨のチラシを配布した。その結果、超音波検診の受診者数が23年度2,850人に比べ、3,059人（209人増）と受診者数が増加した。中でも、30歳代（149人増）40歳代（38人増）と、若い世代の増加が目立つ。今後も対象者に合わせたPR方法や、チラシの内容について検討しながら、子育て世代の若年受診者の増加につながるよう周知方法を検討していきたい。

また、乳がんは自分で見つけることができる唯一のがんであるため、集団検診会場では乳がんの自己触診法の健康教育を実施している。引き続き、検診の重要性と共に、月1回のセルフチェックについてもPRしていきたい。

平成23年度から、マンモグラフィについて40歳代は2方向、50歳以上は1方向の撮影で実施することとした。（厚生労働省通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき実施）さらに、マンモグラフィの個別検診を開始した。（無料クーポン券対象者のみ実施）

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」
(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者

平成 24 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

| 年齢 | 生年月日 |
|-----|---------------------------------|
| 40歳 | 昭和46(1971)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日 |
| 45歳 | 昭和41(1966)年4月2日～昭和42(1967)年4月1日 |
| 50歳 | 昭和36(1961)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日 |
| 55歳 | 昭和31(1956)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日 |
| 60歳 | 昭和26(1951)年4月2日～昭和27(1952)年4月1日 |

実施方法

ア 集団検診

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12月1日～2月16日、市内4会場延べ15日間実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代(2方向)、50歳以上(1方向)で撮影

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内1医療機関(聖隷佐倉市民病院)で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代(2方向)、50歳以上(1方向)で撮影

周知方法

ア 個人通知

- ・対象者全員に個人通知（5月下旬）
- ・対象者のうち、40歳の乳がん検診未受診者へ勸奨ハガキを送付（11月）
- ・対象者のうち、50歳の乳がん検診未受診者、かつ集団検診に申し込みをしていない方へ勸奨ハガキを送付（1月）

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

過去の実施状況

| 年度 | 対象者 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) |
|------|------------|------------|------------|
| 21年度 | 6,627 | 1,381 | 20.8 |
| 22年度 | 6,628 | 1,177 | 17.8 |
| 23年度 | 6,418 | 1,355 | 21.1 |
| 24年度 | 6,040 | 1,025 | 17.0 |

検診実施結果

| 検診方法 | 対象者数 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団 | 6,040 | 619 | 10.2 | 37 | 6.0 | 36 | 0 |
| 個別 | | 406 | 6.7 | 52 | 12.8 | 51 | 2 |
| 計 | 6,040 | 1,025 | 17.0 | 89 | 8.7 | 87 | 2 |

年代別受診状況及び精密検査受診状況

| 年代 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|-----|-----------|-------|------|-------|------|-------|------|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | | | |
| 40歳 | 1,340 | 236 | 17.6 | 216 | 91.5 | 20 | 8.5 | 20 | 100.0 | 0 | 0 |
| 45歳 | 971 | 151 | 15.6 | 129 | 85.4 | 22 | 14.6 | 22 | 100.0 | 0 | 0 |
| 50歳 | 1,104 | 204 | 18.5 | 189 | 92.6 | 15 | 7.4 | 13 | 86.7 | 2 | 0 |
| 55歳 | 1,132 | 183 | 16.2 | 172 | 94.0 | 11 | 6.0 | 11 | 100.0 | 0 | 0 |
| 60歳 | 1,493 | 251 | 16.8 | 230 | 91.6 | 21 | 8.4 | 21 | 100.0 | 0 | 2 |
| 小計 | 6,040 | 1,025 | 17.0 | 936 | 91.3 | 89 | 8.7 | 87 | 97.8 | 2 | 2 |
| 集団 | 6,040 | 619 | 17.0 | 582 | 94.0 | 37 | 6.0 | 36 | 97.3 | 1 | 0 |
| 個別 | | 406 | | 354 | 87.2 | 52 | 12.8 | 51 | 98.1 | 1 | 2 |
| 合計 | 6,040 | 1,025 | 17.0 | 936 | 91.3 | 89 | 8.7 | 87 | 97.8 | 2 | 2 |

《考 察》

対象となる各年代の乳がん検診(マンモグラフィ)受診者 3,087 人のうち無料クーポン券対象者は、1,025 人(33.2%)であり、半数にも満たない状況である。平成 23 年度より、クーポン券対象者のみを対象として、マンモグラフィの個別検診を開始した。

がん検診は、早期に発見し治療につなげる事が重要であるため、異常がない方でも、毎年継続して受診していただけるよう働きかけていきたい。

(4) 肺がん検診

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・ 期間 6月2日～11月20日、市内19会場、57日間実施
- ・ 費用 300円(税込み)
- ・ 検診車輦での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・ 期間 6月1日～11月30日、市内38医療機関
- ・ 費用 1,300円(税込み)
- ・ 胸部直接撮影及び読影を実施

周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・ 平成23年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

過去5年間の実施状況

| 年度 | 対象者 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) |
|------|------------|------------|------------|
| 20年度 | 46,442 | 15,574 | 33.5 |
| 21年度 | 46,442 | 14,750 | 31.8 |
| 22年度 | 46,442 | 15,741 | 33.9 |
| 23年度 | 46,442 | 16,278 | 35.1 |
| 24年度 | 52,479 | 16,986 | 32.4 |

検診実施結果

| 対象者(人) | | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|--------|--------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団検診 | 52,479 | 9,745 | 18.6 | 98 | 1.0 | 85 | 6 |
| 個別検診 | | 7,241 | 13.8 | 195 | 2.7 | 179 | 1 |
| 計 | 52,479 | 16,986 | 32.4 | 293 | 1.7 | 264 | 7 |

性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

| 性別 | 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|----|---------|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|-----|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 男性 | 40～44 | 806 | 234 | 29.0 | 230 | 98.3 | 4 | 1.7 | 4 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 45～49 | 581 | 169 | 29.1 | 169 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 50～54 | 588 | 149 | 25.3 | 148 | 99.3 | 1 | 0.7 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 55～59 | 816 | 201 | 24.6 | 199 | 99.0 | 2 | 1.0 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 60～64 | 2,570 | 657 | 25.6 | 650 | 98.9 | 7 | 1.1 | 5 | 71.4 | 2 | 0 |
| | 65～69 | 4,216 | 1,530 | 36.3 | 1,504 | 98.3 | 26 | 1.7 | 21 | 80.8 | 5 | 4 |
| | 70～74 | 4,026 | 1,899 | 47.2 | 1,858 | 97.8 | 41 | 2.2 | 39 | 95.1 | 2 | 2 |
| | 75～79 | 2,812 | 1,267 | 45.1 | 1,230 | 97.1 | 37 | 2.9 | 34 | 91.9 | 3 | 0 |
| | 80歳以上 | 2,621 | 661 | 25.2 | 632 | 95.6 | 29 | 4.4 | 23 | 79.3 | 6 | 0 |
| 小計 | 19,036 | 6,767 | 35.5 | 6,620 | 97.8 | 147 | 2.2 | 129 | 87.8 | 18 | 6 | |
| 女性 | 40～44 | 2,231 | 549 | 24.6 | 547 | 99.6 | 2 | 0.4 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 45～49 | 1,900 | 381 | 20.1 | 379 | 99.5 | 2 | 0.5 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 50～54 | 2,084 | 417 | 20.0 | 414 | 99.3 | 3 | 0.7 | 3 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 55～59 | 3,444 | 689 | 20.0 | 681 | 98.8 | 8 | 1.2 | 7 | 87.5 | 1 | 0 |
| | 60～64 | 5,457 | 1,676 | 30.7 | 1,665 | 99.3 | 11 | 0.7 | 10 | 90.9 | 1 | 0 |
| | 65～69 | 5,551 | 2,246 | 40.5 | 2,223 | 99.0 | 23 | 1.0 | 21 | 91.3 | 2 | 0 |
| | 70～74 | 4,347 | 2,179 | 50.1 | 2,141 | 98.3 | 38 | 1.7 | 34 | 89.5 | 4 | 0 |
| | 75～79 | 3,380 | 1,281 | 37.9 | 1,255 | 98.0 | 26 | 2.0 | 25 | 96.2 | 1 | 0 |
| | 80歳以上 | 5,049 | 801 | 15.9 | 768 | 95.9 | 33 | 4.1 | 30 | 90.9 | 3 | 1 |
| 小計 | 33,443 | 10,219 | 30.6 | 10,073 | 98.6 | 146 | 1.4 | 134 | 91.8 | 12 | 1 | |
| 男性 | 集団 | 19,036 | 4,087 | 35.5 | 4,027 | 98.5 | 60 | 1.5 | 51 | 85.0 | 10 | 5 |
| | 個別 | | 2,680 | | 2,593 | 96.8 | 87 | 3.2 | 78 | 89.7 | 9 | 1 |
| 女性 | 集団 | 33,443 | 5,658 | 30.6 | 5,620 | 99.3 | 38 | 0.7 | 34 | 89.5 | 4 | 1 |
| | 個別 | | 4,561 | | 4,453 | 97.6 | 108 | 2.4 | 101 | 93.5 | 7 | 0 |
| 合計 | | 52,479 | 16,986 | 32.4 | 16,693 | 98.3 | 293 | 1.7 | 264 | 90.1 | 30 | 7 |

《考 察》

受診者は、平成23年度と比べ708人増加した。受診率は平成22年度国税調査に基づくがん検診基準人数が増加したため、2.7ポイントの減少となった。

集団検診の受診者は、平成23年度に比べ102人減少、個別検診の受診者は、平成23年度の6,431人に比べ810人と増加した。

集団検診においては、平成20年度から開始となった『特定健診』と各種がん検診(胃・大腸・胸部レントゲン)の同時実施によって受診者の利便性を考慮した実施体制に取り組んでいる。

がん検診は、国が目標値として50%の受診率を示しており、『健康さくら21』でも同じ受診率を目指している。受診率の増加を促すため、様々な場面で検診受診勧奨のPRを行い、更なる受診率の増加を目指したい。

精密検査の受診率については90%を目標としている。全体的では目標値に到達しており精密検査未受診者への勧奨により一定の効果が見られたと考えられる。しかし男性は集団検診、個別検診とも目標値を達成されていないため、さらなる受診勧奨の徹底が必要と考えられる。

(5) 大腸がん検診

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月2日～11月20日、市内19会場延べ57日間実施
- ・費用 400円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内44医療機関で実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・便潜血反応2日法

周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・70歳のかた
- ・平成22年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・がん検診推進事業対象者のかた

イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

過去5年間の実施状況

| 年度 | 対象者 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) |
|------|------------|------------|------------|
| 20年度 | 46,442 | 12,499 | 26.9 |
| 21年度 | 46,442 | 12,673 | 27.3 |
| 22年度 | 46,442 | 13,542 | 29.2 |
| 23年度 | 46,442 | 15,375 | 33.1 |
| 24年度 | 52,479 | 15,302 | 29.2 |

検診実施結果

| | 対象者 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|------|------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団検診 | 52,479 | 8,628 | 16.4 | 420 | 4.9 | 364 | 7 |
| 個別検診 | | 6,674 | 12.7 | 460 | 6.9 | 390 | 21 |
| 計 | 52,479 | 15,302 | 29.2 | 880 | 5.8 | 754 | 28 |

性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

| 性別 | 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|----|---------|-----------|--------|------|--------|------|-------|------|----------|-------|-----------|---------|
| | | | | | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 人 | がん 人 |
| | | | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | | |
| 男性 | 40～44 | 806 | 194 | 24.1 | 185 | 95.4 | 9 | 4.6 | 6 | 66.7 | 3 | 0 |
| | 45～49 | 581 | 140 | 24.1 | 138 | 98.6 | 2 | 1.4 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 50～54 | 588 | 147 | 25.0 | 137 | 93.2 | 10 | 6.8 | 6 | 60.0 | 4 | 1 |
| | 55～59 | 816 | 181 | 22.2 | 170 | 93.9 | 11 | 6.1 | 10 | 90.9 | 1 | 0 |
| | 60～64 | 2,570 | 600 | 23.3 | 560 | 93.3 | 40 | 6.7 | 37 | 92.5 | 3 | 0 |
| | 65～69 | 4,216 | 1,361 | 32.3 | 1,269 | 93.2 | 92 | 6.8 | 76 | 82.6 | 16 | 4 |
| | 70～74 | 4,026 | 1,655 | 41.1 | 1,538 | 92.9 | 117 | 7.1 | 105 | 89.7 | 12 | 2 |
| | 75～79 | 2,812 | 1,110 | 39.5 | 1,024 | 92.3 | 86 | 7.7 | 72 | 83.7 | 14 | 4 |
| | 80歳以上 | 2,621 | 562 | 21.4 | 504 | 89.7 | 58 | 10.3 | 48 | 82.8 | 10 | 2 |
| | 小計 | 19,036 | 5,950 | 31.3 | 5,525 | 92.9 | 425 | 7.1 | 362 | 85.2 | 63 | 13 |
| 女性 | 40～44 | 2,231 | 522 | 23.4 | 502 | 96.2 | 20 | 3.8 | 18 | 90.0 | 2 | 1 |
| | 45～49 | 1,900 | 404 | 21.3 | 390 | 96.5 | 14 | 3.5 | 9 | 64.3 | 5 | 0 |
| | 50～54 | 2,084 | 462 | 22.2 | 444 | 96.1 | 18 | 3.9 | 16 | 88.9 | 2 | 0 |
| | 55～59 | 3,444 | 697 | 20.2 | 665 | 95.4 | 32 | 4.6 | 26 | 81.3 | 6 | 1 |
| | 60～64 | 5,457 | 1,617 | 29.6 | 1,548 | 95.7 | 69 | 4.3 | 61 | 88.4 | 8 | 0 |
| | 65～69 | 5,551 | 2,027 | 36.5 | 1,945 | 96.0 | 82 | 4.0 | 76 | 92.7 | 6 | 4 |
| | 70～74 | 4,347 | 1,885 | 43.4 | 1,799 | 95.4 | 86 | 4.6 | 74 | 86.0 | 12 | 4 |
| | 75～79 | 3,380 | 1,103 | 32.6 | 1,030 | 93.4 | 73 | 6.6 | 61 | 83.6 | 12 | 4 |
| | 80歳以上 | 5,049 | 635 | 12.6 | 574 | 90.4 | 61 | 9.6 | 51 | 83.6 | 10 | 1 |
| | 小計 | 33,443 | 9,352 | 28.0 | 8,897 | 95.1 | 455 | 4.9 | 392 | 86.2 | 63 | 15 |
| 男性 | 集団 | 19,036 | 3,493 | 31.3 | 3,270 | 93.6 | 223 | 6.4 | 190 | 85.2 | 33 | 4 |
| | 個別 | | 2,457 | | 2,255 | 91.8 | 202 | 8.2 | 172 | 85.1 | 30 | 9 |
| 女性 | 集団 | 33,443 | 5,135 | 28.0 | 4,938 | 96.2 | 197 | 3.8 | 174 | 88.3 | 23 | 3 |
| | 個別 | | 4,217 | | 3,959 | 93.9 | 258 | 6.1 | 218 | 84.5 | 40 | 12 |
| 合計 | | 52,479 | 15,302 | 29.2 | 14,422 | 94.2 | 880 | 5.8 | 754 | 85.7 | 126 | 28 |

《考 察》

受診者は、平成23年度と比べ73人減少し、受診率では3.9ポイントの減少であった。

集団検診の受診者は、平成23年度に比べ416人減少、個別検診の受診者は343人の増加となった。

集団検診においては、平成20年度から開始となった『特定健診』と各種がん検診(胃・大腸・胸部レントゲン)の同時実施によって受診者の利便性を考慮した実施体制に取り組んでいる。

がん検診は、国が目標値として50%の受診率を示しており、『健康さくら21』でも同じ受診率を目指している。受診率の増加を促すため、様々な場面で検診受診勧奨のPRを行い、更なる受診率の増加を目指したい。

一次検診結果で精密検査が必要と判断された方のうち28人の方にがんが見つかった。発見数では女性が男性を上回っているが、受診数からみた発見率では平成23年度と比較して大きな変化は見られない。

がん検診推進事業

国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設された。

平成 22 年度からはがん対策推進事業の一環として、女性特有のがん検診推進事業が新規事業として位置づけられ、平成 23 年度に大腸がん検診が追加され「がん検診推進事業」となった。

平成 23 年 3 月 29 日 厚生労働省健康局長通知「平成 23 年度がん検診推進事業実施要綱」

(平成 23 年 4 月 1 日より実施)

《目的》

この事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者

平成 24 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の男性及び女性のかた

大腸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

| 年齢 | 生年月日 |
|-----|---------------------------------|
| 40歳 | 昭和46(1971)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日 |
| 45歳 | 昭和41(1966)年4月2日～昭和42(1967)年4月1日 |
| 50歳 | 昭和36(1961)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日 |
| 55歳 | 昭和31(1956)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日 |
| 60歳 | 昭和26(1951)年4月2日～昭和27(1952)年4月1日 |

実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 6月2日～11月20日、市内19会場延べ57日間実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～11月30日、市内44医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・便潜血反応2日法

周知方法

ア 個人通知

対象者全員に個人通知

イ 「こうほう佐倉」に掲載、ホームページに掲載

《実績》

検診実施結果

| 検診方法 | 対象者数 (人) | 受診者 (人) | 受診率 (%) | 要精検者 (人) | 要精検率 (%) | 精検受診者 (人) | がん発見者 (人) |
|------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 集団 | 12,168 | 726 | 6.0 | 24 | 3.3 | 18 | 1 |
| 個別 | | 454 | 3.7 | 22 | 4.8 | 18 | 1 |
| 計 | 12,168 | 1,180 | 9.7 | 46 | 3.9 | 36 | 2 |

性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

| 性別 | 年代 歳 | 対象者数 人 | 受診者数 | | 検診結果 | | | | 精密検査受診状況 | | | |
|----|---------|-----------|-------|------|-------|-------|-------|------|----------|-------|------|----|
| | | | 人 | % | 異常認めず | | 要精密検査 | | 受診者数 | | 未受診者 | がん |
| | | | | | 人 | % | 人 | % | 人 | % | 人 | 人 |
| 男性 | 40 | 1,416 | 40 | 2.8 | 38 | 95.0 | 2 | 5.0 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 45 | 1,147 | 45 | 3.9 | 45 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 |
| | 50 | 1,025 | 39 | 3.8 | 35 | 89.7 | 4 | 10.3 | 3 | 75.0 | 1 | 1 |
| | 55 | 1,080 | 37 | 3.4 | 35 | 94.6 | 2 | 5.4 | 2 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 60 | 1,460 | 122 | 8.4 | 116 | 95.1 | 6 | 4.9 | 4 | 66.7 | 2 | 0 |
| | 小計 | 6,128 | 283 | 4.6 | 269 | 95.1 | 14 | 4.9 | 11 | 78.6 | 3 | 1 |
| 女性 | 40 | 1,340 | 160 | 11.9 | 154 | 96.3 | 6 | 3.8 | 5 | 83.3 | 1 | 1 |
| | 45 | 971 | 103 | 10.6 | 102 | 99.0 | 1 | 1.0 | 1 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 50 | 1,104 | 138 | 12.5 | 135 | 97.8 | 3 | 2.2 | 3 | 100.0 | 0 | 0 |
| | 55 | 1,132 | 164 | 14.5 | 156 | 95.1 | 8 | 4.9 | 5 | 62.5 | 3 | 0 |
| | 60 | 1,493 | 332 | 22.2 | 318 | 95.8 | 14 | 4.2 | 11 | 78.6 | 3 | 0 |
| | 小計 | 6,040 | 897 | 14.9 | 865 | 96.4 | 32 | 3.6 | 25 | 78.1 | 7 | 1 |
| 男性 | 集団 | 6,128 | 178 | 4.6 | 169 | 94.9 | 9 | 5.1 | 7 | 77.8 | 2 | 0 |
| | 個別 | | 105 | | 100 | 95.2 | 5 | 4.8 | 4 | 80.0 | 1 | 1 |
| 女性 | 集団 | 6,040 | 548 | 14.9 | 533 | 97.3 | 15 | 2.7 | 11 | 73.3 | 4 | 1 |
| | 個別 | | 349 | | 332 | 95.1 | 17 | 4.9 | 14 | 82.4 | 3 | 0 |
| 合計 | | 12,168 | 1,180 | 9.7 | 1,134 | 96.1 | 46 | 3.9 | 36 | 78.3 | 10 | 2 |

《考察》

平成 23 年度より「がん検診推進事業」に大腸がんが加わった。

クーポン券導入前の平成 22 年度受診者と比較をすると男性は 40～44 歳、45～49 歳、50～54 歳、55～59 歳で受診数が増加、女性では 40～44 歳、45～49 歳、50～54 歳で受診数が増加する傾向があった。

各年代別受診者のうちクーポン対象者の占める割合は、40～44 歳男性 20.6%、女性 30.6%、45～49 歳男性 32.1%、女性 25.5%、50～54 歳男性 26.5%、女性 29.9%、55～59 歳男性 20.4%、女性 23.5%、60～64 歳男性 20.3%、女性 20.5%となっている。

性別では、男性 283 人 22.4%、女性 897 人 24.2%で女性の受診者が多い。

クーポン券導入前と比較すると、男女とも 40～59 歳での受診数は増加して、このことからクーポン券が受診率の増加に効果があると考えられる。

がん検診は異常がなくても継続して受診することが大切であるため、無料クーポン券受診者には、今回だけの受診とせず、継続受診の重要性を伝えていく。

6 . 訪問指導

| | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|-------|------|-----|-------|------|----------|-------|-------|
| 根拠法令等 | 健康増進法第 17 条第 1 項 | | | | | | | | | |
| 健康さくら 21 目標 値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果、異常があったら、定期的な医療受診等の対応ができる人の増加 「医療機関の受診等」をしている人 <table border="1"> <tr> <td>高血糖</td> <td>57.3%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>高血圧</td> <td>69.6%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>高コレステロール</td> <td>39.0%</td> <td>62%以上</td> </tr> </table> | 高血糖 | 57.3% | 100% | 高血圧 | 69.6% | 100% | 高コレステロール | 39.0% | 62%以上 |
| 高血糖 | 57.3% | 100% | | | | | | | | |
| 高血圧 | 69.6% | 100% | | | | | | | | |
| 高コレステロール | 39.0% | 62%以上 | | | | | | | | |

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

対象者：健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者

内容：生活習慣病の予防等に関すること。

家庭における療養方法に関すること。

介護を要する状態になることの予防に関すること。

家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関すること。

家族介護を担う者の健康管理に関すること。

関係諸制度の活用方法等に関すること。

認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関すること。

その他健康管理上必要と認められること。

なお、医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

訪問担当者：保健師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

訪問指導の内訳と実延数

| 内 訳 | 実人数 | 延人数 | 延人数 内訳 | | | |
|------------|-----|-----|--------|-------|---------|--------|
| | | | 20 歳代 | 30 歳代 | 40～64 歳 | 65 歳以上 |
| 生活習慣病 | 6 | 6 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| がん至急精密検査勸奨 | 21 | 21 | 0 | 0 | 9 | 12 |
| 難病 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 精神疾患 | 2 | 16 | 0 | 12 | 4 | 0 |
| 歯科 | 11 | 11 | 0 | 0 | 2 | 9 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 40 | 54 | 0 | 12 | 17 | 25 |

年度別訪問指導実績

| 年 度 | 実人数 | 延人数 |
|------|-----|-----|
| 20年度 | 5 | 12 |
| 21年度 | 47 | 52 |
| 22年度 | 29 | 30 |
| 23年度 | 28 | 38 |
| 24年度 | 40 | 54 |

《考 察》

訪問指導の主な内容は、特定健康診査及びがん検診の結果、至急受診が必要である者に対しての受診勧奨をするとともに、生活習慣病予防に関する指導を行うことである。

平成 24 年度は、訪問件数が、大幅に増加した。その背景として、がんの至急精密検査受診勧奨を訪問で対応していることに伴って、その件数が増加したこと、精神疾患でセルフケアの確立に向けた支援で、継続的に訪問を重ねていったことがある。

最近では、精神症状に伴う訪問指導へのニーズも増えてきている。また、特定健康診査の結果、至急受診が必要な者に対しては、訪問指導を実施し、受診勧奨するとともに、生活習慣病重症化予防に向けた知識普及も求められている。

健康問題が生じた時、迅速に、しかも生活状況に沿った指導ができる訪問指導という支援から、地域のさまざまな専門機関をつなぎ、市民のより健康の保持・増進に努めていきたい。

7 . 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

（1）特定健康診査（健康診査）

| | |
|--|--|
| 根拠法令等 | 高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導) |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・特定健診を受ける人の増加 65%以上(新規設定) |

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

《内容》

対象者 40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者

実施方法（平成24年度）

ア 集団健診（6月2日～11月20日、市内19会場延べ57日間）

集団健診事業者に委託し、胃がん検診・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施。

イ 個別健診（6月1日～11月30日、市内40協力医療機関）

周知方法

ア 個人通知

平成24年4月1日現在で、40～74歳（年齢の基準日は平成25年3月31日）の佐倉市国民健康保険被保険者に佐倉市検診受診券および案内文等送付

イ 「こうほう佐倉」ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関、市役所、出張所等にポスターを掲示し周知啓発を実施。

健診項目

ア 基本的な健診の項目（全ての対象者が受診する項目）

既往歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査・身長、体重及び腹囲の測定

BMIの測定・血圧の測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査

イ 詳細な健診の項目（医師の判断により受診する項目）

貧血検査・心電図検査・眼底検査

受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と市民税非課税世帯は無料。

《実績》

特定健康診査等実施計画における目標受診率と実績推移

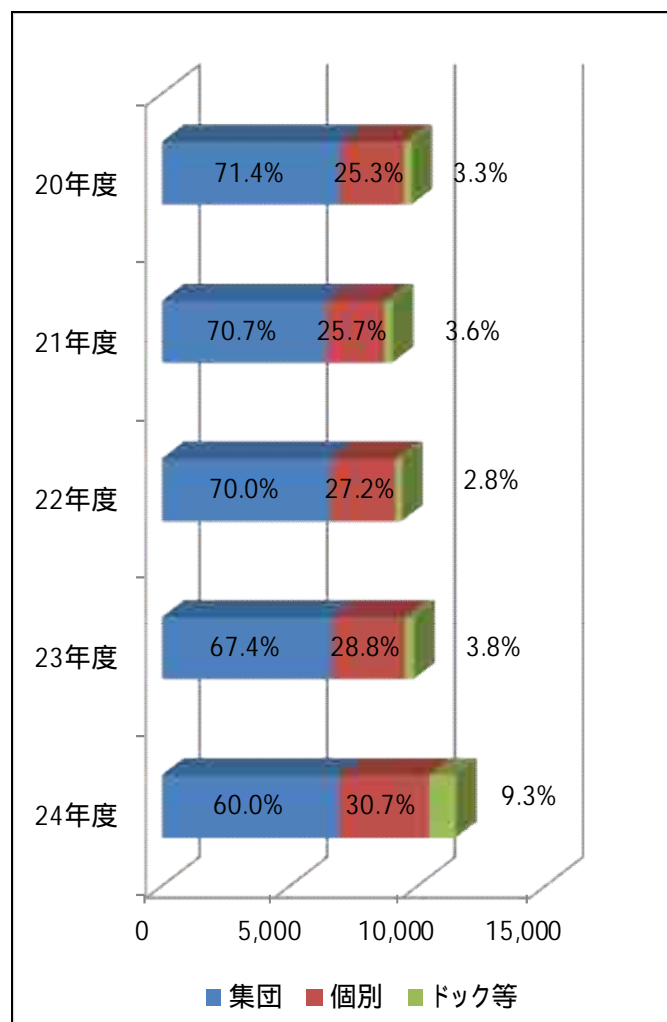
| | 第一期 | | | | | 第二期 | | | | |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|------|------|------|------|
| | 20年度 (法定) | 21年度 (法定) | 22年度 (法定) | 23年度 (法定) | 24年度 (概算) | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 特定健康診査 目標受診率 | 30% | 40% | 50% | 60% | 65% | 35% | 40% | 45% | 50% | 60% |
| 実績値 | 31.3% | 28.2% | 29.0% | 29.4% | 30.9% | | | | | |
| 特定保健指導 目標受診率 | 45% | 45% | 45% | 45% | 45% | 40% | 45% | 50% | 55% | 60% |
| 実績値 | 31.7% | 37.9% | 36.0% | 34.1% | | | | | | |

目標受診率は、実施計画（5年間）で設定。

健診方法別受診状況推移

| 年度 | 対象者数 (人) | 受診方法 | 受診者数 (人) | 受診率 (%) |
|--------------|-------------|--------|-------------|------------|
| 20年度 (法定) | 31,168 | 集団健診 | 6,952 | 22.3 |
| | | 個別健診 | 2,462 | 7.9 |
| | | 人間ドック等 | 326 | 1.1 |
| | | 合計 | 9,740 | 31.3 |
| 21年度 (法定) | 31,931 | 集団健診 | 6,362 | 19.9 |
| | | 個別健診 | 2,316 | 7.3 |
| | | 人間ドック等 | 321 | 1.0 |
| | | 合計 | 8,999 | 28.2 |
| 22年度 (法定) | 32,323 | 集団健診 | 6,553 | 20.3 |
| | | 個別健診 | 2,543 | 7.9 |
| | | 人間ドック等 | 264 | 0.8 |
| | | 合計 | 9,360 | 29.0 |
| 23年度 (法定) | 33,455 | 集団健診 | 6,627 | 19.8 |
| | | 個別健診 | 2,831 | 8.5 |
| | | 人間ドック等 | 380 | 1.1 |
| | | 合計 | 9,838 | 29.4 |
| 24年度 (概算) | 37,039 | 集団健診 | 6,883 | 18.6 |
| | | 個別健診 | 3,516 | 9.5 |
| | | 人間ドック等 | 1,064 | 2.8 |
| | | 合計 | 11,463 | 30.9 |

【 健診方法別 割合推移 】



24年度 佐倉市国民健康保健人間ドック助成利用者
679人

《その他》

24年度未受診者勧奨について

1.対象者

特定健康診査の未受診者勧奨は、21～23年度の3年間ですべての年代に実施したため、24年は、40～74歳で一度も未受診勧奨をしていない方(5,860人)を対象とした。

2.勧奨方法

封書による勧奨文の送付。

職場の健診や人間ドック等の受診をしている方については、勧奨文にて健診結果の情報提供の協力依頼し、健診結果を返送してもらうための返信用封筒を同封した。

3.勧奨結果

回答あり 282人(4.8%)

健診受診 1,041人(17.8%) 計 1,323人(22.6%)の受診となった。

《考察》

未受診者については、勧奨を実施した対象者については、受診者が増加することが、過去の実績からもわかっているが、毎年、未受診者全員に勧奨を実施することは難しいため、健診の受診状況を分析しながら、対象者を選定し、より効果的な受診勧奨の実施を考えていきたい。

(2) 特定保健指導(保健指導)

| | |
|--|--|
| 根拠法令等 | 高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導) |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | ・ 特定保健指導を受ける人の増加 - % 45%以上(新規設定) |

《目的》

特定保健指導は、内蔵脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。
(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内容》

保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)~(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1cが5.2%以上

(25年度より変更HbA1c(NGSP)が5.6%以上)

内蔵脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。図1

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

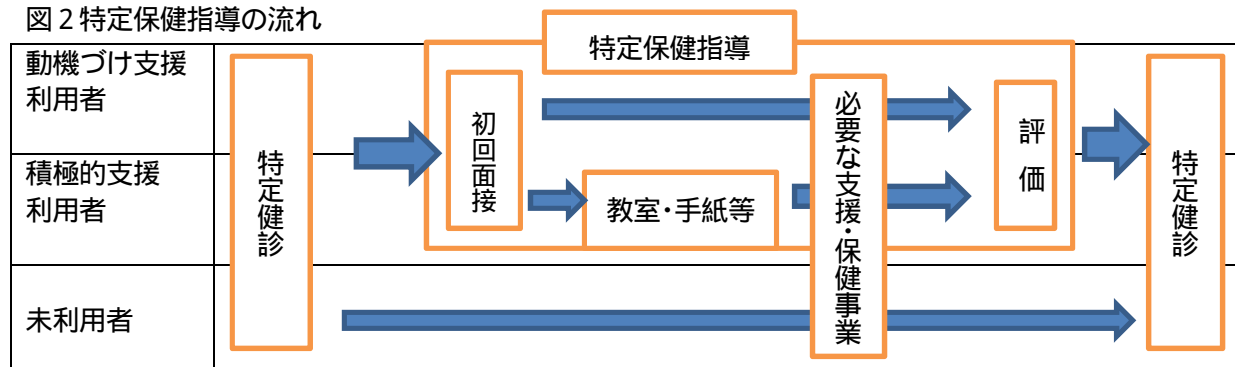
| 腹囲 | 追加リスク | | | 喫煙歴 | 対象 | |
|------------------------|--------|----|----|-----|--------|--------|
| | 血圧 | 脂質 | 血糖 | | 40~64歳 | 65~74歳 |
| 男性 85cm以上 女性 90cm以上 | 2つ以上該当 | | | あり | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 1つ該当 | | | | | |
| 上記以外でBMI 25以上 | 3つ該当 | | | あり | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 2つ該当 | | | | | |
| | 1つ該当 | | | なし | | |

(注)喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3カ月以上の支援と6か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と6か月後の評価を実施した。

図2 特定保健指導の流れ



初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

グループ支援型 32回 個別支援型 47回

・方法

健診結果の返却と説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

グループ支援型 スリムアップ教室

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する調理法講習会」2課・5コース及び「運動習慣づくり教室」5課・4コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

個別支援

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

健診結果説明会に参加した者には、その場で勧奨。また、健診結果説明会に参加しなかった者は個別通知。

終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「6か月経過後の健康目標達成度に関する調査票」を送付し、参加者が自ら評価する。参加者は記載した「6か月経過後の健康目標達成度に関する調査票」を返送し、保健師または管理栄養士による評価（設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等）を行う。評価結果について「健康目標達成度に関する評価票」を作成し、参加者に送付する。また、希望者には面接による評価として「結果報告会」を実施する。

《実績》

特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

| 項目 | 年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|---------------|----|--------|--------|--------|--------|----------|
| 特定健診対象者数（人） | | 31,168 | 31,931 | 32,323 | 33,455 | (37,039) |
| " 受診者数（人） | | 9,740 | 8,999 | 9,360 | 9,838 | (11,463) |
| " 受診率（％） | | 31.3 | 28.2 | 29.0 | 29.4 | (30.9) |
| 特定保健指導対象者数（人） | | 1,607 | 1,188 | 1,200 | 1,227 | (1,376) |
| " 終了者数（人） | | 509 | 450 | 432 | 419 | - |
| " 実施率（％） | | 31.7 | 37.9 | 36.0 | 34.1 | - |

| | | | | | |
|---------------|-------|------|------|------|---------|
| 動機づけ支援対象者数（人） | 1,240 | 969 | 986 | 976 | (1,097) |
| " 利用者数（人） | 489 | 435 | 418 | 415 | (434) |
| " 終了者数（人） | 489 | 435 | 418 | 411 | (322) |
| " 実施率（％） | 39.4 | 44.9 | 42.4 | 42.1 | - |
| 積極的支援対象者数（人） | 367 | 219 | 214 | 251 | (279) |
| " 利用者数（人） | 115 | 75 | 53 | 73 | (77) |
| " 終了者数（人） | 20 | 15 | 14 | 8 | (22) |
| " 実施率（％） | 5.4 | 6.8 | 6.5 | 3.2 | - |

特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援のいずれの場合でも、初回面接から6か月経過後に、行動変容の状況等の終了時評価を実施し完了となることから、平成24年度の終了時評価が完了できるのは、平成25年9月末のため、24年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているため、25年11月1日の法定報告後、法定報告数に変更する。

法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考察》

特定保健指導未利用者に対して、電話勧奨や初回面接の再通知を行ったところ、積極的支援の利用者が増加した。

積極的支援の継続者が少ないので、支援プログラムを6か月後の評価に結びつくように内容を検討する。

40・50歳代が利用しやすい日程や内容となるようプログラムを見直し、利用率の向上を図る。

特定保健指導に参加したことをきっかけに、継続して健康づくりに取り組むことができるような保健事業を展開していく。

8 . こころの健康づくり

| | |
|--|---|
| 根拠法令等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条(正しい知識の普及) 自殺対策基本法 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスを感じている人の減少 成人 65.0% 59%以下 中・高校生 72.4% 59%以下 ・ストレスを解消できている人の増加 成人 54.8% 57%以上 中・高校生 44.2% 53%以上 ・睡眠がとれていない人の減少 成人 22.3% 20%以下 ・一生のうちうつ病になる頻度を知っている人の増加 成人 54.8% 増加 |

(1) 精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- 対象者** 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「産後うつ」「育児ノイローゼ」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- 方法** 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- 内容** 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- 周知方法** 「こうほう佐倉」に掲載、ちらしの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実績》

会場別実績

| 年度 | 健康管理センター | | 西部保健センター | | 南部保健センター | | ミリアムセンター-佐倉 | | 合計 | |
|--------|----------|----|----------|----|----------|----|-------------|----|------|----|
| | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 |
| 平成21年度 | 2 | 7 | 2 | 7 | 1 | 3 | - | - | 5 | 17 |
| 平成22年度 | 2 | 6 | 2 | 6 | 1 | 1 | 1 | 3 | 6 | 16 |
| 平成23年度 | 2 | 8 | 2 | 5 | 1 | 3 | 1 | 4 | 6 | 20 |
| 平成24年度 | 2 | 5 | 2 | 7 | 2 | 8 | - | - | 6 | 20 |

相談対象者の年齢

| 内訳 | 20歳未満 | 20～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 |
|----|-------|--------|--------|-------|
| 人数 | 4 | 7 | 6 | 3 |

当日の相談者

| | | | | | |
|----|---|----|----|----|----|
| 内訳 | 男 | 女 | 内訳 | 本人 | 家族 |
| 人数 | 8 | 12 | 人数 | 7 | 13 |

主な相談内容（複数選択あり）

| | | | | | |
|----|----------------------------------|---|------|-------------|------|
| 内訳 | 精神疾患等健康問題 (再掲)治療中の 精神疾患の相談 | | 家族問題 | 経済・生活 問題 | 勤労問題 |
| 人数 | 14 | 6 | 6 | 0 | 3 |

《考 察》

予約はほぼ毎回埋まっている。当日キャンセルとなった者については、他の日程に予約し来所した。

相談内容は健康問題が多い。そのうちの4割が精神疾患の治療をしており、主治医以外の意見を聞きたいという相談が多い。当日の相談者は6割が家族、4割が本人である。子どもの引きこもりや自立に悩み、親が相談に来るケースが多く、「どのように接したらいいか」「本人を受診させたいがどのようにしたらいいか」という相談が多い。家族は問題解決のための方法を知るだけでなく、悩みを抱える辛さを吐露することができ家族支援になっている。

相談後、保健師による継続支援はほとんどしておらず、受診や相談機関につながったかどうかの確認ができていない。次年度は自殺予防の観点から、相談者の悩みが解決に向かうまで確実に支援していきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、頭ではわかっているけどやめられない等のこころの悩みや不安がある者

方 法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。

内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。

周知方法 「こうほう佐倉」に掲載、ちらしの配布、民生・児童委員協議会での周知

《実 績》

会場別実績

| 年度 | 会場 | | 健康管理センター | | 西部保健センター | | 南部保健センター | | 合計 | |
|--------|------|----|----------|----|----------|----|----------|----|------|----|
| | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 | 実施回数 | 人数 |
| 平成24年度 | 2 | 8 | 2 | 5 | 2 | 4 | 6 | 17 | | |

相談対象者の年齢

| | | | | |
|----|-------|--------|--------|-------|
| 内訳 | 20歳未満 | 20～39歳 | 40～64歳 | 65歳以上 |
| 人数 | 0 | 4 | 8 | 5 |

当日の相談者

| | | | | | |
|----|---|----|-----|----|----|
| 性別 | 男 | 女 | 来所者 | 本人 | 家族 |
| 人数 | 1 | 16 | 人数 | 13 | 4 |

主な相談内容（複数選択あり）

| | | | | | |
|----|----------------------------------|------|-------------|------|----------------------|
| 内訳 | 精神疾患等健康問題 (再掲)治療中の 精神疾患の相談 | 家族問題 | 経済・生活 問題 | 勤労問題 | その他 (人間関係の 悩み) |
| 人数 | 10 4 | 7 | 0 | 0 | 1 |

《考察》

新規事業として実施したが、予約はほぼ毎回埋まっており、住民のニーズを実感した。家族からの相談が多い精神科医相談と異なり、カウンセラー相談は本人の相談が多い。また、利用者の多くは女性である。相談内容は、健康問題や家族問題が多い。

相談後は「話を聞いてもらえて良かった。気持ちが軽くなった。」「具体的な対応方法を教えてくれて良かった。」と、相談に満足している方が多かった。カウンセラーへの継続相談を希望する者も複数いたが、原則1人1回のみ利用であることを了承していただき、他機関で実施しているカウンセラー相談を紹介するなどの対応を行った。

次年度は保健師による継続支援を行い、相談者の悩みが解決に向かうまで確実に支援していきたい。

(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化基金事業

《目的》

国からの「地域自殺対策緊急強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実績》

| | |
|------|--|
| 事業名 | ゲートキーパー養成研修 ～気づく つなぐ いのちを守る～ |
| 目的 | 職員一人ひとりが早期に市民の自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて各課が連携すると共に、専門機関へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。 |
| 日時 | 平成24年11月22日 14:00～16:00 |
| 講師 | 岩手医科大学医学部災害・地域精神医学講座 大塚耕太郎氏 |
| 対象 | 市役所職員、民生・児童委員 |
| 参加者数 | 56名（職員48人、民生委員6人、その他2人） |

《考察》

平成22年5月に「千葉県自殺対策推進計画」が策定され、その中で「早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」とされている。市役所には、自殺の原因とされる健康問題や経済・生活問題、勤労問題など様々な問題を抱える住民が来所する。職員が自殺のサインに気づき、必要な専門機

関へつなくことができるように、ゲートキーパー養成研修を実施した。講義だけではなく、ロールプレイを実施したことで、受講者の理解を深めることができた。また、「ぜひ全職員に受けてもらいたい」というご意見もあり、ゲートキーパーの重要性を感じた。

今後もゲートキーパー養成研修を実施し、自殺者の減少につなげていきたい。

(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要があるとされていることから、庁内関係所属による連絡会議を開催することにより、佐倉市でも職員一人ひとりが市民の自殺の兆候に気付き、適切な専門家に繋げることができることを目的とする。

《内容》

| | | |
|-----|--|---|
| 出席者 | こころの悩みを抱えた方や自殺ハイリスク者との関わりが予想される 13 課、計 31 名。 健康増進課、企画政策課、市民課、健康保険課、自治人権推進課、社会福祉課、指導課、 社会教育課、子育て支援課、児童青少年課、介護保険課、高齢者福祉課、障害福祉課 | |
| 開催日 | 第 1 回：平成 24 年 8 月 6 日 12 課 15 名 | 第 2 回：平成 25 年 3 月 26 日 13 課 16 名 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の現状と市の自殺対策について ・消防機関における自損行為救急活動状況について（消防本部救急救命士より） ・ゲートキーパー養成研修用 DVD 視聴 ・情報交換（各課での相談事例、対応の現状） | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺総合対策大綱の見直しについて ・佐倉市健康増進計画「健康さくら 21（第二次）」について ・自殺の現状と、市の取り組み報告 ・今後の庁内連絡会議と自殺対策について情報交換 |

《考察》

自殺対策庁内連絡会議を、年 2 回に増やし実施した。班長クラスに出席を依頼し、年々反応が良くなり、第 2 回の会議では意見が活発に出された。「佐倉市の特性に合わせた自殺対策とは何か?」「自分の課で取り組めることは何か?」という考えが、各課に強くなっている印象である。さらに、庁内連絡会議でのご意見を基に、ゲートキーパー理念に基づいた相談対応方法と相談機関一覧をまとめた「佐倉市こころといのちのゲートキーパー手帳 ～気づく つなぐ いのちを守る～」を発行した。これらを活用し、今後も関係各課の連携を図っていきたい。

(5) 普及啓発活動

| 時期 | 実施内容 |
|--------------------------|--|
| 9 月 10 日～16 日 自殺予防週間 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間のポスターを庁内の関係各課へ掲示 ・広報にうつ病とゲートキーパーについての記事を掲載 |
| 平成 24 年 9 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民カレッジ 2 学年 84 人に対し、メンタルヘルスについて講義 |
| 平成 25 年 2 月～ | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにうつ病とゲートキーパーについての記事を掲載 |
| 平成 25 年 3 月～ 自殺対策強化月間 | <ul style="list-style-type: none"> ・“お父さん眠れてる?” ポスターと、相談窓口をまとめたカードを一緒に設置 |

VI 市民の健康

1 . 歯科保健啓発事業

| 根拠法令等 | 佐倉市独自事業 |
|--------------|-------------------------------------|
| 健康さくら21目標値 | ・12歳児の1人平均むし歯数の減少 1.03歯 1歯以下 |
| 平成18年度(市の現状) | ・6024 達成率の維持 61.7% 64%以上 |
| 平成24年度(目標) | ・8020 達成率の維持 31.4% 33%以上 |
| | ・定期歯科健診を受けている人の増加 20歳以上 31.6% 40%以上 |
| | ・栄養や食事について考えて食べる人の増加 成人 66.4% 78%以上 |

(1) 歯ッピーかみんぐフェア(むし歯予防大会)

主催：佐倉市・印旛郡市歯科医師会佐倉地区 後援：佐倉市教育委員会・印旛保健所

《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内容》

日時 平成24年10月28日 10:00~16:30

場所 第1会場 ウィシュトンホテルユーカリ 4階

第2会場 ユーカリが丘総合子育て支援センター YOU! KIDS(ユー!キッズ)

対象 市民

周知方法 こうほう佐倉・St aD すたっと・各施設にポスター掲示・チラシの配布

その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

| コーナー名 | 内容 | 参加者数(人) |
|---------------|-------------------------------------|---------|
| 一般歯科健診コーナー | 歯科医師による歯科健診及び相談 | 203 |
| 口腔がん健診コーナー | 東京歯科大学口腔外科学医局員による口腔がん健診 | 201 |
| 歯みがき指導コーナー | 口腔衛生指導 | 115 |
| | 口臭測定 | 88 |
| 食育コーナー | レシピ配布 | 286 |
| | 栄養相談 | 25 |
| 健康相談コーナー | 健康相談 | 12 |
| | 禁煙相談・ｽﾓｰｶﾗｲﾞﾞｰ・ﾔﾈｸﾝ・禁煙に関するﾘｰﾌﾙｯﾄ配布 | 54 |
| 血管年齢測定 | 加速度脈波計により血管年齢を測定 | 134 |
| 骨密度測定 | 骨密度計により骨密度を測定 | 118 |
| 女性のがんPR | マンマモデル、パネル掲示、チラシ配布 | 40 |
| お口のバイキンみてみよう | 位相差顕微鏡により口腔内細菌を観察 | 63 |
| ニコニコキャラバン・紙芝居 | ｶｽﾀｰｰｰﾗｸﾞｱｼﾞｱﾀｰ「ﾐｯﾌﾟｰｰｰとうたおう」・食育紙芝居 | 230 |
| 高齢者福祉課コーナー | 脳年齢測定 | 72 |
| むし歯予防ポスター展示 | 小学生図画・ポスター、書写、標語、川柳、作文 | 107点 |

(2) よい歯のコンクール

《目的》

歯の健康が優れている方を表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内容》

- 日時 平成 24 年 5 月 13 日 9:30~11:00
- 場所 健康管理センター
- 対象 高齢者の部：80 歳以上で自分の歯が 20 本以上ある方
親子の部：昨年度 3 歳児健診を受診した幼児と親で、親子ともにむし歯のない方
- 内容 歯科医師による審査・表彰
佐倉市第一位の高齢者及び親子は、印旛郡市のコンクールに推薦
- 周知方法 こうほう佐倉、3 歳児健診会場でむし歯のない幼児の保護者にチラシ配布
保育園にポスター掲示、歯科医院からの紹介
- その他 印旛郡市歯科医師会への委託事業

《実績》

| 年度 | 高齢者の部(人) | 親子の部(組) |
|----|----------|---------|
| 20 | 9 | 10 |
| 21 | 2 | 12 |
| 22 | 6 | 5 |
| 23 | 4 | 4 |
| 24 | 8 | 8 |

《考察》

平成 24 年度の歯ッピーかみんぐフェアでは、ユー！キッズにおいて、千葉県歯科医師会、印旛郡市歯科医師会の協力のもとニコニコキャラバンを併催した。平成 23 年度までユー！キッズで行っていた各コーナーについては、ウィシュトンホテルユーカリにて実施した。例年は、幼児・小学生とその保護者の参加が多かったが、今回は、骨密度測定等の成人を対象としたコーナーを複数設置していたため、健康について関心が高い成人・高齢期の参加者が目立った。歯周病が全身のさまざまな病気にも関わっていることから、今後も歯と口腔の健康づくりについて成人・高齢期を重点に啓発普及していきたい。

よい歯のコンクールの高齢者の部では、広報により申し込みされた方が 4 名と少なかったため、成人歯科健康診査の結果、8020（80 歳で自分の歯が 20 本以上ある）を達成している方に、電話にて勸奨したところ、さらに 4 名の参加希望があり、計 8 名の参加となった。電話勸奨して申し込みのあった 4 名は、いずれも広報に掲載されていたことは知らなかったとのことだった。今後、8020 を達成している方がコンクールの参加につながるよう周知していく必要がある。

2. 市民公開講座

| | |
|---|--|
| 根拠法令等 | 健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」 |
| 健康さくら21目標 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <p>[休養・こころの健康づくり]</p> <p>・ストレスを感じている人の減少 成人 65.0% 59%以下 中・高生 72.4% 59%以下</p> <p>[生活習慣病(がん検診)]</p> <p>・がん検診を受ける人の増加 胃がん検診 19.9% 50%以上 子宮がん検診 20.1% 50%以上 乳がん検診 12.8% 50%以上 肺がん検診 24.5% 50%以上 大腸がん検診 20.2% 50%以上</p> <p>[妊娠・出産・周産期]</p> <p>・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の増加 76.2% 93.0%以上</p> <p>[歯の健康]</p> <p>・喫煙で歯周病にかかりやすくなると思う人の増加 成人 29.1% 100%</p> |

《目的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内容》

| | |
|------|--|
| 対象 | 市民(制限なし) |
| 方法 | 業務委託(印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区) |
| 内容 | 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施した。 |
| 周知方法 | こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折込、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介した。 |

《実績》

医科一覧

| 年度 | テーマ・内容 | 開催情報 |
|----|---|-----------------------------------|
| 20 | はじめようメタボ対策! ~おとなとこども~ (1) メタボリックシンドロームと特定健診~メタボ健診の落とし穴~ (2) 佐倉市における小児生活習慣病予防対策 (3) 家族みんなで楽しく食育 | 志津コミセン 11月23日(日) 150人 |
| 21 | 正しく知ろうインフルエンザ ~インフルエンザに負けないために~ 「インフルエンザ感染症の動向」 | ウイシュトンホテルユーカリ 2月14日(日) 100人 |
| 22 | 正しく知ろう認知症 ~佐倉市認知症ネットワークに向けて~ 「認知症治療における支援体制」 | 音楽ホール 10月11日(月) 350人 |
| 23 | うつ病を正しく知る 「うつ病の正しい知識 - 早く気づいて早く治そう!」 | 音楽ホール 10月2日(日) 450人 |

| 年度 | テーマ・内容 | 開催情報 |
|----|---|---------------------------|
| 23 | 寝たきりを防ぐために 今注目のロコモを知ろう (1)「ロコモティブシンドロームとよく見る骨・関節疾患」 (2)「ロコモーショントレーニングの実際」 | 音楽ホール 2月26日(日) 600人 |
| 24 | せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「慢性閉塞性疾患(COPD)のすべてを教えます」 | 音楽ホール 2月24日(日) 450人 |

歯科一覧

| 年度 | テーマ・内容 | 開催情報 |
|----|---|-----------------------------------|
| 20 | 「歯周病はあなたの体をむしばむ」 | 志津コミセン 2月22日(日) 50人 |
| 21 | 正しく知ろうインフルエンザ ～インフルエンザに負けないために～ 「口腔衛生とインフルエンザ予防」 | ウイシュトンホテルユーカリ 2月14日(日) 100人 |
| 22 | 正しく知ろう認知症 ～佐倉市認知症ネットワークに向けて～ 「噛むチカラで脳を守る」 | 音楽ホール 10月11日(月) 350人 |
| 23 | うつ病を正しく知る 「その痛みは“うつ病”かもしれません」 | 音楽ホール 10月2日(日) 450人 |
| | アンチエイジングのための「スッキリさわやか笑顔エクササイズ」 ～筋肉は何歳からでも応えてくれる～ | 志津コミセン 2月19日(日) 150人 |
| 24 | せき・たん・息切れの気になる人へ 肺の生活習慣予防：COPD 「歯科医からのCOPDの患者さんへのアドバイス」 | 音楽ホール 2月24日(日) 450人 |

《考察》

平成24年度の市民公開講座は、慢性閉塞性肺疾患(COPD)について、市民への理解を得るために、慢性閉塞性肺疾患の説明や患者へのアドバイス等の講座を行い、多くの市民が参加された。それ以外にも、CATVの放送時期や資料をいただきたいとの問い合わせ等があり、多くの市民の関心を引いた。

今後も、市民に身近な題材をテーマとして、取り上げて実施する。

3. 食生活改善推進員事業

| | |
|--|---|
| 根拠法令等 | 食育基本法 第二十二條 2 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりのために、栄養や食事について考えて食べる人の増加 成人 66.4% 78%以上 健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす 幼児の保護者 7.7% なくす |

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内容》

開催時期 9月から1月

対象地区 市内全域

周知方法 こうほう佐倉8月15日号・チラシ等

実施会場 健康管理センター

カリキュラム

| 課 | 学習内容の一部 | 時間 | 講師 |
|---|---------------------------------------|-------------|-------|
| 1 | 開講式・オリエンテーション | 9:30~10:10 | 保健師 |
| | 佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら21」、佐倉市の保健事業について | 10:00~11:00 | |
| | 食事バランスガイドについて | 11:00~11:50 | |
| 2 | 栄養素の働きと食品成分表の使い方 | 9:30~10:30 | 栄養士 |
| | 佐倉市食育推進計画について、食育DVD視聴 | 10:40~11:20 | 〃 |
| | 簡単おやつ紹介 | 11:30~11:50 | 〃 |
| 3 | 健康さくら21の「食に関する課題」 | 9:30~10:00 | 栄養士 |
| | 献立の立て方と食品の計量 | 10:10~10:50 | 〃 |
| | 食中毒予防と手洗い実習、調理実習(バランスのとれた食事) | 11:00~12:50 | 〃 |
| 4 | メタボリックシンドローム予防とがん予防 | 9:30~10:00 | 保健師 |
| | 身体活動・運動習慣のある生活 | 10:30~11:00 | 〃 |
| | 歯と咀嚼「お口の健康体操」 | 11:10~11:50 | 歯科衛生士 |
| 5 | 生活習慣病予防と食生活について | 9:30~ | 栄養士 |
| | 適正体重、必要エネルギー量の算出 | 10:50 | 〃 |
| | 調理実習(おいしい生活習慣病予防の食事) | 11:00~12:50 | |
| 6 | 佐倉市の食生活改善推進員活動について | 9:30~10:00 | 栄養士 |
| | 各地区の食生活改善推進員を囲んで懇談会 | 10:00~11:00 | 推進員 |
| | 閉校式(修了証書授与) | 11:00~11:50 | |

《実績》

年度・地区別参加者と修了者

(単位:人)

| | 佐倉 | 臼井 | 志津 | 根郷 | 和田 | 弥富 | 千代田 | 合計 | 修了者数 | 修了率% |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|----|------|------|
| 平成20年 | 2 | 3 | 1 | 4 | 0 | 2 | 0 | 12 | 12 | 100 |
| 平成21年 | 1 | 2 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 | 8 | 100 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|---|---|----|---|---|---|---|----|----|-----|
| 平成 22 年 | 1 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 11 | 10 | 91 |
| 平成 23 年 | 2 | 4 | 6 | 2 | 0 | 0 | 2 | 16 | 16 | 100 |
| 平成 24 年 | 2 | 2 | 10 | 2 | 0 | 1 | 4 | 21 | 21 | 100 |

(2) 食生活改善推進員研修

《目的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内容》

年間テーマ「生活習慣病予防や改善のために」 もっと野菜を食べよう 朝食をしっかり食べよう

合同研修会

- ・ 4月26日(木) (午後) 参加者 65名
委嘱状の交付式・23年度活動報告・24年度研修計画及び活動費について
- ・ 6月26日(火) (午後) 参加者 62名
 - 1) 講義「腸内環境と生活習慣」ヨーグルトを利用した野菜料理の紹介
 - 2) 食品衛生について
- ・ 3月12日(火) (1日) 参加者 83名
 - 1) 広報番組チャンネル佐倉視聴「夏野菜を使った簡単メニュー」
 - 2) 講演「今すぐ実践!生活の中の運動 なぜ運動(身体活動)が必要なの?パート2」
やってみようリフレッシュ体操
講師 和洋女子大学子ども発達支援科 北村 裕美先生
 - 3) 「だし」の取り方実演
 - 4) 「皆さんにお知らせしたい我が支部の活動」 推進員は市内7支部に分かれて活動
 - ・ 佐 倉 支 部・・・「出前健康講座で食育～佐倉東保育園の園庭開放」
 - ・ 臼井・千代田支部・・・「親子チャレンジクッキング」
 - ・ 志 津 A 支 部・・・「生活習慣病予防は朝食から」
 - ・ 志 津 B 支 部・・・「地域住民を対象にした食事会での生活習慣病予防」
 - ・ 根 郷 支 部・・・「子供のおやつの大切さについて～山王小学校家庭教育学級」
 - ・ 和 田 支 部・・・「意外な食材でおいしい丼」
 - ・ 弥 富 支 部・・・「高血圧予防の料理教室」
 - 5) 平成24年度 各プロジェクトの活動報告
 - ・ おやこの食育 ...小学生親子(パパと子)を対象にした料理教室の実施と1歳6か月児の保護者に対する食育アンケートの実施
 - ・ 高血圧予防料理講習会...高血圧予防料理に取り組むための「減塩の工夫」「バランスのよい食事」についての料理講座を実施し、地区活動用のできるマニュアルを作成
 - ・ 料理研究会(さざんか) ...野菜の摂取量を増やすために、旬の野菜を取り入れた簡単レシピを考案し、地区活動で活用
 - ・ 媒体作成(とまとの会)...媒体を地域の食育活動で活用しやすいように実演で紹介
 - ・ 教室運営検討...効果的な地区活動の実施と1・2年目の推進員への研修について

地区研修会

市内7支部に分かれて地域に密着した食生活改善推進員活動を推進しているため、支部ごとに研修を実施

5月・・・地区活動計画について

7月・・・「血糖値と朝食の関係～糖尿病予防～」 簡単朝食の調理実習(トマトとアボガドのヘルシー丼・ささみときゅうりの梅和え・かぼちゃのチーズ焼き・青菜のしょうがみそ汁)

9・10月・・・「朝食の効果」「地域で毎日朝食を食べる人を増やすには」「食品表示について」簡単朝食の調理実習(簡単ホットサンドとカラフルマリネ・キノコのたっぷりスープ・さつま芋の煮リンゴ和え ヨーグルトかけ)

2月・・・平成24年度地区活動反省と次年度の活動について

プロジェクト活動

| | おやこの食育 | 高血圧予防料理講習会 | 教室運営検討 | 媒体作成 | 料理研究会 |
|------|--|--|---|---|---|
| 目的 | 健康さくら21や佐倉市食育推進計画の中の母子に対する食育を研究し、目的に沿った親子料理教室を開催、地区活動で活用できるマニュアルを作成する。 親子への食育に取組みするため、アンケート調査実施し、課題やニーズから、今後の取り組みの方向性を検討する。 | メタボリックシンドロームを防ぐ第一歩として、高血圧予防に取り組むための「減塩の工夫」「バランスのよい食事」の方法について料理講座を実施し、地区活動で活用できるマニュアルを作成する。 | より効果的な地区活動を行うための指導や運営方法を検討する。 地区活動ですぐにでも活用できる、教室運営や各支部で困っていることを検討する。 1,2年目の推進員が、各支部の推進員活動を見学し、運営方法を学ぶ機会を提供する。 | 今まで作成してきた多数の媒体のシナリオや小道具等を地区活動でより使用しやすくなる用に手直しする。 貸出している媒体を推進員の研修等で展示し、地区活動で活用できるように周知する。 | 野菜摂取量を増やすために、旬の野菜を取り入れたレシピを考案する。 佐倉市の地場産物を使った簡単レシピを考案し、地区活動で活用できるものを作成する。 |
| 活動回数 | 6回 | 8回 | 5回 | 5回 | 11回 |
| 活動内容 | ・小学生親子(パパと子)を対象にした料理教室を実施し、親子6組の参加があった。 ・1歳6か月児の保護者に対する食育アンケートを実施し、次年度の取り組む課題を把握した。 | ・講習会開催にあたり、講習会内容と実習献立の検討、実施計画を作成した。 ・3センターを会場に高血圧予防料理講習会の募集を広報に掲載、43名の参加があった。 | ・各支部(5会場)の教室を見学して、今後の地区活動の参考とした。 ・出前健康講座「太巻き寿司」の実施マニュアルの作成と、1,2年目の推進員を対象に講習会を実施した。 | ・エプロンシアターの台本変更と資料の手直しを行った。 ・母子事業「ハッピーママスタイル」での食育活動を行い、母子7組参加があった。 ・媒体の貸し出し状況は34回であった。 | ・『夏』『秋』『冬・春』の3コースでそれぞれ旬の野菜の勉強会と献立作成、実習を行った。 ・作成した料理レシピをさざんか通信(40号・41号・42号)で報告した。 |

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動への支援を行う。

《内容》

食生活改善推進員は7支部(佐倉)(臼井・千代田)(志津A)(志津B)(根郷)(和田)(弥富)に分かれ、健康さくら21の食に関する課題や佐倉市食育推進計画に基づき、各地区の実態にあわせた内容で地区活動を行っている。

24年度は食生活改善推進員が「生活習慣病予防や改善のために」もっと野菜を食べよう 朝食をしっかりと食べようをテーマに、地域に密着した質の高い活動が行えるよう、講習会の開催内容や食育の普及啓発方法等の支援に努めた。

《実績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位:人)

| 年度 | 地区 | 佐倉 | 臼井 千代田 | 志津 | | 根郷 | 和田 | 弥富 | 合計 |
|--------------|----------|-----|-----------|---------|---------|-----|-----|-----|-------|
| | | | | A 支部 | B 支部 | | | | |
| 20 年 度 | 委嘱推進員数 | 13 | 16 | 15 | 23 | 12 | 8 | 6 | 93 |
| | 活動日数(日) | 8 | 15 | 9 | 30 | 8 | 5 | 6 | 81 |
| | 参加者延べ数 | 197 | 443 | 207 | 1,589 | 335 | 114 | 588 | 3,473 |
| | 活動推進員延べ数 | 54 | 67 | 71 | 112 | 39 | 23 | 21 | 387 |
| 21 年 度 | 委嘱推進員数 | 14 | 16 | 15 | 24 | 14 | 9 | 7 | 99 |
| | 活動日数(日) | 11 | 17 | 7 | 25 | 9 | 3 | 6 | 78 |
| | 参加者延べ数 | 202 | 362 | 206 | 1,548 | 303 | 31 | 515 | 3,167 |
| | 活動推進員延べ数 | 52 | 75 | 70 | 101 | 45 | 18 | 30 | 391 |
| 22 年 度 | 委嘱推進員数 | 12 | 15 | 16 | 21 | 12 | 7 | 8 | 91 |
| | 活動日数(日) | 10 | 29 | 11 | 26 | 14 | 4 | 9 | 103 |
| | 参加者延べ数 | 174 | 496 | 241 | 1,486 | 544 | 102 | 518 | 3,561 |
| | 活動推進員延べ数 | 48 | 117 | 106 | 116 | 57 | 25 | 46 | 515 |
| 23 年 度 | 委嘱推進員数 | 10 | 19 | 14 | 24 | 12 | 7 | 6 | 92 |
| | 活動日数(日) | 9 | 31 | 8 | 29 | 13 | 4 | 10 | 104 |
| | 参加者延べ数 | 134 | 547 | 183 | 1424 | 565 | 79 | 410 | 3,342 |
| | 活動推進員延べ数 | 42 | 119 | 45 | 106 | 57 | 18 | 51 | 438 |
| 24 年 度 | 委嘱推進員数 | 6 | 23 | 14 | 25 | 11 | 6 | 6 | 91 |
| | 活動日数(日) | 5 | 33 | 7 | 34 | 9 | 5 | 10 | 103 |
| | 参加者延べ数 | 153 | 702 | 141 | 1581 | 466 | 185 | 458 | 3,686 |
| | 活動推進員延べ数 | 24 | 107 | 43 | 122 | 46 | 20 | 47 | 409 |

19年度より、千代田地区は臼井地区と統合し、「臼井・千代田地区」として活動を実施している。

《考 察》

養成講座参加者の中に、団塊世代の男性 3 名と今まで参加が少なかった 20 歳～40 歳台女性 3 名の参加があった。しかし、男性は 3 名とも次年度に推進員として委嘱を受け活動をしているが、若い女性は活動するには至らなかった。幅広い年代が養成講座に参加し、推進員活動を理解して委嘱につながるよう、講座内容の充実を図りたい。また、講座の周知方法として広報掲載やチラシの配布を行うと共に、推進員が行う地区活動時に参加者に呼びかけ、全地区より養成講座の参加者を募りたい。

食生活改善推進員研修では、合同研修の参加率は 72.9%、地区研修会の参加率は 82.4%であった。研修会の内容も年間の活動テーマに沿ったもので、食生活改善推進員の活動全般に役立つような内容に努めた。また、地区研修会は他の支部に振替で参加できるため、合同研修に比べ参加率が高くなっている。

食生活改善推進員地区活動では、小・中学校や幼稚園、保育園及び児童センターの各施設長に宛てに推進員活動を PR した文書を配布した結果、小・中学校家庭教育学級や保育園から、出前健康講座の依頼があった。以前よりも地域に密着した活動の機会が増え、食育活動の幅を広げることができた。また、男性料理教室は募集定員を大幅に超える参加希望があり、活動を追加するなどニーズが高いことが分かった。今後も男性料理教室が生活習慣病予防を啓発するための良い機会ととらえ、活動を推進していきたい。

食生活改善推進員の資質の向上が図れるよう、今後も「健康さくら 21(第 2 次)」と平成 23 年 3 月に策定された「佐倉市食育推進計画」の趣旨に沿った研修の機会を増やし、支援していきたい。

4 . その他啓発事業

| | |
|--|---|
| 根拠法令等 | 健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」 |
| 健康さくら21目標値 平成18年度(市の現状) 平成24年度(目標) | <p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食の欠食率の低下 30代男性 32.2% 15%以下 中・高校生 12.8% なくす 女性(成人) 7.9% 6%以下 <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動を実施している人の増加 成人男性 29.1% 40%以上 成人女性 29.8% 41%以上 <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの前でたばこを吸う人の減少 幼児の保護者 23.9% 減少 小学生の保護者 45.5% 減少 <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正飲酒量を認識している人の増加 1合程度と答えた成人 64.3% 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 (平成20年度より10%減らす) - % 10%減少(新規設定) |

《目的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、健康さくら21関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら21」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内容》

「さくらスポーツフェスティバル」 ～今日から始める健康な生活習慣～

対象 市民(制限なし)

方法 日時：平成24年10月8日(月) 体育の日9時～13時

会場：岩名運動公園陸上競技場

主催：健康子ども部生涯スポーツ課

内容 「健康さくら21」の平成23年度と同様に年度別重点目標である「身体活動、運動、健康管理(食育、生活習慣病)」に関連した健康増進コーナーを設置し、体組成測定やエネルギー計算、食育モデル展示、運動クイズなどを実施し、運動と健康について啓発を行った。

周知方法 「こうほう佐倉」、ケーブルテレビ、ポスター、地区回覧にて啓発、また各種保健事業で参加者へ紹介した。

《実績》

| 年度 | テーマと副題 | 会場・開催日 | 参加者数 |
|----|--|--------------------------|------|
| 20 | ～はじめよう家族そろって健康づくり～ | 岩名運動公園陸上競技場 10月13日(月) | 285人 |
| 21 | ～はじめよう家族そろって健康づくり～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～良い生活習慣は、気持ちいい!～」 | 岩名運動公園陸上競技場 10月12日(月) | 201人 |
| 22 | ～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」 | 岩名運動公園陸上競技場 10月11日(月) | 185人 |
| 23 | ～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」 | 岩名運動公園陸上競技場 10月10日(月) | 250人 |
| 24 | ～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」 | 岩名運動公園陸上競技場 10月8日(月) | 163人 |

《考察》

「健康さくら21」の関連所属等との協働により、主催事業では関わりの薄い属性の市民との接点が拡大できた。異なるチャンネルを通じた行事運営は、参加者の興味や啓発においても相乗効果が認められるので、有効な啓発方法の一つとして活用可能と思われる。

平成24年度に、健康さくら21(第2次)が策定されたため、今後周知が必要となる。

Ⅶ 地域医療

1 . 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

| | |
|-------|----------------------------|
| 根拠法令等 | 佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例 |
|-------|----------------------------|

《目的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病等診療所等により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内容》

| | |
|-------|----------------|
| 区分 | 夜 間 |
| 診療時間 | 午後7時～午後10時 |
| 場 所 | 休日夜間急病診療所 |
| 診 療 日 | 休日（日曜・祭日・年末年始） |
| 診療科目 | 内科・歯科 |

《実績》

(人)

| | 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 休日夜間急病診療所（センター内） | 内科 | 197 | 373 | 249 | 293 | 325 |
| | 歯科 | 63 | 89 | 73 | 84 | 66 |

休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

| 年度 | 日数 | 内科 | 歯科 |
|--------|----|------|-----|
| 平成20年度 | 72 | 197人 | 63人 |
| 平成21年度 | 72 | 373人 | 89人 |
| 平成22年度 | 71 | 249人 | 73人 |
| 平成23年度 | 71 | 293人 | 84人 |
| 平成24年度 | 72 | 325人 | 66人 |

<内科>

診療日数 72日（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

受診者数 325人（1日平均 4.51人）

時間帯別

| 時間帯 | 受診者数(人) | 割合 |
|------|---------|-------|
| 19時台 | 159 | 48.9% |
| 20時台 | 105 | 32.3% |
| 21時台 | 61 | 18.8% |
| 合計 | 325 | 100% |

症状別

| 順位 | 症状 | 受診者数(人) | 割合 |
|----|----------------------|---------|-------|
| 1 | 症状からみて深夜受診も納得できる | 315 | 96.9% |
| 2 | 治療を要するが明日でもよい | 5 | 1.6% |
| 3 | 即時来院が必要で来院してよかった | 3 | 0.9% |
| 4 | 放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない | 2 | 0.6% |
| 合計 | | 325 | 100% |

年齢別

| 年齢(歳) | 受診者数(人) | 割合 |
|-------|---------|-------|
| 15～19 | 30 | 9.2% |
| 20～29 | 63 | 19.4% |
| 30～39 | 81 | 24.9% |
| 40～49 | 62 | 19.1% |
| 50～59 | 33 | 10.2% |
| 60～69 | 33 | 10.2% |
| 70以上 | 23 | 7.0% |
| 合計 | 325 | 100% |

居住地別

| 居住地 | | 受診者数(人) | 割合 |
|-----|------|---------|-------|
| 市内 | 佐倉 | 32 | 9.8% |
| | 臼井 | 61 | 18.8% |
| | 志津 | 82 | 25.2% |
| | 根郷 | 47 | 14.5% |
| | 和田 | 2 | 0.6% |
| | 弥富 | 2 | 0.6% |
| | 千代田 | 18 | 5.5% |
| 市外 | 印旛郡内 | 61 | 18.8% |
| | 県内 | 13 | 4.00% |
| | 県外 | 7 | 2.2% |
| 合計 | | 325 | 100% |

二次病院搬送状況

1件

疾病別

| 順位 | 疾患 | 受診者数(人) | 割合 |
|----|----------|---------|-------|
| 1 | 呼吸器系 | 134 | 41.2% |
| 2 | 伝染性 | 85 | 26.2% |
| 3 | 消化器系 | 68 | 20.9% |
| 4 | 神経及び感覚器 | 9 | 2.8% |
| 5 | 皮膚及び皮下組織 | 16 | 4.9% |
| - | その他 | 13 | 4.0% |
| 合計 | | 325 | 100% |

< 歯科 >

診療日数 72日(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

受診者数 66人(1日平均 0.91人)

時間帯別

| 時間帯 | 受診者数(人) | 受診割合 |
|------|---------|-------|
| 19時台 | 25 | 37.9% |
| 20時台 | 23 | 34.8% |
| 21時台 | 18 | 27.3% |
| 合計 | 66 | 100% |

症状別

| 順位 | 症状 | 受診者数(人) | 割合 |
|----|----------------------|---------|-------|
| 1 | 症状からみて深夜受診も納得できる | 50 | 75.8% |
| 2 | 治療を要するが明日でもよい | 16 | 24.2% |
| 3 | 即時入院が必要で来院してよかった | 0 | 0% |
| 4 | 放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない | 0 | 0% |
| 合計 | | 66 | 100% |

年齢別

| 年齢(歳) | 受診者数(人) | 割合 |
|-------|---------|-------|
| 0 | 0 | 0% |
| 1~3 | 1 | 1.5% |
| 4~5 | 2 | 3.0% |
| 6~10 | 5 | 7.6% |
| 11~15 | 3 | 4.5% |
| 16~19 | 2 | 3.0% |
| 20~29 | 9 | 13.6% |
| 30~39 | 18 | 27.3% |
| 40~49 | 10 | 15.2% |
| 50~59 | 5 | 7.6% |
| 60~69 | 7 | 10.6% |
| 70以上 | 4 | 6.1% |
| 合計 | 66 | 100% |

居住地別

| 居住地 | | 受診者数(人) | 割合 |
|-----|------|---------|-------|
| 市内 | 佐倉 | 5 | 7.6% |
| | 白井 | 7 | 10.6% |
| | 志津 | 10 | 15.2% |
| | 根郷 | 8 | 12.1% |
| | 和田 | 0 | 0% |
| | 弥富 | 0 | 0% |
| | 千代田 | 3 | 4.5% |
| | 合計 | 33 | |
| 市外 | 印旛郡内 | 19 | 28.8% |
| | 県内 | 13 | 19.7% |
| | 県外 | 1 | 1.5% |
| 合計 | | 66 | 100% |

(2) 休日当番医

《目的》

日曜、祭日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内容》

| 区分 | 昼 間 | 夜 間 |
|-------|----------------|----------------|
| 診療時間 | 午前9時～午後5時 | 午後7時～午後10時 |
| 場 所 | 市内医療機関 | 市内医療機関 |
| 診 療 日 | 休日（日曜・祭日・年末年始） | 休日（日曜・祭日・年末年始） |
| 診療科目 | 内科・外科・歯科 | 外科・耳鼻科 |

《実績》

(人)

| | | 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 昼間 | 休日当番 | 内科 | 2,435 | 2,566 | 1,940 | 2,076 | 2,443 |
| | | 外科 | 758 | 796 | 846 | 813 | 937 |
| | | 歯科 | 284 | 254 | 233 | 213 | 222 |
| 夜間 | 休日夜間当番 | 外科 | 63 | 76 | 72 | 81 | 125 |
| | | 耳鼻科 | 281 | 272 | 241 | 241 | 286 |
| 合計 | | | 3821 | 3964 | 3332 | 3424 | 4013 |

《考察》

当市における救急医療体制は、現在、第一次救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所、そして第二次救急医療体制として印旛郡市において病院群輪番制を実施している。

更に、第三次救急医療体制として成田赤十字病院が救命救急センターに指定され対応している。

2 . 小児初期急病診療所事業

| | |
|-------|---------------------------|
| 根拠法令等 | 佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例 |
|-------|---------------------------|

《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内容》

| | | |
|------|-----------------------------|------------------------|
| 診療日 | 月曜日～土曜日 | 日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3) |
| 診療時間 | 午後7時～翌朝6時 | 午前9時～午後5時、午後7時～翌朝6時 |
| 場所 | 印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内) | |
| 診療科目 | 小児科 | |

《実績》

診療日数 365日(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

受診者数 12,183人(一日平均 33.38人)

ア. 時間帯別(人)

| 時間帯 | 9～12時台 | 13～16時台 | 19～21時台 | 22～24時台 | 1～3時台 | 4～5時台 | 合計 |
|---------|--------|---------|---------|---------|-------|-------|--------|
| 受診者数(人) | 2,336 | 1,662 | 5,002 | 2,036 | 812 | 335 | 12,183 |
| 割合 | 19.17% | 13.64% | 41.06% | 16.71% | 6.67% | 2.75% | 100% |

イ. 年齢別(人)

| 年齢 | 0歳 | 1～5歳 | 6～10歳 | 11～15歳 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受診者数(人) | 1,447 | 7,307 | 2,563 | 866 | 12,183 |
| 割合 | 11.88% | 59.98% | 21.04% | 7.11% | 100% |

居住地別(人)

| 地域と内訳 | | | | 受診者数 | 割合 | |
|-------|------|------|------|--------|--------|--------|
| 佐倉市内 | | | | 4,916 | 40.35% | |
| 印旛郡内 | 成田市 | 319 | 白井市 | 145 | 6,164 | 50.60% |
| | 四街道市 | 1768 | 酒々井町 | 485 | | |
| | 八街市 | 1457 | 富里市 | 353 | | |
| | 印西市 | 1529 | 栄町 | 108 | | |
| 県内 | 千葉市 | 285 | 八千代市 | 118 | 719 | 5.90% |
| | 船橋市 | 55 | 他県内 | 261 | | |
| | 県外 | | | | | |
| 合計 | | | | 12,183 | 100% | |

二次救急医療連携状況

| 紹介・搬送先 | 所在地 | 件数 | 合計 |
|-----------------------|------|-----|-----|
| 東邦大学医療センター佐倉病院 | 佐倉市 | 120 | 333 |
| 独立行政法人国立病院機構下志津病院 | 四街道市 | 83 | |
| 日本医科大学千葉北総病院 | 印西市 | 65 | |
| 成田赤十字病院 | 成田市 | 33 | |
| その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等） | | 32 | |

疾病状況

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 1 呼吸器系疾患 | 420 | 516 | 252 | 612 | 409 | 467 | 463 | 408 | 582 | 737 | 423 | 374 | 5,663 |
| 2 消化器系疾患 | 335 | 258 | 243 | 249 | 170 | 142 | 133 | 338 | 559 | 342 | 216 | 261 | 3,246 |
| 3 代謝性疾患 | 9 | 19 | 61 | 15 | 12 | 11 | 14 | 9 | 25 | 10 | 18 | 26 | 229 |
| 4 感染性疾患 | 71 | 49 | 19 | 89 | 74 | 28 | 25 | 36 | 177 | 516 | 223 | 62 | 1,369 |
| 5 免疫・アレルギー性疾患 | 95 | 127 | 68 | 121 | 93 | 138 | 186 | 112 | 77 | 58 | 60 | 120 | 1,255 |
| 6 神経疾患 | 14 | 16 | 31 | 24 | 22 | 12 | 15 | 23 | 20 | 23 | 16 | 21 | 237 |
| 7 耳鼻咽喉疾患 | 26 | 22 | 21 | 27 | 26 | 27 | 43 | 29 | 41 | 23 | 23 | 24 | 332 |
| 8 皮膚系疾患 | 15 | 15 | 14 | 26 | 27 | 42 | 22 | 17 | 21 | 27 | 30 | 17 | 273 |
| 9 泌尿・生殖器系疾患 | 3 | 6 | 9 | 11 | 7 | 9 | 4 | 8 | 15 | 1 | 1 | 12 | 86 |
| 10 眼疾患 | 11 | 19 | 4 | 15 | 8 | 9 | 5 | 4 | 11 | 6 | 4 | 6 | 102 |
| 11 その他 | 30 | 46 | 31 | 75 | 42 | 52 | 14 | 21 | 35 | 45 | 83 | 96 | 570 |

- 1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等
- 2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合があります。

分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門膣炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者居住地の広域性に特徴があり、初期急病に対して 97%の処置状況から印旛地域において重要な初期救急医療の機能を担っている。また、受診者の年齢をみると 0 歳から 5 歳までで 7 割を占めていることから、乳幼児の親に安心を提供しているものと考えられる。

受診者数は流行性の疾患により大きく変わるが、機能分担を明確にした医療を提供していることを利用方法の周知と合わせて行う必要がある。

3. 佐倉市特定疾患見舞金支給事業

| | |
|-------|--------------------------------|
| 根拠法令等 | 佐倉市特定疾患見舞金支給条例（昭和49年佐倉市条例第11号） |
|-------|--------------------------------|

《目的》

条例で指定する特定疾患の長期療養者に対し、見舞金を支給することにより、その心身の安定と福祉の増進を図る。

《内容》

- 対象者 佐倉市に住所を有する特定疾患罹患患者で市が認定した者
- 申請方法 申請窓口：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター
必要書類：佐倉市特定疾患見舞金支給申請書、千葉県特定疾患医療受給者票（写）
または千葉県小児慢性特定疾患医療受診券（写） 生活保護は申請書用診断書
- 支給内容 見舞金：受給権者へ毎月5,000円の見舞金を支給する。（口座振込）
現況確認：毎年10月31日までに受給者票等（生活保護は診断書）を確認する。
- 周知方法 「こうほう佐倉」掲載、窓口配架（制度の案内）、千葉県印旛健康福祉センターにて更新時に見舞金制度の周知依頼

《実績》

受給権者疾病動向（平成25年3月分：1,084人）

ア．特定疾患

| 疾病名 | 人数 | 割合 | 疾病名 | 人数 | 割合 | 疾病名 | 人数 | 割合 |
|-----------------|-----|-------|-----------------|-----|-------|----------------|----|------|
| ベーチェット病 | 32 | 3.0% | パーキンソン病関連疾患 | 146 | 13.4% | 肺動脈性肺高血圧症 | 2 | 0.2% |
| 多発性硬化症 | 22 | 2.0% | アミロイドーシス | 0 | 0.0% | 神経線維腫症 | 5 | 0.5% |
| 重症筋無力症 | 21 | 1.9% | 後縦靭帯骨化症 | 36 | 3.3% | 亜急性硬化性全脳炎 | 0 | 0.0% |
| 全身性エリテマトーデス | 99 | 9.1% | ハンチントン病 | 2 | 0.2% | バッド・キアリ症候群 | 0 | 0.0% |
| スモン症 | 2 | 0.2% | モヤモヤ病 | 16 | 1.5% | 慢性血栓性肺高血圧症 | 1 | 0.1% |
| 再生不良性貧血 | 7 | 0.6% | ウエグナー肉芽腫症 | 2 | 0.2% | ライソゾーム病 | 0 | 0.0% |
| サルコイドーシス | 17 | 1.6% | 特発性拡張型(うっ血型)心筋症 | 28 | 2.6% | 副腎白質ジストロフィー | 0 | 0.0% |
| 筋萎縮性側索硬化症 | 6 | 0.6% | 多系統萎縮症 | 7 | 0.6% | 家族性高コレステロール血症 | 0 | 0.0% |
| 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 | 66 | 6.1% | 表皮水疱症 | 1 | 0.1% | 脊髄性筋委縮症 | 3 | 0.3% |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 19 | 1.8% | 膿疱性乾癬 | 1 | 0.1% | 球脊髄性筋委縮症 | 0 | 0.0% |
| 結節性動脈周囲炎 | 6 | 0.6% | 広範脊柱管狭窄症 | 4 | 0.4% | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 | 3 | 0.3% |
| 潰瘍性大腸炎 | 161 | 14.8% | 原発性胆汁性肝硬変 | 22 | 2.0% | 肥大型心筋症 | 3 | 0.3% |
| 大動脈炎症候群 | 7 | 0.6% | 重症急性膵炎 | 2 | 0.2% | 拘束型心筋症 | 0 | 0.0% |
| ピュルガー病 | 10 | 0.9% | 特発性大腿骨頭壊死症 | 8 | 0.7% | ミトコンドリア病 | 1 | 0.1% |
| 天疱瘡 | 0 | 0.0% | 混合性結合組織病 | 10 | 0.9% | リンパ脈管筋腫症(LAM) | 1 | 0.1% |
| 脊髄小脳変性症 | 48 | 4.4% | 原発性免疫不全症候群 | 3 | 0.3% | 重症多形滲出性紅斑(急性期) | 0 | 0.0% |
| クローン病 | 48 | 4.4% | 特発性間質性肺炎 | 5 | 0.5% | 黄色靭帯骨化症 | 1 | 0.1% |
| 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 | 0 | 0.0% | 網膜色素変性症 | 59 | 5.4% | 間脳下垂体機能障害 | 16 | 1.5% |
| 悪性関節リウマチ | 5 | 0.5% | プリオン病 | 0 | 0.0% | | | |

イ．小児慢性特定疾患

| 疾病名 | 人数 | 割合 | 疾病名 | 人数 | 割合 | 疾病名 | 人数 | 割合 |
|---------|----|------|---------|----|------|-------------|----|------|
| 悪性新生物 | 17 | 1.6% | 内分泌疾患 | 37 | 3.4% | 血友病等血液・免疫疾患 | 1 | 0.1% |
| 慢性腎疾患 | 6 | 0.6% | 膠原病 | 8 | 0.7% | 神経・筋疾患 | 7 | 0.6% |
| 慢性呼吸器疾患 | 7 | 0.6% | 糖尿病 | 10 | 0.9% | 慢性消化器疾患 | 2 | 0.2% |
| 慢性心疾患 | 22 | 2.0% | 先天性代謝異常 | 3 | 0.3% | | | |

事業の推移

| 年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支給額（千円） | 48,270 | 51,805 | 52,155 | 60,545 | 64,270 |
| 対前年比（％） | 29.9%減 | 7.3%増 | 0.7%増 | 16.1%増 | 6.2%増 |
| 延べ人数（人） | 9,654 | 10,361 | 10,431 | 12,109 | 12,854 |

対前年比は、見舞金支給額(扶助費)の対前年度比率、小数点以下第2位を四捨五入

平成21年10月30日から千葉県特定疾患治療研究事業に11疾患が追加されたため、平成22年度に見舞金対象に11疾患を追加。

《考 察》

平成23年度と比較し、支給額の対前年度比は増加している。見舞金制度の周知を、広報やホームページの他に、平成23年度と同様に千葉県健康福祉センターに依頼し、特定疾患医療受給者票や小児慢性特定疾患医療受診券の更新時に、佐倉市特定疾患見舞金制度の周知を依頼した結果、23年度より増加した。

4 . 在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業

| | |
|-------|----------------------------|
| 根拠法令等 | 佐倉市休日夜間急病等診療所の設置及び管理に関する条例 |
|-------|----------------------------|

《目的》

歯科診療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施する。

《内容》

- 対象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- 内容 ア．入れ歯の修理・調整や作成
イ．むし歯の応急処置など
- 従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- 費用 保険診療による自己負担額

《実績》

年齢別・男女別申込者数(人)

| | 男 | 女 | 合計 |
|--------|---|----|----|
| 65～69歳 | 0 | 1 | 1 |
| 70～74歳 | 2 | 2 | 4 |
| 75～79歳 | 2 | 1 | 3 |
| 80～84歳 | 2 | 1 | 3 |
| 85～89歳 | 3 | 5 | 8 |
| 90歳以上 | 0 | 4 | 4 |
| 合計 | 9 | 14 | 23 |

年齢別診療内容の内訳(複数回答) (人)

| | 義歯作成 | 義歯修理・調整 | むし歯治療 | 口腔衛生指導 | 診査のみ |
|--------|------|---------|-------|--------|------|
| 65～69歳 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 70～74歳 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 75～79歳 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 80～84歳 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 85～89歳 | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 90歳以上 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 合計 | 3 | 11 | 6 | 2 | 1 |

年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

| | 患者人数 | 訪問回数 | 患者1人あたり平均訪問回数 | 歯科医師訪問回数 | 歯科衛生士訪問回数 |
|--------|------|------|---------------|----------|-----------|
| 平成20年度 | 20 | 77 | 3.9 | 60 | 77 |
| 平成21年度 | 25 | 84 | 3.4 | 58 | 84 |
| 平成22年度 | 23 | 76 | 3.3 | 54 | 76 |
| 平成23年度 | 29 | 82 | 2.8 | 58 | 82 |
| 平成24年度 | 23 | 83 | 3.6 | 66 | 83 |

在宅歯科研修会

ア．講演会

- * 日 時 平成 24 年 9 月 13 日(木) 午前 10 時 30 分から 12 時 10 分
- * 場 所 佐倉市健康管理センター
- * 演 題 『食から考える生活環境デザインと健康な街づくり
～食のUDからヘルスプロモーションへ～』
- * 講 師 埴 章一
- * 参加人数 28 人

イ．在宅歯科特別講演会（印旛郡市歯科医師会佐倉地区・佐倉市共催行事）

- * 日 時 平成 24 年 11 月 9 日(金) 午後 7 時から 9 時
- * 場 所 ウィシュトンホテル・ユーカーリ
- * 演 題 『高齢化社会における歯科医師の使命
～サクセスフルエイジングのためのインプラント治療～』
- * 講 師 林 揚春
- * 参加人数 50 人

《考 察》

申し込み人数は 23 人で、平成 23 年度より 6 人減少した。75 歳以上が 18 人で約 7 割を占めている。今後は、在宅療養者の状況を把握し、よりニーズにあった事業を検討していく必要がある。平成 25 年度も引き続き訪問歯科診療の安全・有効・迅速な事業運営に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 25 年 8 月 25 日)

| 役職 | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|----|--------|-------------------|----|
| | 上西 徹二 | 医師 | |
| | 遠山 正博 | 医師 | |
| | 鹿野 純生 | 医師 | |
| | 伊藤 加寿子 | 医師 | |
| | 佐藤 仁 | 医師 | |
| | 加藤 良二 | 医師 | |
| | 有田 誠司 | 医師 | |
| | 秤屋 尚生 | 歯科医師 | |
| | 坪井 裕次郎 | 歯科医師 | |
| | 伊藤 圭 | 歯科医師 | |
| | 伊藤 克洋 | 薬剤師 | |
| | 中村 恒穂 | 千葉県印旛保健所 所長 | |
| | 鈴木 昭三 | 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長 | |

予防接種専門委員会

| 開催日 | 内 容 | 出席人数 |
|-----------------------|-----------------------------------|------|
| 平成 24 年 7 月 12 日 (木) | ・平成 24 年度実施予定の不活化ポリオ予防接種について | 4 名 |
| 平成 24 年 10 月 12 日 (木) | ・平成 24 年度実施予定の 4 種混合予防接種の事業実施について | 5 名 |

(委嘱期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 25 年 8 月 25 日)

| 役職 | 氏 名 | 選 出 区 分 | 備 考 |
|------|--------|---------|-----|
| 委員長 | 伊藤 加寿子 | 医師 | |
| 副委員長 | 上西 徹二 | 医師 | |
| | 越部 融 | 医師 | |
| | 都祭 敦 | 医師 | |
| | 澤井 清 | 医師 | |

健診専門委員会

| 開催日 | 内 容 | 出席人数 |
|----------------------|--|------|
| 平成 24 年 8 月 28 日 (火) | ・平成 23 年度各種健診 (検診) 事業について ・平成 25 年度各種健診 (検診) 事業について | 6 名 |
| 平成 25 年 3 月 29 日 (金) | ・平成 24 年度各種健診 (検診) 事業の報告 ・平成 25 年度各種健診 (検診) 事業の変更点について ・平成 25 年度各種健診 (検診) 事業の委託料について | 6 名 |

(委嘱期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 25 年 8 月 25 日)

| 役職 | 氏 名 | 選 出 区 分 | 備 考 |
|------|-------|---------|-----|
| 委員長 | 鹿野 純生 | 医師 | |
| 副委員長 | 上西 徹二 | 医師 | |
| | 石井 英世 | 医師 | |
| | 古谷 正伸 | 医師 | |
| | 高橋 具視 | 医師 | |
| | 菅谷 義範 | 医師 | |
| | 今井 敬人 | 医師 | |

母子保健専門委員会

(委嘱期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 25 年 8 月 25 日)

| 役職 | 氏名 | 選出区分 |
|----|--------|------|
| | 上西 徹二 | 医師 |
| | 佐藤 仁 | 医師 |
| | 泉 均 | 医師 |
| | 川村 麻規子 | 医師 |
| | 山森 真紀 | 医師 |

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

| 開催日 | 内容 | 出席人数 |
|-----------------------|--|------|
| 平成 24 年 6 月 28 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画「健康さくら 21」の策定スケジュールについて ・次期健康増進計画の策定について | 11 名 |
| 平成 24 年 8 月 30 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針が告示されたことについて ・次期健康さくら 21 の骨子案について | 10 名 |
| 平成 24 年 10 月 26 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> ・次期「健康さくら 21 (案)」について | 9 名 |
| 平成 25 年 1 月 31 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・健康さくら 21 (第二次) 策定結果の報告について | 9 名 |

(委嘱期間：平成 23 年 11 月 18 日～平成 25 年 11 月 17 日)

| 役職 | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|-----|--------|-------------------------|----|
| 会長 | 石井 英世 | 医師 | |
| 副会長 | 望月 敬 | 歯科医師 | |
| | 越部 融 | 医師 | |
| | 菅谷 義範 | 医師 | |
| | 中村 明 | 千葉県印旛健康福祉センター 副センター長 | |
| | 島内 憲夫 | 学識経験者 | |
| | 吉村 真理子 | 学識経験者 | |
| | 亀野 陽太郎 | 市民団体 | |
| | 旦木 みさを | 市民団体 | |
| | 當山 真理子 | 市民公募委員 | |
| | 白石 義孝 | 市民公募委員 | |
| | 菅原 千賀子 | 市民公募委員 | |
| | 菅原 勝徳 | 市民公募委員 | |

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

(委嘱期間：平成 22 年 5 月 1 日～平成 24 年 4 月 30 日)

| 役職 | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|-----|--------|--------------|----|
| 会長 | 伊藤 加寿子 | 佐倉市予防接種医師代表 | |
| 副会長 | 白澤 浩 | 専門医師 | |
| | 遠山 正博 | 社団法人印旛市郡医師会長 | |
| | 上西 徹二 | 佐倉市予防接種医師代表 | |
| | 天本 安一 | 佐倉市予防接種医師代表 | |
| | 中村 恒穂 | 千葉県印旛保健所長 | |

(委嘱期間：平成 24 年 5 月 1 日～平成 26 年 4 月 30 日)

| 役職 | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|----|--------|--------------|----|
| | 伊藤 加寿子 | 佐倉市予防接種医師代表 | |
| | 白澤 浩 | 専門医師 | |
| | 遠山 正博 | 社団法人印旛市郡医師会長 | |
| | 上西 徹二 | 佐倉市予防接種医師代表 | |
| | 越部 融 | 佐倉市予防接種医師代表 | |
| | 中村 恒穂 | 千葉県印旛保健所長 | |

佐倉市在宅寝たきり老人等歯科保健推進協議会

| 開催日 | 内容 | 出席人数 |
|---------------------|--|------|
| 平成 24 年 5 月 23 日(水) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度事業報告について ・平成 24 年度事業計画について ・その他 | 12 名 |
| <小委員会> | | |
| 平成 24 年 7 月 24 日(火) | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科講演会について ・在宅歯科特別講演会について ・その他 | 7 名 |

(委嘱期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

| 役職 | 氏名 | 選出区分 | |
|---------|-------|-----------|--|
| 会長 | 望月 敬 | 歯科医師 | |
| 副会長 | 穴戸 英樹 | 医師 | |
| 小委員会委員長 | 古谷 彰伸 | 歯科医師 | |
| | 池田 和人 | 医師 | |
| | 田中 宏 | 歯科医師 | |
| | 伊藤 克洋 | 薬剤師 | |
| | 工藤 純一 | 歯科医師 | |
| | 鳩貝 尚志 | 歯科医師 | |
| | 堀 勝 | 歯科医師 | |
| | 渡邊 征男 | 歯科医師 | |
| | 中村 恒穂 | 千葉県印旛保健所長 | |
| | 濱崎 千恵 | ケアマネジャー | |

佐倉市休日夜間急病診療所運営協議会

| 開催日 | 内容 | 出席人数 |
|---------------|--|------|
| 平成24年7月19日(木) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度実績報告について ・平成24年度休日夜間急病診療所の運営について ・その他 | 8名 |

(委嘱期間：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

| 役職 | 氏名 | 選出区分 | |
|-----|-------|-------------------|--|
| 会長 | 上西 徹二 | 医師 | |
| 副会長 | 中島 一郎 | 歯科医師 | |
| | 越部 融 | 医師 | |
| | 鹿野 純生 | 医師 | |
| | 平野 啓行 | 歯科医師 | |
| | 大谷 一郎 | 歯科医師 | |
| | 伊藤 克洋 | 薬剤師 | |
| | 渡辺 幸夫 | 薬剤師 | |
| | 鈴木 昭三 | 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長 | |

IX 衛生関係統計

1 . 人口及び世帯数

地区別人口の推移（合併時～平成24年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

| 年\地区 | 全市 | 佐倉 | 臼井 | 志津 | 根郷 | 和田 | 弥富 | 千代田 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 昭和29年 | 35,196 | 12,969 | 4,195 | 5,749 | 5,504 | 3,516 | 3,263 | - |
| 昭和35年 | 37,705 | 15,090 | 4,287 | 6,044 | 6,057 | 3,076 | 3,151 | - |
| 昭和40年 | 40,528 | 14,935 | 4,852 | 8,656 | 6,147 | 3,019 | 2,919 | - |
| 昭和45年 | 58,914 | 15,833 | 6,510 | 21,404 | 7,071 | 2,769 | 2,711 | 2,616 |
| 昭和50年 | 80,972 | 19,845 | 9,011 | 35,063 | 8,826 | 2,709 | 2,607 | 2,911 |
| 昭和55年 | 99,616 | 21,996 | 15,119 | 42,147 | 12,004 | 2,654 | 2,539 | 3,157 |
| 昭和60年 | 120,459 | 24,813 | 23,609 | 51,155 | 12,579 | 2,622 | 2,464 | 3,217 |
| 平成元年 | 138,411 | 26,070 | 29,532 | 56,678 | 17,841 | 2,577 | 2,364 | 3,349 |
| 平成5年 | 155,328 | 29,207 | 32,114 | 61,884 | 22,662 | 2,532 | 2,292 | 4,637 |
| 平成10年 | 170,292 | 31,168 | 32,968 | 68,037 | 24,549 | 2,441 | 2,199 | 8,930 |
| 平成15年 | 175,033 | 30,853 | 32,873 | 71,808 | 25,132 | 2,296 | 2,052 | 10,019 |
| 平成20年 | 175,134 | 30,225 | 32,023 | 73,088 | 25,256 | 2,171 | 1,855 | 10,516 |
| 平成25年 | 175,690 | 29,538 | 31,023 | 75,427 | 25,079 | 2,007 | 1,677 | 10,939 |

地区別人口割合（合併時～平成24年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

| 年\地区 | 佐倉 | 臼井 | 志津 | 根郷 | 和田 | 弥富 | 千代田 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 昭和29年 | 36.8% | 11.9% | 16.3% | 15.6% | 10.0% | 9.3% | - |
| 昭和35年 | 40.0% | 11.4% | 16.0% | 16.1% | 8.2% | 8.4% | - |
| 昭和40年 | 36.9% | 12.0% | 21.4% | 15.2% | 7.4% | 7.2% | - |
| 昭和45年 | 26.9% | 11.1% | 36.3% | 12.0% | 4.7% | 4.6% | 4.4% |
| 昭和50年 | 24.5% | 11.1% | 43.3% | 10.9% | 3.3% | 3.2% | 3.6% |
| 昭和55年 | 22.1% | 15.2% | 42.3% | 12.1% | 2.7% | 2.5% | 3.2% |
| 昭和60年 | 20.6% | 19.6% | 42.5% | 10.4% | 2.2% | 2.0% | 2.7% |
| 平成元年 | 18.8% | 21.3% | 40.9% | 12.9% | 1.9% | 1.7% | 2.4% |
| 平成5年 | 18.8% | 20.7% | 39.8% | 14.6% | 1.6% | 1.5% | 3.0% |
| 平成10年 | 18.3% | 19.4% | 40.0% | 14.4% | 1.4% | 1.3% | 5.2% |
| 平成15年 | 17.6% | 18.8% | 41.0% | 14.4% | 1.3% | 1.2% | 5.7% |
| 平成20年 | 17.3% | 18.3% | 41.7% | 14.4% | 1.2% | 1.1% | 6.0% |
| 平成25年 | 16.8% | 17.7% | 42.9% | 14.3% | 1.1% | 1.0% | 6.2% |

地区別世帯数の推移（合併時～平成24年）

（各年3月末現在「住民基本台帳人口」）

| 年\地区 | 全市 | 佐倉 | 臼井 | 志津 | 根郷 | 和田 | 弥富 | 千代田 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-------|
| 昭和29年 | 6,838 | - | - | - | - | - | - | - |
| 昭和35年 | 7,614 | 3,284 | 878 | 1,179 | 1,185 | 521 | 567 | - |
| 昭和40年 | 8,864 | 3,417 | 1,062 | 1,963 | 1,339 | 532 | 551 | - |
| 昭和45年 | 15,201 | 4,221 | 1,638 | 5,805 | 1,810 | 567 | 567 | 593 |
| 昭和50年 | 22,347 | 5,627 | 2,385 | 9,749 | 2,701 | 594 | 592 | 699 |
| 昭和55年 | 28,285 | 6,596 | 4,130 | 12,011 | 3,503 | 635 | 611 | 799 |
| 昭和60年 | 35,014 | 7,540 | 6,689 | 14,853 | 3,804 | 653 | 623 | 852 |
| 平成元年 | 41,826 | 8,374 | 8,681 | 17,040 | 5,508 | 664 | 620 | 939 |
| 平成5年 | 49,684 | 1,009 | 9,948 | 19,843 | 7,201 | 682 | 628 | 1,373 |
| 平成10年 | 57,641 | 11,132 | 10,978 | 23,237 | 8,244 | 712 | 634 | 2,704 |
| 平成15年 | 63,456 | 11,674 | 11,916 | 26,282 | 9,030 | 741 | 635 | 3,178 |
| 平成20年 | 68,183 | 12,387 | 12,587 | 28,499 | 9,707 | 766 | 639 | 3,598 |
| 平成25年 | 72,398 | 12,837 | 12,992 | 30,700 | 10,420 | 768 | 666 | 4,015 |

年齢3区分別人口構成割合

(各年3月末現在「住民基本台帳人口」)

| 年 | 総人口 | | | 年少人口(0～14才) | | | | 生産年齢人口(15～64才) | | | | 老年人口(65才以上) | | | |
|-------|---------|--------|--------|-------------|------|--------|--------|----------------|------|--------|--------|-------------|------|--------|--------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 構成比% | 男 | 女 | 総数 | 構成比% | 男 | 女 | 総数 | 構成比% | 男 | 女 |
| 平成21年 | 175,601 | 86,648 | 88,953 | 21,949 | 12.5 | 11,289 | 10,660 | 117,326 | 66.8 | 58,439 | 58,887 | 36,326 | 20.7 | 16,920 | 19,406 |
| 平成22年 | 175,914 | 86,840 | 89,074 | 21,780 | 12.4 | 11,189 | 10,591 | 116,006 | 65.9 | 57,922 | 58,084 | 38,128 | 21.7 | 17,729 | 20,399 |
| 平成23年 | 176,169 | 87,020 | 89,149 | 21,782 | 12.4 | 11,225 | 10,557 | 115,138 | 65.3 | 57,494 | 57,644 | 39,249 | 22.3 | 18,301 | 20,948 |
| 平成24年 | 176,072 | 87,064 | 89,008 | 21,588 | 12.3 | 11,163 | 10,425 | 113,290 | 64.3 | 56,684 | 56,606 | 41,194 | 23.4 | 19,217 | 21,977 |
| 平成25年 | 175,690 | 86,883 | 88,807 | 21,350 | 12.2 | 11,047 | 10,303 | 110,498 | 62.9 | 55,383 | 55,115 | 43,842 | 25.0 | 20,453 | 23,389 |

地区別年齢3区分別人口構成割合

(平成25年3月末現在「住民基本台帳人口」)

| 地区 | 総人口 | | | 年少人口(0～14才) | | | | 生産年齢人口(15～64才) | | | | 老年人口(65才以上) | | | |
|-----|---------|--------|--------|-------------|------|--------|--------|----------------|------|--------|--------|-------------|------|--------|--------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 構成比% | 男 | 女 | 総数 | 構成比% | 男 | 女 | 総数 | 構成比% | 男 | 女 |
| 全市 | 175,690 | 86,883 | 88,807 | 21,350 | 12.2 | 11,047 | 10,303 | 110,498 | 62.9 | 55,383 | 55,115 | 43,842 | 25.0 | 20,453 | 23,389 |
| 佐倉 | 29,538 | 14,521 | 15,017 | 3,038 | 10.3 | 1,539 | 1,499 | 18,055 | 61.1 | 9,181 | 8,874 | 8,445 | 28.6 | 3,801 | 4,644 |
| 臼井 | 31,023 | 15,383 | 15,640 | 3,548 | 11.4 | 1,880 | 1,668 | 19,055 | 61.4 | 9,446 | 9,609 | 8,420 | 27.1 | 4,057 | 4,363 |
| 志津 | 75,427 | 37,088 | 38,339 | 9,977 | 13.2 | 5,178 | 4,799 | 47,119 | 62.5 | 23,319 | 23,800 | 18,331 | 24.3 | 8,591 | 9,740 |
| 根郷 | 25,079 | 12,645 | 12,434 | 2,980 | 11.9 | 1,523 | 1,457 | 16,830 | 67.1 | 8,673 | 8,157 | 5,269 | 21.0 | 2,449 | 2,820 |
| 和田 | 2,007 | 1,019 | 988 | 225 | 11.2 | 120 | 105 | 1,194 | 59.5 | 639 | 555 | 588 | 29.3 | 260 | 328 |
| 弥富 | 1,667 | 842 | 835 | 114 | 6.8 | 62 | 52 | 965 | 57.5 | 516 | 449 | 598 | 35.7 | 264 | 334 |
| 千代田 | 10,939 | 5,385 | 5,554 | 1,468 | 13.4 | 745 | 723 | 7,280 | 66.6 | 3,609 | 3,671 | 2,191 | 20.0 | 1,031 | 1,160 |

年齢3区分別構成割合、構造指数

市：各年 4月1日現在

県：各年 4月1日現在

国：各年10月1日現在

| | | 年齢3区分別構成割合(%) | | | | 指数 | | | |
|-------|---|---------------|-----------------|--------------------|-----------------|------------|------------|------------|-----------|
| | | 総数 | 年少人口 (0~14歳) | 生産年齢人口 (15~64歳) | 老年人口 (65歳以上) | 年少人口 指数 | 老年人口 指数 | 従属人口 指数 | 老年化 指数 |
| 平成19年 | 市 | 100 | 12.6 | 69.1 | 18.3 | 18.3 | 26.5 | 44.8 | 144.8 |
| | 県 | 100 | 13.5 | 68.2 | 18.3 | 19.8 | 26.9 | 46.6 | 135.8 |
| | 国 | 100 | 13.5 | 65.0 | 21.5 | 20.8 | 33.1 | 53.9 | 158.8 |
| 平成20年 | 市 | 100 | 12.5 | 68.2 | 19.3 | 18.3 | 28.2 | 46.5 | 154.0 |
| | 県 | 100 | 13.4 | 67.5 | 19.1 | 19.9 | 28.2 | 48.1 | 141.7 |
| | 国 | 100 | 13.5 | 64.5 | 22.1 | 20.9 | 34.3 | 55.2 | 164.3 |
| 平成21年 | 市 | 100 | 12.5 | 67.0 | 20.5 | 18.6 | 30.6 | 49.1 | 164.5 |
| | 県 | 100 | 13.4 | 66.7 | 19.9 | 20.1 | 29.7 | 49.8 | 148.2 |
| | 国 | 100 | 13.3 | 63.9 | 22.7 | 20.9 | 35.6 | 56.5 | 170.5 |
| 平成22年 | 市 | 100 | 12.3 | 66.2 | 21.5 | 18.7 | 32.4 | 51.1 | 173.8 |
| | 県 | 100 | 13.3 | 66.2 | 20.5 | 20.1 | 30.9 | 51.0 | 153.8 |
| | 国 | 100 | 13.2 | 63.7 | 23.1 | 20.8 | 36.3 | 57.1 | 174.4 |
| 平成23年 | 市 | 100 | 12.4 | 65.6 | 22.1 | 18.8 | 33.6 | 52.5 | 178.6 |
| | 県 | 100 | 13.3 | 65.9 | 20.8 | 20.1 | 31.6 | 51.7 | 157.0 |
| | 国 | 100 | 13.1 | 63.6 | 23.3 | 20.5 | 36.6 | 57.1 | 178.1 |
| 平成24年 | 市 | 100 | 12.2 | 64.6 | 23.2 | 19.0 | 35.8 | 54.8 | 189.1 |
| | 県 | 100 | 13.1 | 65.2 | 21.7 | 20.1 | 33.2 | 53.3 | 165.0 |
| | 国 | 100 | 13.0 | 62.9 | 24.1 | 20.6 | 38.4 | 59.0 | 186.1 |

資料：市・県 印旛健康福祉センター事業年報

国 国民衛生の動向

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

2. 人口動態

人口動態統計総覧

資料：印旛健康福祉センター事業年報

| | 人口 10月1日 現在 | 出生 | | | | | 死亡 | | | | 乳児死亡 | | 新生児死亡 | | 死産 | | | | 周産期死亡 | | | 婚姻 | | 離婚 | | | |
|---|-------------------|-------------|-----------|---------|-----------|---------------------|---------|-----------|---------|-----------|------|-----------|-------|-----------|------|-----------|------|-----------|-------|-----------|----------|-----------------|-------|-----------|-----|-----------|------|
| | | 総数 | 男 | 女 | 率 (人口) | 2500g 未満 (再掲) | 総数 | 男 | 女 | 率 (人口) | 実数 | 率 (性別) | 実数 | 率 (性別) | 自然死産 | | 人工死産 | | 総数 | | 後期 死産 | 早期 新生児 死亡 | 件数 | 率 (人口) | 件数 | 率 (人口) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 実数 | 率 (性別) | 実数 | 率 (性別) | 実数 | 率 (性別) | | | | | | | 実数 |
| 市 | 平成19年 | 171,343 | 1,302 | 691 | 611 | 7.6 | 129 | 1,239 | 668 | 571 | 7.2 | 3 | 2.3 | 2 | 1.5 | 17 | 12.7 | 18 | 13.5 | 4 | 3.1 | 3 | 1 | 762 | 4.4 | 306 | 1.8 |
| | 平成20年 | 171,747 | 1,194 | 608 | 586 | 7.0 | 108 | 1,311 | 733 | 578 | 7.6 | 7 | 5.9 | 4 | 3.4 | 23 | 18.7 | 13 | 10.6 | 8 | 6.7 | 5 | 3 | 785 | 4.6 | 274 | 1.6 |
| | 平成21年 | 172,451 | 1,213 | 599 | 614 | 7.0 | 100 | 1,280 | 715 | 565 | 7.4 | - | - | - | - | 17 | 13.6 | 23 | 18.4 | 5 | 4.1 | 5 | - | 828 | 4.8 | 314 | 1.82 |
| | 平成22年 | 172,167 | 1,175 | 612 | 563 | 6.9 | 103 | 1,370 | 719 | 651 | 8.0 | 3 | 2.6 | 1 | 0.9 | 8 | 6.7 | 14 | 11.7 | 3 | 2.5 | 2 | 1 | 789 | 4.6 | 276 | 1.62 |
| | 平成23年 | 172,268 | 1,198 | 631 | 567 | 6.8 | 112 | 1,437 | 743 | 694 | 8.2 | 6 | 5.0 | 2 | 1.7 | 26 | 21.1 | 11 | 8.9 | 7 | 5.8 | 6 | 1 | 734 | 4.2 | 281 | 1.60 |
| 県 | 平成19年 | 6,108,809 | 51,819 | 26,575 | 25,244 | 8.6 | 4,755 | 45,470 | 25,195 | 20,275 | 7.6 | 134 | 2.6 | 70 | 1.4 | 707 | 13.3 | 601 | 11.3 | 258 | 5.0 | 203 | 55 | 35,750 | 5.9 | 12,353 | 2.05 |
| | 平成20年 | 6,147,347 | 52,306 | 26,877 | 25,429 | 8.7 | 4,716 | 47,147 | 25,811 | 21,336 | 7.8 | 133 | 2.5 | 59 | 1.1 | 669 | 12.5 | 643 | 12.0 | 210 | 4.0 | 171 | 39 | 36,158 | 6.0 | 12,187 | 2.02 |
| | 平成21年 | 6,183,743 | 51,840 | 26,775 | 25,065 | 8.6 | 4,773 | 47,812 | 26,511 | 21,301 | 7.9 | 137 | 2.6 | 73 | 1.4 | 676 | 12.7 | 546 | 10.3 | 267 | 5.1 | 213 | 54 | 35,671 | 5.9 | 12,495 | 2.06 |
| | 平成22年 | 6,217,119 | 51,633 | 26,687 | 24,946 | 8.4 | 4,770 | 50,014 | 27,319 | 22,695 | 8.2 | 117 | 2.3 | 58 | 1.1 | 628 | 11.9 | 611 | 11.6 | 213 | 4.1 | 169 | 44 | 34,7853 | 5.7 | 12,391 | 2.02 |
| | 平成23年 | 6,147,619 | 50,379 | 25,770 | 24,609 | 8.2 | 4,652 | 51,689 | 28,008 | 23,681 | 8.4 | 117 | 2.3 | 59 | 1.2 | 628 | 12.2 | 507 | 9.8 | 220 | 4.4 | 180 | 40 | 32,186 | 5.2 | 11,591 | 1.89 |
| 国 | 平成19年 | 126,085,000 | 1,089,745 | 559,806 | 529,939 | 8.6 | 105,156 | 1,108,280 | 592,759 | 515,521 | 8.8 | 2,828 | 2.6 | 1,433 | 1.3 | 13,117 | 11.7 | 16,206 | 14.5 | 4,903 | 4.5 | 3,852 | 1,051 | 719,801 | 5.7 | 254,822 | 2.02 |
| | 平成20年 | 125,947,000 | 1,091,150 | 559,513 | 531,637 | 8.7 | 104,480 | 1,142,467 | 608,737 | 533,730 | 9.1 | 2,798 | 2.6 | 1,331 | 1.2 | 12,626 | 11.3 | 15,556 | 13.9 | 4,721 | 4.3 | 3,752 | 969 | 726,113 | 5.8 | 251,147 | 1.99 |
| | 平成21年 | 127,509,567 | 1,070,025 | 548,989 | 521,036 | 8.5 | 102,672 | 1,141,920 | 609,079 | 532,841 | 9.1 | 2,556 | 2.4 | 1,254 | 1.2 | 12,218 | 11.1 | 14,803 | 13.5 | 4,517 | 4.2 | 3,643 | 874 | 707,824 | 5.6 | 253,408 | 2.01 |
| | 平成22年 | 128,056,026 | 1,071,306 | 550,743 | 520,563 | 8.4 | 103,049 | 1,197,066 | 633,724 | 563,342 | 9.5 | 2,450 | 2.3 | 1,167 | 1.1 | 12,251 | 11.2 | 14,320 | 13.0 | 4,518 | 4.2 | 3,640 | 878 | 700,213 | 5.5 | 251,383 | 1.99 |
| | 平成23年 | 126,180,000 | 1,050,806 | 538,271 | 512,535 | 8.3 | 100,378 | 1,253,066 | 656,540 | 596,526 | 9.9 | 2,463 | 2.3 | 1,147 | 1.1 | 11,940 | 11.1 | 13,811 | 12.8 | 4,315 | 4.1 | 3,491 | 824 | 661,895 | 5.2 | 235,719 | 1.87 |

主要死因別死亡状況（平成19年）

（率は、人口10万対）

| 順位 | 市 | | | | | 県 | | | | | 国 | | | | |
|----|------------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|---------|-------|
| | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 |
| 1 | 悪性新生物 | 390 | 240 | 150 | 227.6 | 悪性新生物 | 13,974 | 8,707 | 5,267 | 232.2 | 悪性新生物 | 336,290 | 202,628 | 133,662 | 266.7 |
| 2 | 心疾患 | 234 | 124 | 110 | 136.6 | 心疾患 | 7,935 | 3,967 | 3,968 | 131.8 | 心疾患 | 175,396 | 83,009 | 92,387 | 139.1 |
| 3 | 肺炎 | 150 | 81 | 69 | 87.5 | 脳血管疾患 | 5,011 | 2,573 | 2,438 | 83.3 | 脳血管疾患 | 126,940 | 60,938 | 66,002 | 100.7 |
| 4 | 脳血管疾患 | 142 | 66 | 76 | 82.9 | 肺炎 | 4,371 | 2,389 | 1,982 | 72.6 | 肺炎 | 110,080 | 58,532 | 51,548 | 87.3 |
| 5 | 老衰 | 31 | 4 | 27 | 18.1 | 不慮の事故 | 1,457 | 893 | 564 | 24.2 | 不慮の事故 | 37,874 | 22,642 | 15,232 | 30.0 |
| 6 | 不慮の事故 | 30 | 16 | 14 | 17.5 | 老衰 | 1,406 | 351 | 1,055 | 23.4 | 自殺 | 30,777 | 21,977 | 8,800 | 24.4 |
| 7 | 自殺 | 29 | 21 | 8 | 16.9 | 自殺 | 1,294 | 929 | 365 | 21.5 | 老衰 | 30,712 | 7,486 | 23,226 | 24.4 |
| 8 | その他呼吸器系の疾患 | 27 | 17 | 10 | 15.8 | 腎不全 | 802 | 390 | 412 | 13.3 | 腎不全 | 21,606 | 9,919 | 11,687 | 17.1 |
| 9 | 腎不全 | 21 | 10 | 11 | 12.3 | 肝疾患 | 628 | 422 | 206 | 10.4 | 肝疾患 | 16,164 | 10,680 | 5,484 | 12.8 |
| 10 | 大動脈瘤及び解離 | 17 | 11 | 6 | 9.9 | 糖尿病 | 617 | 351 | 266 | 10.3 | 慢性閉塞性肺疾患 | 14,890 | 11,435 | 3,455 | 11.8 |

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成20年）

（率は、人口10万対）

| 順位 | 市 | | | | | 県 | | | | | 国 | | | | |
|----|------------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|---------|-------|
| | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 |
| 1 | 悪性新生物 | 408 | 263 | 145 | 237.6 | 悪性新生物 | 14,391 | 8,920 | 5,471 | 234.1 | 悪性新生物 | 342,849 | 206,287 | 136,562 | 272.7 |
| 2 | 心疾患 | 237 | 127 | 110 | 138.0 | 心疾患 | 8,411 | 4,302 | 4,109 | 136.8 | 心疾患 | 181,822 | 86,069 | 95,753 | 144.4 |
| 3 | 脳血管疾患 | 142 | 70 | 72 | 82.7 | 脳血管疾患 | 5,120 | 2,510 | 2,610 | 83.3 | 脳血管疾患 | 126,944 | 61,073 | 65,871 | 100.8 |
| 4 | 肺炎 | 140 | 82 | 58 | 81.5 | 肺炎 | 4,573 | 2,428 | 2,145 | 74.4 | 肺炎 | 115,240 | 61,297 | 53,943 | 91.5 |
| 5 | 老衰 | 41 | 8 | 33 | 23.9 | 老衰 | 1,593 | 382 | 1,211 | 25.9 | 不慮の事故 | 38,030 | 22,754 | 15,276 | 30.2 |
| 6 | 不慮の事故 | 37 | 18 | 19 | 21.5 | 不慮の事故 | 1,415 | 867 | 548 | 23.0 | 老衰 | 35,951 | 8,739 | 27,212 | 28.5 |
| 7 | 自殺 | 32 | 24 | 8 | 18.6 | 自殺 | 1,258 | 894 | 364 | 20.5 | 自殺 | 30,197 | 21,523 | 8,674 | 24.0 |
| 8 | その他呼吸器系の疾患 | 32 | 16 | 16 | 18.6 | 腎不全 | 799 | 396 | 403 | 13.0 | 腎不全 | 22,491 | 10,414 | 12,077 | 17.9 |
| 9 | 腎不全 | 19 | 14 | 5 | 11.0 | 肝疾患 | 617 | 381 | 236 | 10.0 | 肝疾患 | 16,229 | 10,586 | 5,643 | 12.9 |
| 10 | その他消化器系の疾患 | 18 | 8 | 10 | 10.5 | 糖尿病 | 598 | 319 | 279 | 9.7 | 慢性閉塞性肺疾患 | 15,505 | 11,931 | 3,574 | 12.3 |

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成21年）

（率は、人口10万対）

| 順位 | 市 | | | | | 県 | | | | | 国 | | | | |
|----|------------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|---------|-------|
| | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 |
| 1 | 悪性新生物 | 422 | 267 | 155 | 244.7 | 悪性新生物 | 14,691 | 9,051 | 5,640 | 242.4 | 悪性新生物 | 343,954 | 206,260 | 137,694 | 273.4 |
| 2 | 心疾患 | 232 | 135 | 97 | 134.5 | 心疾患 | 8,333 | 4,317 | 4,016 | 137.5 | 心疾患 | 180,602 | 85,443 | 95,159 | 143.5 |
| 3 | 脳血管疾患 | 135 | 57 | 78 | 78.3 | 脳血管疾患 | 5,032 | 2,518 | 2,514 | 83.0 | 脳血管疾患 | 122,274 | 59,243 | 63,031 | 97.2 |
| 4 | 肺炎 | 123 | 61 | 62 | 71.3 | 肺炎 | 4,594 | 2,476 | 2,118 | 75.8 | 肺炎 | 111,922 | 59,841 | 52,081 | 89.0 |
| 5 | 自殺 | 41 | 32 | 9 | 23.8 | 老衰 | 1,662 | 404 | 1,258 | 27.4 | 老衰 | 38,649 | 9,293 | 29,356 | 30.7 |
| 6 | 老衰 | 40 | 13 | 27 | 23.2 | 不慮の事故 | 1,447 | 919 | 528 | 23.9 | 不慮の事故 | 37,583 | 22,502 | 15,081 | 29.9 |
| 7 | その他呼吸器系の疾患 | 35 | 18 | 17 | 20.3 | 自殺 | 1,320 | 954 | 366 | 21.8 | 自殺 | 30,649 | 22,158 | 8,491 | 24.4 |
| 8 | 不慮の事故 | 30 | 16 | 14 | 17.4 | 腎不全 | 811 | 438 | 373 | 13.4 | 腎不全 | 22,724 | 10,706 | 12,018 | 18.1 |
| 9 | その他の症状 | 22 | 14 | 8 | 12.8 | 肝疾患 | 666 | 435 | 231 | 11.0 | 肝疾患 | 15,937 | 10,440 | 5,497 | 12.7 |
| 10 | 大動脈瘤及び解離 | 21 | 10 | 11 | 12.2 | 糖尿病 | 631 | 356 | 275 | 10.4 | 慢性閉塞性肺疾患 | 15,339 | 11,928 | 3,411 | 12.2 |

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成22年）

（率は、人口10万対）

| 順位 | 市 | | | | | 県 | | | | | 国 | | | | |
|----|------------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|---------|-------|
| | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 |
| 1 | 悪性新生物 | 405 | 238 | 167 | 235.2 | 悪性新生物 | 15,026 | 9,114 | 5,912 | 245.0 | 悪性新生物 | 353,318 | 211,322 | 141,996 | 279.6 |
| 2 | 心疾患 | 257 | 127 | 130 | 148.7 | 心疾患 | 8,752 | 4,435 | 4,317 | 142.7 | 心疾患 | 189,192 | 88,695 | 100,497 | 149.7 |
| 3 | 脳血管疾患 | 173 | 83 | 90 | 101.1 | 肺炎 | 5,009 | 2,724 | 2,285 | 81.7 | 脳血管疾患 | 123,393 | 60,151 | 63,242 | 97.6 |
| 4 | 肺炎 | 143 | 81 | 62 | 83.1 | 脳血管疾患 | 4,992 | 2,537 | 2,455 | 81.4 | 肺炎 | 118,806 | 63,518 | 55,288 | 94.0 |
| 5 | その他呼吸器系の疾患 | 39 | 17 | 22 | 22.7 | 老衰 | 1,843 | 486 | 1,357 | 30.1 | 老衰 | 45,323 | 10,787 | 34,536 | 35.9 |
| 6 | 老衰 | 38 | 6 | 32 | 22.1 | 不慮の事故 | 1,572 | 962 | 610 | 25.6 | 不慮の事故 | 40,583 | 23,914 | 16,669 | 32.1 |
| 7 | 自殺 | 34 | 23 | 11 | 19.7 | 自殺 | 1,329 | 917 | 412 | 21.7 | 自殺 | 29,524 | 21,008 | 8,516 | 23.4 |
| 8 | その他消化器系の疾患 | 23 | 15 | 8 | 13.4 | 腎不全 | 876 | 432 | 444 | 14.3 | 腎不全 | 23,691 | 11,013 | 12,678 | 18.7 |
| 9 | 腎不全 | 22 | 11 | 11 | 13.4 | 肝疾患 | 640 | 428 | 212 | 10.4 | 慢性閉塞性肺疾患 | 16,275 | 12,669 | 3,606 | 12.9 |
| 10 | 大動脈瘤及び解離 | 23 | 15 | 8 | 12.8 | 糖尿病 | 634 | 380 | 254 | 10.3 | 肝疾患 | 16,180 | 10,591 | 5,589 | 12.8 |

資料：印旛健康福祉センター事業年報

主要死因別死亡状況（平成23年）

（率は、人口10万対）

| 順位 | 市 | | | | | 県 | | | | | 国 | | | | |
|----|------------|-----|-----|-----|-------|----------|--------|-------|-------|-------|----------|---------|---------|---------|-------|
| | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 | 死因 | 総数 | 男 | 女 | 率 |
| 1 | 悪性新生物 | 437 | 246 | 191 | 253.7 | 悪性新生物 | 15,277 | 9,335 | 5,942 | 249.0 | 悪性新生物 | 357,305 | 213,190 | 144,115 | 283.2 |
| 2 | 心疾患 | 226 | 123 | 103 | 131.2 | 心疾患 | 9,200 | 4,720 | 4,480 | 150.0 | 心疾患 | 194,926 | 91,298 | 103,628 | 154.5 |
| 3 | 肺炎 | 152 | 85 | 67 | 88.2 | 肺炎 | 5,195 | 2,708 | 2,487 | 84.7 | 肺炎 | 124,749 | 66,601 | 58,148 | 98.9 |
| 4 | 脳血管疾患 | 137 | 49 | 88 | 79.5 | 脳血管疾患 | 4,991 | 2,484 | 2,507 | 81.4 | 脳血管疾患 | 123,867 | 59,616 | 64,251 | 98.2 |
| 5 | 老衰 | 51 | 13 | 38 | 29.6 | 老衰 | 2,127 | 536 | 1,591 | 34.7 | 不慮の事故 | 59,416 | 32,483 | 26,933 | 47.1 |
| 6 | 不慮の事故 | 47 | 29 | 18 | 27.3 | 不慮の事故 | 1,592 | 994 | 598 | 25.9 | 老衰 | 52,242 | 12,525 | 39,717 | 41.4 |
| 7 | その他呼吸器系の疾患 | 46 | 25 | 21 | 26.7 | 自殺 | 1,370 | 957 | 413 | 22.3 | 自殺 | 28,896 | 19,904 | 8,992 | 22.9 |
| 8 | 自殺（7位） | 46 | 34 | 12 | 26.7 | 腎不全 | 945 | 476 | 469 | 15.4 | 腎不全 | 24,526 | 11,587 | 12,939 | 19.4 |
| 9 | 腎不全 | 31 | 18 | 13 | 18.0 | 糖尿病 | 654 | 351 | 303 | 10.7 | 慢性閉塞性肺疾患 | 16,639 | 12,998 | 3,641 | 13.2 |
| 10 | その他消化器系の疾患 | 27 | 10 | 17 | 15.7 | 大動脈瘤及び解離 | 645 | 353 | 292 | 10.5 | 肝疾患 | 16,390 | 10,644 | 5,746 | 13.0 |

資料：印旛健康福祉センター事業年報

部位別悪性新生物死亡数

(死亡率は人口10万対)

| 年 部位 | 平成 19 年 | | | 平成 20 年 | | | 平成 21 年 | | | 平成 22 年 | | | 平成 23 年 | | |
|-------------|---------|-------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 食道 | 10 | 1 | 11 | 11 | 1 | 12 | 13 | - | 13 | 12 | 3 | 15 | 18 | 4 | 22 |
| 胃 | 39 | 17 | 56 | 50 | 26 | 76 | 40 | 19 | 59 | 38 | 19 | 57 | 41 | 20 | 61 |
| 腸 | 37 | 21 | 58 | 35 | 19 | 54 | 35 | 23 | 58 | 23 | 26 | 49 | 29 | 39 | 68 |
| 肝臓 | 17 | 11 | 28 | 22 | 6 | 28 | 24 | 7 | 31 | 28 | 8 | 36 | 20 | 11 | 31 |
| 膵臓 | 20 | 19 | 39 | 17 | 10 | 27 | 19 | 18 | 37 | 15 | 13 | 28 | 21 | 16 | 37 |
| 気管支・肺 | 60 | 18 | 78 | 57 | 21 | 78 | 57 | 21 | 78 | 50 | 26 | 76 | 42 | 27 | 69 |
| 乳房 | 0 | 15 | 15 | 1 | 21 | 22 | - | 20 | 20 | - | 20 | 20 | - | 16 | 16 |
| 子宮 | - | 9 | 9 | - | 7 | 7 | - | 8 | 8 | - | 5 | 5 | - | 10 | 10 |
| 前立腺 | 12 | - | 12 | 15 | - | 15 | 7 | - | 7 | 20 | - | 20 | 11 | - | 11 |
| 白血病 | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | 3 | 7 | 1 | 8 | 10 | 5 | 15 | 4 | 4 | 8 |
| その他 | 43 | 37 | 80 | 54 | 32 | 86 | 65 | 38 | 103 | 42 | 42 | 84 | 60 | 44 | 104 |
| 計 | 240 | 150 | 390 | 263 | 145 | 408 | 267 | 155 | 422 | 238 | 167 | 405 | 246 | 191 | 437 |
| 死 亡 率 | 市 | 227.6 | | 237.6 | | | 244.7 | | | 235.2 | | | 253.7 | | |
| | 県 | 232.2 | | 234.1 | | | 242.4 | | | 245.0 | | | 249.0 | | |
| | 国 | 266.7 | | 272.7 | | | 273.4 | | | 279.6 | | | 283.2 | | |

資料：H23年印旛健康福祉センター事業年報

-：該当なし

3 . 母子保健

低体重児届出状況

(単位：人)

| 年度 \ 体重 | 総数 | 499 g 以下 | 500 ~ 999 g | 1,000 ~ 1,499 g | 1,500 ~ 1,999 g | 2,000 ~ 2,499 g |
|----------|----|----------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 平成 19 年度 | 50 | - | - | 4 | 6 | 40 |
| 平成 20 年度 | 24 | - | 1 | 1 | 2 | 20 |
| 平成 21 年度 | 48 | - | 2 | 3 | 8 | 35 |
| 平成 22 年度 | 37 | - | 2 | 1 | 8 | 26 |
| 平成 23 年度 | 24 | - | - | 1 | 3 | 20 |

- : 該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

4 . 結核

年度末現在登録者数（年齢階級別）

(単位：人)

| 年度 \ 区分 | 総数 | 0 ~ 4 歳 | 5 ~ 9 歳 | 10 ~ 14 歳 | 15 ~ 19 歳 | 20 ~ 29 歳 | 30 ~ 39 歳 | 40 ~ 49 歳 | 50 ~ 59 歳 | 60 ~ 69 歳 | 70 歳 以上 |
|----------|----|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| 平成 19 年度 | 80 | - | - | 1 | - | 11 | 14 | 3 | 17 | 15 | 19 |
| 平成 20 年度 | 25 | - | - | - | - | 2 | 3 | 2 | 4 | 3 | 11 |
| 平成 21 年度 | 31 | - | - | - | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 4 | 18 |
| 平成 22 年度 | 31 | - | - | - | 2 | 1 | 4 | 3 | 4 | 3 | 14 |
| 平成 23 年度 | 39 | - | - | - | 3 | 1 | 7 | 7 | 3 | 5 | 13 |

- : 該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

5 . 精神保健

自立支援医療（精神通院）認定件数

（各年度末現在） （単位：件）

| | 公費負担患者数 |
|--------|---------|
| 平成19年度 | 1,326 |
| 平成20年度 | 1,464 |
| 平成21年度 | 1,651 |
| 平成22年度 | 1,865 |
| 平成23年度 | 1,965 |

資料：印旛健康福祉センター事業年報

入院患者等の状況

（各年6月30日現在）（単位：件）

| | 人 口 | 県内病院への入院患者数 | 人口万対入院患者数 | 管内患者入院先（再掲） | | | | | |
|--------|---------|-------------|-----------|--------------|------|------|-----|--------------|------|
| | | | | 圏内の病院への入院患者数 | | | | 圏外の病院への入院患者数 | |
| | | | | 管内病院 | | 管外病院 | | | |
| | | | | 数 | % | 数 | % | 数 | % |
| 平成19年度 | 171,298 | 262 | 21.6 | 119 | 45.4 | 5 | 1.9 | 138 | 52.7 |
| 平成20年度 | 171,519 | 244 | 14.2 | 111 | 45.5 | - | - | 133 | 54.5 |
| 平成21年度 | 172,237 | 252 | 14.6 | 117 | 46.4 | - | - | 135 | 53.6 |
| 平成22年度 | 172,617 | 271 | 15.7 | 125 | 46.1 | - | - | 146 | 53.9 |
| 平成23年度 | 172,342 | 254 | 14.7 | 120 | 47.2 | | | 134 | 52.8 |

-：該当なし

資料：印旛健康福祉センター事業年報

*人口 7月1日現在（千葉県毎月常住人口調査による）

佐倉市保健事業のまとめ - 平成24年度 -

平成25年12月発行

| | |
|----|--------------------------------------|
| 発行 | 佐倉市健康子ども部健康増進課 |
| 住所 | 〒285-0825 佐倉市江原台2-27（佐倉市健康管理センター） |
| 電話 | 043(485)6713 |
